

様式 1-2-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構		
評価対象中期目標期間	中期目標期間実績評価	第4期中期目標期間	
	中期目標期間	平成30～令和4年度	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	雇用環境・均等局勤労者生活課	担当課、責任者	勤労者生活課長 大隈 俊弥
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官 石塚 哲朗
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
令和5年8月9日に法人の理事長／理事からのヒアリング及び外部有識者委員からの意見聴取を実施した。

4. その他評価に関する重要事項

様式 1-2-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体として概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
		B
評価に至った理由	項目別評価のうち、Aが3項目、Bが7項目となっており、全体として評価を引き下げる事象も認められないため、B評価とした。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	①資産の運用【重要度：高】は、5年間年率としては建退共、清退共は3資産で、中退共、林退共は4資産全てでベンチマークを上回ったこと、さらに、基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャーについてゼロベースから見直しを実施し、過度なリスクテイクを改めるとともに、リスク分散体制を確立したこと、②加入促進対策の効果的实施については、目標策定時には想定しなかった新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、従前の対面による活動に制約が生じたものの、オンライン説明会等の代替手段に切り替えるなど柔軟な取組を行ったこと、③内部統制について、資産運用委員会、情報セキュリティ有識者委員会、リスク管理・コンプライアンス委員会など、専門性の高い外部有識者委員が参画する委員会開催や、監事監査等を通じて内部統制の強化に取り組んだこと、さらに、全体として評価を引き下げる事象もなかったことから、中期目標に沿った組織運営が行われていると評価できる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	①費用対効果の観点にも留意し、適正な未請求者比率の目標を設定した上で、対応策を検討する。 ②退職金共済手帳の未更新者を減少させるため、調査等により把握した住所情報把握者に対する取組を一層強化する。 ③加入促進対策について、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。 ④勤労者世帯の持家率は自営業主世帯と比べて今なお立ち後れが見られることや、転貸融資件数・金額が減少している状況を踏まえ、利用者の増加に繋がるよう、引き続き、低利・長期にわたる財形持家融資制度の普及と利用促進に取り組む必要がある。
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務は法令等に従い適正に実施され、第4期中期計画に基づき策定した令和4事業年度計画の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されている。 ・内部統制に関すること、役員の不正行為、法令違反、事業報告書及び財務諸表等の内容について、いずれも適正に行われており指摘すべき重大な事項は認められない。 ・重点化対象項目、その他の項目や課題についても真摯に取り組んでおり、概ね期待に応える成果を上げてきた。
その他特記事項	特になし

様式 1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考 欄
	30 年度	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
第1 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標 を達成するためとるべき措置									
I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業 (1) 資産の運用 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的実施 (4) サービスの向上	B ○重	B ○重	A ○重	B ○重	A ○重	A ○重	A ○重	1-1	P4
2 建設業退職金共済事業 (1) 資産の運用 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的実施 (4) サービスの向上	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	1-2	P35
3 清酒製造業退職金共済事業 (1) 資産の運用 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的実施 (4) サービスの向上	B ○重	B ○重	B ○重	B ○重	B ○重	B ○重	B ○重	1-3	P59
4 林業退職金共済事業 (1) 資産の運用 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的実施 (4) サービスの向上	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	1-4	P76
II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的実施 3 財務運営	B	B	B	B	B	B	B	1-5	P98
III 雇用促進融資事業	B	B	B	B	B	B	B	1-6	P107

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期目標	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考 欄
	30 年度	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
II. 業務運営の効率化に関する事項									
第2 業務運営の効率化に関する目標を 達成するためとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の 確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進	B	B	B	B	B	B	B	2-1	P109
III. 財務内容の改善に関する事項									
第3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	B	B	3-1	P123
IV. その他の事項									
第4 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の強化 2 情報セキュリティ対策の推進等 (1) 情報セキュリティ対策の推進 (2) 災害時等における事業継続性の強 化 3 退職金共済事業と財産形成促進事業 との連携 4 資産運用における社会的に優良な企 業への投資	B	B	B	A	A	A	A	4-1	P127
第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供 しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項	B	B	B	B	B	B	B	5-1	P143

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度 高】</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>【指標】</p> <p>委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>(理由)</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)	各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保		国内債券 【0.08%】	国内債券 【0.12%】	国内債券 【0.30%】	国内債券 【0.15%】	国内債券 【△0.02%】	予算額 (千円)	381,102,594	397,566,389	390,287,850	409,420,827	406,525,341
			国内株式 【△0.43%】	国内株式 【△0.29%】	国内株式 【2.85%】	国内株式 【0.36%】	国内株式 【0.34%】	決算額 (千円)	378,466,235	381,672,487	384,175,686	383,639,735	390,927,749
			外国債券 【△0.17%】	外国債券 【△0.97%】	外国債券 【1.19%】	外国債券 【0.21%】	外国債券 【0.88%】	経常費用 (千円)	452,204,713	488,379,120	523,311,705	468,346,654	519,527,762
			外国株式 【△0.13%】	外国株式 【0.78%】	外国株式 【5.50%】	外国株式 【△3.21%】	外国株式 【△0.43%】	経常利益 (千円)	△3,351,799	△55,254,428	157,625,979	△3,732,371	△79,448,786
請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率	毎年度 1.3%以下		1.46%	1.65%	1.71%	1.83%	1.91%	行政コスト (千円)	-	488,965,110	523,318,754	468,352,446	519,528,116

同上【達成度】			【 89.0%】	【78.8%】	【76.0%】	【71.0%】	【68.1%】	行政サービス実施コスト（千円）	10,641,816	-	-	-	-
請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合	毎年度0.4%以下		0.41%	0.47%	0.46%	0.49%	0.54%						
同上【達成度】			【 97.6%】	【85.1%】	【87.0%】	【81.6%】	【74.1%】						
中期目標期間中の新規被共済者目標数	165万人以上		30年度目標343,000人	元年度目標数337,000人	2年度目標数331,000人	3年度目標数325,000人	4年度目標数319,000人						
新規被共済者数【達成度】			377,908人【110.2%】	383,483人【113.8%】	367,510人【111.0%】	378,094人【116.3%】	363,018人【113.8%】						
目標の処理期間内における退職金等支給実施	受付から18営業日以内全支給		100%	100%	100%	100%	100%						
ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）	毎年度80%以上		87.0%	87.6%	85.8%	86.6%	81.5%						
同上【達成度】			【 108.8%】	【109.5%】	【107.3%】	【108.3%】	【101.9%】						
ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数	毎年度115万件以上		1,414,635件	1,320,618件	1,515,416件	1,761,202件	1,753,182件						
同上【達成度】			【 123.0%】	【 114.8%】	【131.8%】	【153.1%】	【152.5%】						
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上		1回	1回	1回	1回	1回						
同上【達成度】			【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	従事人員数	193	200	198	194	189
同上【達成度】			【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】						

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
					評定	A	評定	A
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>I 退職金共済事業</p> <p>1 一般の中小企業退職金共済事業</p> <p>機構は、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の人手不足の深刻化により労働力の確保を通じた中小企業の経営基盤の充実の必要性が一層高まっていること等を踏まえ、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>I 退職金共済事業</p> <p>1 一般の中小企業退職金共済事業</p>		<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>I 退職金共済事業</p> <p>1 一般の中小企業退職金共済事業</p>	<p><自己評価> 評定：S 平成27年の独法通則法改正の趣旨を踏まえ、前中期計画期間中の平成28年度にローリングプランを策定し、これに基づき機構全体のガバナンス体制の改革・整備を行ってきた。その一環として、資産運用分野では、平成27年10月に設置された資産運用委員会の外部有識者の知見を活用しながら、ガバナンス強化のための取組を行ってきた。 マイナス金利政策下にもかかわらず、最低限のリスクで最大限の効果を実現した。平成30年度から令和4年度までの5年間で約2,840億円の運用収益を上げ、予定運用利回り1%を堅持し、平成29年度以降、約800億円の付加退職金支給を決定されてなお、4,475億円の利益剰余金を確保し強靱な財務体質を実現出来たのは、資産運用委員会での熟議を踏まえて断行した、基本ポートフォリオ及びマネジャー・ストラクチャーのゼロベースからの見直しが大きい。 一方、事業推進活動においては強靱な財務体質という機構に対する安心感の醸成に加え、複数メディアによる集中広報や科学的なマーケティング調査、説明会におけるWEB会議方式などPDCAサイクルを利かせた新規施策の導入もあって、コロナ禍や原材料価格・人件費高騰等という逆境の中でも新規加入者数は各年度とも目標値を1割以上上回った。これが、資産運用と並ぶ中退共の収益を支える運用資産残高の拡大（平成29年度末約4兆8千億円→令和4年度末約5兆3千億円）に貢献している。 資産運用の制度全体として</p>	<p><自己評価> 評定：S 平成27年の独法通則法改正の趣旨を踏まえ、前中期計画期間中の平成28年度にローリングプランを策定し、これに基づき機構全体のガバナンス体制の改革・整備を行ってきた。その一環として、資産運用分野では、平成27年10月に設置された資産運用委員会の外部有識者の知見を活用しながら、ガバナンス強化のための取組を行ってきた。 マイナス金利政策下にもかかわらず、最低限のリスクで最大限の効果を実現した。平成30年度から令和4年度までの5年間で約2,840億円の運用収益を上げ、予定運用利回り1%を堅持し、平成29年度以降、約800億円の付加退職金支給を決定されてなお、4,475億円の利益剰余金を確保し強靱な財務体質を実現出来たのは、資産運用委員会での熟議を踏まえて断行した、基本ポートフォリオ及びマネジャー・ストラクチャーのゼロベースからの見直しが大きい。 一方、事業推進活動においては強靱な財務体質という機構に対する安心感の醸成に加え、複数メディアによる集中広報や科学的なマーケティング調査、説明会におけるWEB会議方式などPDCAサイクルを利かせた新規施策の導入もあって、コロナ禍や原材料価格・人件費高騰等という逆境の中でも新規加入者数は各年度とも目標値を1割以上上回った。これが、資産運用と並ぶ中退共の収益を支える運用資産残高の拡大（平成29年度末約4兆8千億円→令和4年度末約5兆3千億円）に貢献している。 資産運用の制度全体として</p>	<p><評定に至った理由> 重要度を高く設定した、資産の運用については、目標期間中には新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした金融市況の大幅な変動等、予測しがたい外部要因があったものの、4年間年率としては4資産全てでベンチマークを上回った。さらに、基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャーについてゼロベースから見直しを実施し、過度なリスクテイクを改めるとともに、リスク分散体制を確立した。マイナス金利政策下にもかかわらず、5年間に約2,840億円の運用収益を上げ、約4,475億円の利益剰余金を確保した。また、ロシアによるウクライナ侵攻を受け内外株式が下落する局面があるなど予測しがたい外部要因に対しても、運用機関に情報収集・分析と提供を求め、適切な対応をとることができるように備える等、迅速な対応を行った。さらに、委託運用部分の合同運用は、林退共、清退共に続き令和4年度に建退共が参画したことにより、全経理が合同運用となるとともに、経理別に6つに分かれていた資産運用の基本方針を一本化した新たな基本方針を策定した。 確実な退職金の支給に向けた取組については、定量的指標は未達成となったが、未請求者等に対するアンケート結果の分析により、企業間通算の利用希望者の増加が未請求者増加の要因</p>	<p><評定に至った理由> 重要度を高く設定した、資産の運用については、目標期間中には新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした金融市況の大幅な変動等、予測しがたい外部要因があったものの、5年間年率としては4資産全てでベンチマークを上回った。さらに、基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャーについてゼロベースから見直しを実施し、過度なリスクテイクを改めるとともに、リスク分散体制を確立した。マイナス金利政策下にもかかわらず、5年間に約2,840億円の運用収益を上げ、約4,475億円の利益剰余金を確保した。また、ロシアによるウクライナ侵攻を受け内外株式が下落する局面があるなど予測しがたい外部要因に対しても、運用機関に情報収集・分析と提供を求め、適切な対応をとることができるように備える等、迅速な対応を行った。さらに、委託運用部分の合同運用は、林退共、清退共に続き令和4年度に建退共が参画したことにより、全経理が合同運用となるとともに、経理別に6つに分かれていた資産運用の基本方針を一本化した新たな基本方針を策定した。 確実な退職金の支給に向けた取組については、定量的指標は未達成となったが、未請求者等</p>	

					<p>のガバナンスも機構と関係機関（資産運用委員会、運営委員会、厚生労働省勤労者生活課、厚生労働省労働政策審議会等）の間の役割分担と協力関係について整理し文書化した。そうした協力関係の中で行った適切な情報提供は、付加退職金の支給ルールの見直し実現に繋がった。また、制度全体のガバナンス体制の整理を梃子に本格的なスチュワードシップ活動にも踏み出し、本邦資本市場の健全な成長を促し、その結果年金などの資産運用を通じて、勤労者の老後の生活の安定に資する事を目指すという、公的機関のアセットオーナーとして機構に与えられた社会的使命にも応えている。</p> <p>システム再構築プロジェクトも抑々は、予定運用利回りの変更等、環境変化に対する機動的な対応を狙ったものである。</p> <p>さらに、この一連の改革が、外部の有識者委員や一流のコンサルタントとの協働作業を通じて、懸案であった資産運用とシステムという日進月歩の分野での人材の飛躍的な養成に繋がった。</p> <p>あるべき姿のモデルに向かって中退共を再構築したのは、運用資産額で機構全体の8割以上を占める機構の屋台骨でもあるにもかかわらず、かつて(平成20年度)約3,500億円の累積欠損金を抱えたことに対する分析が本質に迫っておらず、また累積欠損金に陥る恐れもあったからである。岩盤の中退共を改革したことで、他の共済制度へのモデルの拡張、伝播は円滑に進みつつある。委託運用部分の合同運用は、林退共、清退共に続き令和4年度に建退共が参画したことに因り、全経理が合同運用となった。さらに、運用の基本方針については、経理別に6つに分かれて策定されていたものを廃止</p>	<p>となっていることが判明したことから、達成困難な指標であったものと認められる。また、アンケート結果の分析により把握した、退職金少額層における未請求原因である手続負担について、負担軽減の取組を行った。</p> <p>加入促進対策の効果の実施については、目標策定時には想定しなかった新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面による活動に制約が生じる等予測しがたい外部要因により従前の加入促進活動の見直しが求められたものの、電話や文書、オンライン説明会等の代替手段に切り替えるなど柔軟な取組を行った。</p> <p>定量的な指標については、達成困難な要因が判明した退職金未請求縮減に係る目標を除き、概ね達成している。また、定量的な指標以外の部分で、法人が自主的に次期につながる資産の運用を含めた枠組み作りを取り組むとともに、スチュワードシップ活動などにより公的機関のアセットオーナーとしての社会的使命に就いており、目標策定時の想定以上の成果をあげたことを考慮し、「A」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>	<p>に対するアンケート結果の分析により、企業間通算の利用希望者の増加が未請求者増加の要因となっていることが判明したことから、達成困難な指標であったものと認められる。また、アンケート結果の分析により把握した、退職金少額層における未請求原因である手続負担について、負担軽減の取組を行った。</p> <p>加入促進対策の効果の実施については、目標策定時には想定しなかった新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面による活動に制約が生じる等予測しがたい外部要因により従前の加入促進活動の見直しが求められたものの、電話や文書、オンライン説明会等の代替手段に切り替えるなど柔軟な取組を行った。中期目標期間の各年度の加入目標については全て1割以上上回った。</p> <p>定量的な指標については、達成困難な要因が判明した退職金未請求縮減に係る目標を除き、概ね達成している。また、定量的な指標以外の部分で、法人が自主的に次期につながる資産の運用を含めた枠組み作りを取り組むとともに、スチュワードシップ活動などにより公的機関のアセットオーナーとしての社会的使命に就いており、目標策定時の想定以上の成果をあげたことを考慮し、「A」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とする</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をい</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。 	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的な運用を基本として実施した。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米中貿易摩擦を背景とした先行き不透明感の高まり等から国内株式相場が下落したことを主因に委託運用部分の利回りが低下した。また、自家運用においては、金利低迷の継続により、利回りの低下傾向が続いているが、投資期間長期化により低下ペースは緩やかなものとなった。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を契機とした金融市況の大幅な変動等を背景に、委託運用部分の利回りはマイナスとなった。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続くなか、主要先進国の大規模な経済対策や主要中央銀行の積極的な金融緩和策の他、ワクチン開発、接種の進展等を背景に、内外株式相場が大きく上昇したこと等から、委託運用で大きな収益を計上した。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし 	<p>し、一本化した新たな基本方針（機構の特性、制度全体のガバナンス体制及びスチュワードシップ責任に対する取組を明記など）を策定した。内部統制についても、統制環境として「高い職業倫理の徹底」（Integrity, Accountabilityなど）を掲げているが、資産運用委員会での議論を踏まえ、「行動規範」を定めた。統制活動としては、責任の所在の明確化を図るため「文書決裁ルール」の徹底を行い、中退共がそのモデルを作った。</p> <p>このように、中退共は、資産運用、事業推進、システムの各分野における施策が、相乗効果を上げながら成果を上げている上、成果を上げる過程が人材養成にも繋がり、さらに他の共済制度へのモデルを提供し、他の共済制度の成果にも寄与しており、機構全体の成果に複合的、重層的に貢献している。これを以て、中退共の評価を「S」とするものである。</p> <p>・リスクを抑制しつつ、第4期中期目標期間の5年間通期で必要な利回りを確保した。また、委託運用部分についても、4資産すべてにおいて、ベンチマークを上回る収益率を確保した。</p> <p>この結果、令和4年度末の利益剰余金は4,475億円となった。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重 	<p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみ</p>	<p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場</p>
--	--	---	--	--	--	--

<p>こと。</p>	<p>う。)を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保する。</p>	<p>・ベンチマーク収益率が確保出来ない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p>	<p>年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落する局面があったが、委託運用部分の利回りはプラスを確保した。</p> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルな物価上昇や、インフレ抑制のため海外主要中央銀行が急ピッチで利上げを実施したこと等から、世界的に金利が上昇し、内外債券相場が下落したことを主因に、委託運用部分の利回りはマイナスとなった。 ・アクティブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直し <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資産運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に沿った運用を確実に実施しつつ、各資産においてベンチマーク収益率を確保するため、運用受託機関の構成の見直しを行うこととし、資産運用委員会での審議内容を踏まえ、国内債券及び外国債券アクティブ運用の運用受託機関を選定した。また、国内株式アクティブ運用の運用受託機関の選考を進めるとともに、外国株式アクティブ運用についても、資産運用委員会での審議内容を踏まえ、運用受託機関の選考を開始した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内株式及び外国株式アクティブ運用の運用受託機関を選定した。 <p>2次選考の実施に当たっては、50ファンド、100時間に及ぶ面接全てに理事長が参加したほか、資産運用委員会に経過を適時に報告し、委員の意見・助言を踏まえて実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直し <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッシブファンドの資産運用受託機関及び資産管理受託機関を対象とした見直しを実施した。公募・選考は4資産同時に行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・流動性の確保 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月、新型コロナウイルス感染拡大の影響を展望し、臨時資産運用委員会を開催、自家運用における再投資を見合わせ、流動性を可能な限り積み上げることを決定した。令和3年3月には十分な流動性が確保されたと判断されたことから、流動性水準は維持しつつ、債券購入を再開した。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本ポートフォリオ見直し <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本ポートフォリオ定例検証の結果、資産運用委員会から見直しの必要性を指摘されたことを踏まえ、令和3年度に基本ポートフォリオを見直すこととなった。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年10月1日付で新基本ポートフォリオに移行すると共にホームページ上で对外公表した。 <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用の基本方針 以下の改定を実施した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清退共の合同運用参加に伴う改正 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本ポートフォリオ変更に伴う改正 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年の独法通則法改正を踏まえて実施した資産運用に係る一連の改革を反映し、経理別に制定されていたものを一本化した新たな「資産運用の基本方針」を制定。 <p>○パフォーマンス状況</p>	<p>要事項について協議を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、毎月のパフォーマンスについては、個々のファンドは元より、資産クラス全体としてのスタイル分散が機能しているか、といった観点等からも点検を行っている。 ・運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。組織体制や人事、経営に関する重大な変化がある場合も速やかな報告を求めている。 ・ロシアのウクライナ侵攻等資産運用に係る重要事項発生時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適時適切な対応が採れるように備えると共に、運用受託機関の評価にも活用している。 ・スチュワードシップ活動については、運用受託機関自身のスチュワードシップ活動内容の報告を受ける年1回の定例報告会と、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を行うトップ面談の2層構造で実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関について、前回の見直しから長期間が経過しその構成に偏りが生じてきたこと等からゼロベースでの見直しを行うこととし、資産運用委員会での審議内容を踏まえて、委託先数、評価基準の抜本的見直しやスタイル分散の強化等を行った。 <p>【平成30年度】国内債券及び外国債券アクティブ運用の運用受託機関を選定。</p> <p>【令和元年度】国内株式及び外国株式アクティブ運用の運用受託機関を選定。</p> <p>【令和2年度】国内債券・外国債券・国内株式・外国株式パッシブ運用の運用受託機関・管理受託機関を選定。契約形態の見直しも行い、委託手数料</p>	<p>ならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシアのウクライナ侵攻時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適切な対応を行った。 ・運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容について、年1回の定期報告会などで報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップと意見交換を行っている。 ・平成30年度から令和2年度にかけてマネジャー・ストラクチャーの見直しを行った。 	<p>見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシアのウクライナ侵攻時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適切な対応を行った。 ・運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容について、年1回の定期報告会などで報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を行っている。 ・5年間の評価期間において、マネジャー・ストラクチャー及び基本ポートフォリオの見直し、新たな「資産運用の基本方針」の制定を実施した。
------------	---	--	---	--	---	--

<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。</p> <p>資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。</p>	<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更す</p>	<p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。</p>	<table border="1"> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>5年間年率</th> <th>達成率</th> </tr> <tr> <td><評価></td> <td></td> <td></td> <td><A></td> <td></td> <td><A></td> <td><S></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.08%</td> <td>0.12%</td> <td>0.30%</td> <td>0.15%</td> <td>△0.02%</td> <td>0.13%</td> <td>133.69%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△0.43%</td> <td>△0.29%</td> <td>2.85%</td> <td>0.36%</td> <td>0.34%</td> <td>0.40%</td> <td>107.00%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△0.17%</td> <td>△0.97%</td> <td>1.19%</td> <td>0.21%</td> <td>0.88%</td> <td>0.26%</td> <td>114.25%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>△0.13%</td> <td>0.78%</td> <td>5.50%</td> <td>△3.21%</td> <td>△0.43%</td> <td>0.25%</td> <td>101.74%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△0.08%</td> <td>△0.16%</td> <td>1.17%</td> <td>△0.35%</td> <td>0.13%</td> <td>0.14%</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※1 超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。</p> <p>※2 令和3年10月に基本ポートフォリオの改定を行った。</p> <p>平成29年2月1日改定基本ポートフォリオ (期待収益率1.10%、標準偏差1.88%)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> <tr> <td>資産配分</td> <td>79.60%</td> <td>7.20%</td> <td>9.90%</td> <td>3.30%</td> </tr> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>±3.0%</td> <td>±2.0%</td> <td>±1.0%</td> <td>±1.0%</td> </tr> </table> <p>令和3年10月1日改定基本ポートフォリオ (期待収益率1.10%、標準偏差1.92%)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>自家運用 (簿価)</th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> <tr> <td>資産配分</td> <td>56.9%</td> <td>21.8%</td> <td>3.9%</td> <td>9.5%</td> <td>7.9%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産 内資産配分</td> <td>-</td> <td>50.7%</td> <td>9.0%</td> <td>22.0%</td> <td>18.3%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産 に対する乖離 許容率</td> <td>-</td> <td>±5.3%</td> <td>±2.4%</td> <td>±2.4%</td> <td>±5.3%</td> </tr> </table> <p>(参考)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>5年間年率</th> </tr> <tr> <td>予定運用 利回り</td> <td>1.00%</td> <td>1.00%</td> <td>1.00%</td> <td>1.00%</td> <td>1.00%</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>必要な利回り (a)</td> <td>1.10%</td> <td>1.10%</td> <td>1.10%</td> <td>1.10%</td> <td>1.10%</td> <td>1.10%</td> </tr> <tr> <td>運用利回り (b)</td> <td>0.74%</td> <td>△0.32%</td> <td>5.25%</td> <td>0.78%</td> <td>△0.68%</td> <td>1.13%</td> </tr> <tr> <td>(b) - (a)</td> <td>△0.36%</td> <td>△1.42%</td> <td>4.15%</td> <td>△0.32%</td> <td>△1.78%</td> <td>0.03%</td> </tr> </table>	超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間年率	達成率	<評価>			<A>		<A>	<S>		国内債券	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	△0.02%	0.13%	133.69%	国内株式	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.34%	0.40%	107.00%	外国債券	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.88%	0.26%	114.25%	外国株式	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	△0.43%	0.25%	101.74%	合計	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.13%	0.14%	—		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産配分	79.60%	7.20%	9.90%	3.30%	乖離許容幅	±3.0%	±2.0%	±1.0%	±1.0%		自家運用 (簿価)	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産配分	56.9%	21.8%	3.9%	9.5%	7.9%	委託運用資産 内資産配分	-	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%	委託運用資産 に対する乖離 許容率	-	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間年率	予定運用 利回り	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	必要な利回り (a)	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	運用利回り (b)	0.74%	△0.32%	5.25%	0.78%	△0.68%	1.13%	(b) - (a)	△0.36%	△1.42%	4.15%	△0.32%	△1.78%	0.03%	<p>の大幅な低減も実現。</p> <p>・資産運用が「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの見直しの要否に関する検討状況等を報告し、適切との評価を得た。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。</p> <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議中退共部会資料(運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等)</p>	<p>・「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。</p>	<p>・「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。</p>
		超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間年率	達成率																																																																																																																															
		<評価>			<A>		<A>	<S>																																																																																																																																
		国内債券	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	△0.02%	0.13%	133.69%																																																																																																																															
		国内株式	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.34%	0.40%	107.00%																																																																																																																															
		外国債券	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.88%	0.26%	114.25%																																																																																																																															
		外国株式	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	△0.43%	0.25%	101.74%																																																																																																																															
		合計	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.13%	0.14%	—																																																																																																																															
			国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																																																																		
		資産配分	79.60%	7.20%	9.90%	3.30%																																																																																																																																		
乖離許容幅	±3.0%	±2.0%	±1.0%	±1.0%																																																																																																																																				
	自家運用 (簿価)	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																																																																			
資産配分	56.9%	21.8%	3.9%	9.5%	7.9%																																																																																																																																			
委託運用資産 内資産配分	-	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%																																																																																																																																			
委託運用資産 に対する乖離 許容率	-	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%																																																																																																																																			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間年率																																																																																																																																		
予定運用 利回り	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%																																																																																																																																		
必要な利回り (a)	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%																																																																																																																																		
運用利回り (b)	0.74%	△0.32%	5.25%	0.78%	△0.68%	1.13%																																																																																																																																		
(b) - (a)	△0.36%	△1.42%	4.15%	△0.32%	△1.78%	0.03%																																																																																																																																		
<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更す</p>	<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更す</p>	<p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果を報告した。</p> <p>基本ポートフォリオを含め「資産運用の基本方針」については必要に応じて資産運用委員会の審議を経て改廃、制定を行った。また、基本ポートフォリオの趣旨に沿った資産構成を維持するためのリバランス・ルールについては、その妥当性について資産運用委員会で複数回の審議を受け、妥当との評価を得ている。</p>	<p>の大幅な低減も実現。</p> <p>・資産運用が「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの見直しの要否に関する検討状況等を報告し、適切との評価を得た。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。</p> <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議中退共部会資料(運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等)</p>	<p>・「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。</p>	<p>・「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。</p>																																																																																																																																			

<p>る基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>基本ポートフォリオについて、中退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確</p>	<p>る基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p> <p>【重要度 高】</p>		<p>上記を踏まえ、資産運用委員会からは、毎年度の評価報告書において、「資産運用の基本方針」に基づいた資産運用が行われているとの評価を得た。</p> <p>i) 「資産運用企画会議」の開催</p> <p>「資産運用企画会議」を毎月開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づく資産運用結果等を分析するとともに、毎月の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。また、ロシアのウクライナ侵攻時や日本銀行の政策変更時、米国のシリコンバレー銀行、シグネチャー銀行破綻時には、臨時会議を開催し、状況の把握と対応方針の審議・決定を行った。</p> <p>ロ 「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況について随時報告した。また、資産運用結果について審議を受け、委員の助言も踏まえて公表内容を改善した。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告</p> <p>四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催していたが、コロナワクチン接種の浸透や、令和4年3月22日から東京都のまん延防止等重点措置が解除されたこと等を考慮し、令和4年度第1回資産運用委員会から対面形式で開催している。ただし、委員長がやむを得ないと認める場合にはリモート参加も可能とした。</p> <p>【平成30年度】 8回開催 主な審議事項 ・中退共マネジャー・ストラクチャー見直し(アクティブファンド) ・スチュワードシップ活動の取組強化</p> <p>【令和元年度】 7回開催 主な審議事項 ・中退共マネジャー・ストラクチャー見直し(アクティブファンド) ・清退共の合同運用参加</p> <p>【令和2年度】 10回開催 主な審議事項 ・中退共マネジャー・ストラクチャー見直し(パッシブファンド) ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂受入れ ・建退共基本ポートフォリオ見直し(合同運用参加) ・資産運用におけるガバナンス</p> <p>【令和3年度】 8回開催 主な審議事項 ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討 ・建退共の合同運用参加</p> <p>【令和4年度】 5回開催 主な審議事項 ・資産運用の基本方針の制定 ・基本ポートフォリオの前提条件に関する認識と対応 ・基本ポートフォリオの定例検証について</p> <p>ii) 情報公開</p> <p>退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況についてホームページを通じて対外公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨（平成29年度～令和4年度） ・資産運用委員会議事録（平成27年度第1～第2回） ・運用実績及び運用資産の構成状況 ・資産運用残高及び利回り状況等 ・スチュワードシップ活動状況の概要（平成29年7月～令和4年6月） ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂版の受入れについて（令和2年度） 			
---	---	--	--	--	--	--

<p>保することとする。</p> <p>【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨、退職金未請求者へのアンケート調査結果を踏まえた対策の実施及び未請求者数縮減のための効果的な周知広報を行うこと。</p> <p>【指標】 ・請求権が発生した年度にお</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から3年経過後の未請求者数の比率（年度末値）を毎年度1.3%以下とする。また、請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合（年</p>	<p><定量的指標> ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を毎年度1.3%以下とすること。</p> <p>・請求権が発生した年度にお</p>	<p>・マネジャー・ストラクチャーの見直しについて―選考過程・結果の総括― ・合同運用資産のパッシブ運用に係る運用受託機関および管理受託機関の見直しについて―選考過程・結果の総括― ・中退共資産等に係る基本ポートフォリオ見直しについて</p> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議中退共部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）</p> <p>主に以下の項目について「資産運用委員会」の審議の結果を反映させた。</p> <p>【平成30年度】 ・運用受託機関の評価方法等 ・運用受託機関及び管理受託機関の募集・選定</p> <p>【令和元年度】 ・運用受託機関及び管理受託機関の募集・選定 ・自家運用対象債券の拡充</p> <p>【令和2年度】 ・運用受託機関及び管理受託機関の募集・選定 ・基本方針の改正 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明</p> <p>【令和3年度】 ・基本方針の改正 ・基本ポートフォリオの見直し</p> <p>【令和4年度】 ・経理ごとに制定されていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から3年経過後の未請求者数の比率（年度末値）は、以下のとおりとなった。</p> <p>・請求権が発生した後3年経過後の未請求者数の比率</p> <p>【平成30年度】 1.46% 【令和元年度】 1.65% 【令和2年度】 1.71% 【令和3年度】 1.83% 【令和4年度】 1.91%</p> <p>また、請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合（年度末値）は、以下のとおりとなった。</p> <p>・請求権が発生した後3年経過後の未請求退職金額の割合</p> <p>【平成30年度】 0.41% 【令和元年度】 0.47% 【令和2年度】 0.46% 【令和3年度】 0.49% 【令和4年度】 0.54%</p>	<p>・請求権が発生した後3年経過後の未請求者数の比率は以下のとおりである。</p> <p>【平成30年度】 1.46% 【令和元年度】 1.65% 【令和2年度】 1.71% 【令和3年度】 1.83% 【令和4年度】 1.91%</p> <p>目標未達となった主な要因は、①企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年→3年）後、同制度が浸透、定着しつつある中で、企業間通算を企図する者が増加したことにより、未請求件数、金額が底上げされていること、②未請求者の半数近くを占める退職金額5万円未満層における手続負担の忌避傾向が高まっていることが挙げられる。</p> <p>・請求権が発生した後3年経過後の未請求退職金額の割合</p>	
--	--	--	---	--	--

<p>る退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。</p> <p>・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 未請求者数の比率については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の比率を踏まえた目標とすることとする。 (2013(平成25)年度:1.60%、2014(平成26)年度:1.46%、2015(平成27)年度:1.27%、2016(平成28)年度:1.26%) 未請求退職金額については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の割合を踏まえた目標とすることとする。 (2013(平成25)年度:0.45%、2014(平成26)年度:0.45%、2015(平成27)年度:0.38%、2016(平成28)年度:0.37%)</p>	<p>度末値)を毎年度0.4%以下とする。</p> <p>① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</p> <p>被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。</p> <p>イ 共済契約者に対する働きかけ</p> <p>i) 加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを必ず通知するよう要請する。</p> <p>ii) 年1回、被共済者ごとの「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。</p>	<p>る退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を実施しているか。</p> <p>・退職時における被共済者の住所把握の徹底を実施しているか。</p> <p>・退職金未請求者へのアンケート調査を行い、未請求原因の分析結果を踏まえ、適切に対応しているか。</p>	<p>① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</p> <p>被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに、請求権があることを認識している未請求者に請求を促すため、以下の取組を行った。</p> <p>イ 共済契約者に対する働きかけ</p> <p>i) 新規及び追加加入の被共済者に対して、中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を作成し、事業所に配付を要請した。</p> <p>【平成30年度】 ・共済契約者数 13,206 所 ・被共済者数 377,908 人 【令和元年度】 ・共済契約者数 13,970 所 ・被共済者数 383,483 人 【令和2年度】 ・共済契約者数 13,035 所 ・被共済者数 367,510 人 【令和3年度】 ・共済契約者数 14,447 所 ・被共済者数 378,094 人 【令和4年度】 ・共済契約者数 12,400 所 ・被共済者数 363,018 人</p> <p>ii) 毎年1回、「掛金納付状況票及び退職金試算票」を「加入状況のお知らせ」とともに事業所に送付し、従業員に配布するよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 ・共済契約者 365,925 所 ・被共済者 3,410,596 人 【令和元年度】 ・共済契約者 367,660 所 ・被共済者 3,452,031 人 【令和2年度】 ・共済契約者 369,800 所 ・被共済者 3,495,512 人 【令和3年度】 ・共済契約者 371,786 所</p>	<p>は以下のとおりである。</p> <p>【平成30年度】0.41% 【令和元年度】0.47% 【令和2年度】0.46% 【令和3年度】0.49% 【令和4年度】0.54%</p> <p>目標未達となった主な要因等は、上記に記載のとおりである。</p> <p><評価の視点に対する措置> ・退職後3か月経過後、2年経過後直前、3年経過後直前及び5年経過後直前のタイミングで請求手続の要請を実施するとともに、テレホンアプローチ等による要請を実施した。 また、目標達成に向けて、追加対策も繰り返し実施した。</p> <p>・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した。</p> <p>【平成30年度】97.63% 【令和元年度】97.57% 【令和2年度】97.73% 【令和3年度】97.90% 【令和4年度】98.05%</p> <p>・退職金未請求者等に対するアンケート結果からは、未請求者の増加について、企業間通算制度の拡充(通算期間延長(2年→3年))が浸透、定着しつつある中で、企業間通算を企図する者が増加したことが大きく影響している可能性があることが窺われた。また、退職金等の金額の低い層での手続負担の忌避傾向の高まりも未請求の主な要因となっていることが示唆された。 このため、手続負担軽減措置として、平成30年4月以降、請求書の添付書類の簡素化(マイナンバー入り住民票の添付にて給付金額が300万円以上であっても印鑑証明書を不要とする)を行った。 また、令和3年1月以降、請</p>	<p>・退職後3か月経過後、2年経過後直前、3年経過後直前及び5年経過後直前のタイミングで請求手続の要請を実施するとともに、テレホンアプローチ等による要請を実施した。 また、目標達成に向けて、追加対策も繰り返し実施し、令和3年度、令和4年度はさらなる追加対策を実施した。</p> <p>・退職金未請求者等に対するアンケート結果から、未請求者の増加について、企業間通算を希望する者が増加したことが大きく影響している可能性があること、退職金等の金額の低い層での手続負担の忌避傾向の高まりも未請求の主な要因となっていることが示唆された。 これを受けて、口座確認印を普通預金通帳等のコピー添付で可能とする等の手続負担軽減措置を行った。</p>	<p>・退職後3か月経過後、2年経過後直前、3年経過後直前及び5年経過後直前のタイミングで請求手続の要請を実施するとともに、テレホンアプローチ等による要請を実施した。 また、目標達成に向けて、追加対策も繰り返し実施し、令和3年度、令和4年度はさらなる追加対策を実施した。</p> <p>・退職金未請求者等に対するアンケート結果から、未請求者の増加について、企業間通算を希望する者が増加したことが大きく影響している可能性があること、退職金等の金額の低い層での手続負担の忌避傾向の高まりも未請求の主な要因となっていることが示唆された。 これを受けて、口座確認印を普通預金通帳等のコピー添付で可能とする等の手続負担軽減措置を行った。</p>
--	---	--	--	--	---	---

	<p>iii) 「被共済者退職届」には被共済者の住所記入が必須であることの周知徹底と、同退職届に当該被共済者の住所を記入しなかった共済契約者への個別協力要請により被共済者の住所情報取得を図る。</p> <p>ロ 退職者に対する働きかけ</p> <p>未請求者に対し、退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。</p>	<p>・未請求者数縮減のための効果的な周知広報を実施しているか。</p>	<p>・被共済者 3,543,786人 【令和4年度】 ・共済契約者 375,950所 ・被共済者 3,589,556人</p> <p>iii) 事業主に対し、被共済者の退職時に事業所が提出する「被共済者退職届」に必ず住所を記載するよう要請した。各年度末における住所情報記載比率は以下のとおりであった。 【平成30年度】 97.63% 【令和元年度】 97.57% 【令和2年度】 97.73% 【令和3年度】 97.90% 【令和4年度】 98.05%</p> <p>ロ 退職者に対する働きかけ</p> <p>退職後3か月経過後の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</p> <p>○事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報に基づき請求手続を要請した。 【平成30年度】 ・請求手続要請 26,292人 【令和元年度】 ・請求手続要請 27,851人 【令和2年度】 ・請求手続要請 25,187人 【令和3年度】 ・請求手続要請 21,250人 【令和4年度】 ・請求手続要請 25,054人</p> <p>○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 【平成30年度】 ・住所提供依頼 869所 1,107人 ・請求手続要請 339人 【令和元年度】 ・住所提供依頼 911所 1,287人 ・請求手続要請 314人 【令和2年度】 ・住所提供依頼 839所 1,238人 ・請求手続要請 317人 【令和3年度】 ・住所提供依頼 602所 921人 ・請求手続要請 294人 【令和4年度】 ・住所提供依頼 569所 827人 ・請求手続要請 243人</p>	<p>求人が金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能とした。</p> <p>・未請求に関する注意喚起については、ホームページへの年間を通じての掲載により周知を実施するとともに、年1回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」においても周知を行った。 毎年実施している中退共加入企業を対象とした実態調査の調査結果をまとめた概要版（ホームページ上で公表）でも、「加入通知書」等の従業員への配布を促すなど、あらゆる機会を活用して未請求削減に取り組んだ。</p> <p><今後の課題(見込評価時)> 退職金未請求者等についてアンケート調査等により分析した結果、企業間通算制度の利用拡大や、退職金額が少額の層における手続負担敬遠等が主な要因であることが判明したことから、費用対効果の観点にも留意し、適正な未請求者比率の目標を設定した上で、対応策を検討する。</p> <p><今後の課題の対応> 退職金未請求者等についてアンケート調査等により分析した結果、企業間通算制度の利用拡大や、退職金額が少額の層における手続負担敬遠等が主な要因であることが判明した。企業間通算制度の影響の大きさについては収斂しつつあることが窺えたため、第5期中期計画に向けて目標水準が見直された。併せて、費用対効果の観点にも留意し、手続負担軽減のための対応策を検討した。</p>	<p>・未請求に関する注意喚起については、ホームページへの年間を通じての掲載により周知を実施するとともに、年1回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」においても周知を行っている。 ・毎年実施している中退共加入企業を対象とした実態調査の調査結果をまとめた概要版（ホームページ上で公表）でも、「加入通知書」等の従業員への配布を促すなど、あらゆる機会を活用して未請求削減に取り組んでいる。</p>	<p>・未請求に関する注意喚起については、ホームページへの年間を通じての掲載により周知を実施するとともに、年1回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」においても周知を行っている。 ・毎年実施している中退共加入企業を対象とした実態調査の調査結果をまとめた概要版（ホームページ上で公表）でも、「加入通知書」等の従業員への配布を促すなど、あらゆる機会を活用して未請求削減に取り組んでいる。</p>
--	---	--------------------------------------	--	---	--	--

			<p>○住所等提供依頼をしたが回答のなかった事業所に対して、テレホンアプローチによる住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <p>【平成30年度】 ・住所提供依頼 299所 455人 ・請求手続要請 49人</p> <p>【令和元年度】 ・住所提供依頼 297所 465人 ・請求手続要請 18人</p> <p>【令和2年度】 ・住所提供依頼 252所 370人 ・請求手続要請 23人</p> <p>【令和3年度】 ・住所提供依頼 160所 441人 ・請求手続要請 33人</p> <p>【令和4年度】 ・住所提供依頼 166所 356人 ・請求手続要請 26人</p> <p>退職後2年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</p> <p>○2回目の請求手続を要請した。 【平成30年度】(平成28年度脱退者) ・請求手続要請 6,904人 【令和元年度】(平成29年度脱退者) ・請求手続要請 8,224人 【令和2年度】(平成30年度脱退者) ・請求手続要請 9,384人 【令和3年度】(令和元年度脱退者) ・請求手続要請 9,370人 【令和4年度】(令和2年度脱退者) ・請求手続要請 8,535人</p> <p>○テレホンアプローチにより請求手続を要請した。 【平成30年度】(平成28年度脱退者) ・請求手続要請 1,302人 【令和元年度】(平成29年度脱退者) ・請求手続要請 1,509人 【令和2年度】(平成30年度脱退者) ・請求手続要請 1,379人 【令和3年度】(令和元年度脱退者) ・請求手続要請 1,168人 【令和4年度】(令和2年度脱退者) ・請求手続要請 1,140人</p> <p>○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 【平成30年度】(平成28年度脱退者) ・住所提供依頼 35所 37人 ・請求手続要請 10人 【令和元年度】(平成29年度脱退者) ・住所提供依頼 33所 34人 ・請求手続要請 6人 【令和2年度】(平成30年度脱退者)</p>			
--	--	--	---	--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・住所提供依頼 43所 44人 ・請求手続要請 10人 【令和3年度】(令和元年度脱退者) ・住所提供依頼 32所 36人 ・請求手続要請 6人 【令和4年度】(令和2年度脱退者) ・住所提供依頼 24所 24人 ・請求手続要請 6人 <p>退職後3年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</p> <p>○3回目の請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】(平成27年度脱退者) ・請求手続要請 2,784人 【令和元年度】(平成28年度脱退者) ・請求手続要請 3,498人 【令和2年度】(平成29年度脱退者) ・請求手続要請 4,015人 【令和3年度】(平成30年度脱退者) ・請求手続要請 4,235人 【令和4年度】(令和元年度脱退者) ・請求手続要請 4,457人 <p>○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】(平成27年度脱退者) ・住所提供依頼 26所 28人 ・請求手続要請 6人 【令和元年度】(平成28年度脱退者) ・住所提供依頼 20所 22人 ・請求手続要請 6人 【令和2年度】(平成29年度脱退者) ・住所提供依頼 23所 23人 ・請求手続要請 6人 【令和3年度】(平成30年度脱退者) ・住所提供依頼 21所 37人 ・請求手続要請 6人 【令和4年度】(令和元年度脱退者) ・住所提供依頼 40所 44人 ・請求手続要請 7人 <p>退職後5年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</p> <p>○請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】(平成25年度脱退者) ・請求手続要請 1,593人 【令和元年度】(平成26年度脱退者) ・請求手続要請 1,425人 【令和2年度】(平成27年度脱退者) ・請求手続要請 1,639人 【令和3年度】(平成28年度脱退者) ・請求手続要請 2,111人 【令和4年度】(平成29年度脱退者) 			
--	--	---	--	--	--

			<p>・請求手続要請 2,338 人</p> <p>年度計画以外の対策として、以下の取組を実施した。</p> <p>○退職後 3 年経過前の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。 【平成 30 年度】（平成 27 年度脱退者） ・請求手続要請 670 人 【令和元年度】（平成 28 年度脱退者） ・請求手続要請 720 人 【令和 2 年度】（平成 29 年度脱退者） ・請求手続要請 828 人 【令和 3 年度】（平成 30 年度脱退者） ・請求手続要請 743 人 【令和 4 年度】（令和元年度脱退者） ・請求手続要請 628 人</p> <p>○退職後 2 年及び 3 年経過直前の未請求者で各年度の対策により請求書を再発行したが、請求手続のない者に対し請求手続を要請した。 【平成 30 年度】（平成 27 年度及び 28 年度脱退者） ・請求手続要請 459 人 【令和元年度】（平成 28 年度及び 29 年度脱退者） ・請求手続要請 967 人 【令和 2 年度】（平成 29 年度及び 30 年度脱退者） ・請求手続要請 986 人 【令和 3 年度】（平成 30 年度及び令和元年度脱退者） ・請求手続要請 836 人 【令和 4 年度】（令和元年度及び 2 年度脱退者） ・請求手続要請 842 人</p> <p>○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、2 回目の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 【平成 30 年度】（平成 28 年度脱退者） ・住所提供依頼 120 所 225 人 ・請求手続要請 10 人 【令和元年度】（平成 29 年度脱退者） ・住所提供依頼 142 所 250 人 ・請求手続要請 12 人 【令和 2 年度】（平成 30 年度脱退者） ・住所提供依頼 111 所 191 人 ・請求手続要請 19 人 【令和 3 年度】（令和元年度脱退者） ・住所提供依頼 96 所 151 人 ・請求手続要請 19 人 【令和 4 年度】（令和 2 年度脱退者） ・住所提供依頼 75 所 121 人 ・請求手続要請 10 人</p> <p>他に以下の追加対策を実施した。</p> <p>○退職後 3 年経過前の高額未請求者に対し、同年 2 回目の手続要請を実施した。 【令和元年度】（平成 28 年度脱退者） ・請求手続要請 222 人 【令和 2 年度】（平成 29 年度脱退者） ・請求手続要請 254 人 【令和 3 年度】（平成 30 年度脱退者）</p>			
--	--	--	--	--	--	--

	<p>ハ その他の取組</p> <p>i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより住所情報取得を図る。</p> <p>ii) 上記取組について、毎年度、成果の検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。</p> <p>② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析</p> <p>引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。</p> <p>イ 周知の徹底等</p> <p>i) ホームページにおける中退共制度加入事業所名検索システムのデータを適</p>		<p>・請求手続要請 251人 【令和4年度】(令和元年度脱退者) ・請求手続要請 311人</p> <p>他に以下の追加対策を実施した。 ・前年度脱退者のうち、請求受付済みのため勸奨状を送っていない者であって、書類不備のため請求書を返送している者への手続要請を実施した。 【令和3年度】 ・請求手続要請 118人 【令和4年度】 ・請求手続要請 130人</p> <p>ハ その他の取組</p> <p>i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請した。 【平成30年度】請求手続要請 160人 【令和元年度】請求手続要請 262人 【令和2年度】請求手続要請 465人 【令和3年度】請求手続要請 418人 【令和4年度】請求手続要請 306人</p> <p>ii)</p> <p>・手続負担軽減措置として、平成30年4月以降、請求書の添付書類の簡素化(マイナンバー入り住民票の添付にて給付金額が300万円以上であっても印鑑証明書を不要とする)を行った。 ・退職金未請求者等に対するアンケート結果からは、近年の退職者における未請求者の増加について、企業間通算制度の拡充(通算期間延長(2年→3年))が浸透、定着しつつある中で、企業間通算を企図する者が増加したことが大きく影響している可能性があることが窺われた。 また、退職金等の金額の低い層での手続負担も未請求の主な要因となっていることが示唆された。このため、手続負担軽減措置として、令和3年1月以降、請求人が金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能とした。</p> <p>② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析</p> <p>引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行った。</p> <p>イ 周知の徹底等</p> <p>i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、67,117件のうち、承諾を得られた35,878件を追加掲載した。 (掲載件数) 【平成30年度末】285,471件 【令和元年度末】286,897件</p>			
--	---	--	---	--	--	--

<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又は未加入理由の</p>	<p>宜更新する。</p> <p>ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起について、内容等の見直しを実施する。</p> <p>iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。</p> <p>ロ 調査、分析</p> <p>共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又は未加入理由の</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数の目標を、165万人以上とする。 	<p>【令和2年度末】 288,396件 【令和3年度末】 291,264件 【令和4年度末】 293,104件</p> <p>ii) ホームページに掲載している未請求に関する注意喚起については、年間を通してホームページに掲載した。</p> <p>iii) 平成30年度発行の中退共だより17号より令和4年度発行の21号まで、毎年度、周知を行った。</p> <p>ロ 調査、分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金未請求者等に対するアンケート結果からは、未請求者の増加について、企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年→3年））が浸透、定着しつつある中で、企業間通算を企図する者が増加したことが大きく影響している可能性があることが窺われた。また、退職金等の金額の低い層での手続負担の忌避傾向の高まりも未請求の主な要因となっていることが示唆されたため、その後の取組について検討を行った。 このため、手続負担軽減措置として、平成30年4月以降、請求書の添付書類の簡素化（マイナンバー入り住民票の添付にて給付金額が300万円以上であっても印鑑証明書を不要とする）を行った。 また、令和3年1月以降、請求人が金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能とした。 ・共済契約者に対して行っている実態調査において、中退共へ加入していることを被共済者に周知することを促すため、「加入通知書の配付」及び「加入状況のお知らせの配付」に関する質問を引き続き行った。調査報告書の概要版に「加入通知書」及び「加入状況のお知らせ」は必ず従業員へ配付することが必要であること、これらの書類は保管を目的とするものではなく、本人に手渡すことを目的に発行していることを周知するコメントを記載し、ホームページで公表した。 <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年2月、財形福祉協会発行の「福祉情報」に財産形成促進事業と共同で制度の広告を掲載した。 ・47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、財産形成促進事業の広報資料と共に中退共パンフレットを発送した（令和2年度～令和4年度）。 ・加入勧奨対象の的確な把握や各種関係団体との連携強化策等、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施するため、中小企業の経営者層を対象としたインターネット調査を行った。 調査結果は関係部署と共有し、複数のメディアを用いた広報キャンペーンの展開及び関係官公庁及び関係事業主団体等にポスター・チラシを発送する事業推進施策を講じた。 	<p>・中退共事業においては、周知広報及び加入勧奨の取組を充実させており、説明会については、WEB会議方式を導入した結果、機動的な開催や、遠隔地の事業所からの参加が可能になり、参加者の裾野が拡大し、効果的かつ効率的な実施に繋がった。中期計画期間の各年度の加入目標については全て1割以上上回っている。</p> <p>第4期中期計画期間の加入目標1,650,000人に対し、加入実績1,870,013人となった。</p>		
--	---	--	--	--	--	--

<p>調査を実施することにより、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 過去の実績を、雇用需給要因、長期的トレンド、制度変更要因等により回帰分析し、厚生年金基金からの移換見込み人数（3万人）を加え、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）168万5,021人</p>	<p>調査を実施することにより加入勧奨対象を的確に把握することや、地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うことなどにより、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。</p> <p>中退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した中退共制度の周知広報を実施する。</p>	<p>・機構が委嘱した普及推進員等により、個別事業主に対する加入促進を1人あたり平均月15回以上行うこと。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査の結果を活用し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。</p>	<p>・各年度において、中退共事業及び財産形成促進事業の関係機関に対し、連携して以下のとおり制度の周知を実施した。</p> <p>【平成30年度】 ・中退共制度の案内を盛り込んだ財形制度のポスターを作成し、全国301駅及び関係団体への掲示を行った。</p> <p>【令和3年度】 ・財産形成促進事業のホームページにて公開されている日本FP協会会員向けのオンラインセミナーで、中退共制度の説明動画を掲載した。 ・東京働き方改革推進支援センター主催オンラインセミナー「労働生産性向上のための国の福利厚生制度について」にて、財産形成促進事業と共同で説明を実施した。</p> <p>【令和4年度】 ・働き方改革推進支援センター主催オンラインセミナー「従業員が安心して働ける環境づくり」にて、財産形成促進事業と共同で説明を実施した。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>i)</p> <p>・各年、作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係官公庁及び関係事業主団体等に発送した。 ・各年、ホームページにおいて、制度内容・制度説明会の開催、独自の掛金補助を実施している助成自治体等の情報を提供した。 ・バナー広告の配信を実施した（平成30年度～令和2年度はMarketOneを、令和3年度及び令和4年度はADMATRIXを利用）。</p> <p>(クリック数)</p> <p>【平成30年度】 4,628件 【令和元年度】 5,844件 【令和2年度】 3,048件 【令和3年度】 3,252件 【令和4年度】 10,136件</p> <p>・制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信した。</p> <p>(アクセス件数)</p> <p>【平成30年度】 5,154件 【令和元年度】 10,080件 【令和2年度】 7,091件 【令和3年度】 3,756件 【令和4年度】 6,214件</p> <p>・リスティング広告の配信を実施した（平成30年度～令和3年度は実施期間を40日間、令和4年度は実施期間を90日間とした。）。</p> <p>(クリック数)</p> <p>【平成30年度】 14,388件 【令和元年度】 42,868件 【令和2年度】 50,153件 【令和3年度】 18,907件 【令和4年度】 62,627件</p>	<p>・平成30年度、令和元年度は、人手不足感が高まる中、人材確保のための福利厚生充実の必要性が広く認識され、退職金共済制度への関心の高まりから相談ニーズが増加、機構が委嘱した普及推進員等の効率的な訪問活動と相俟って、目標値を大きく上回る実績となった。緊急事態宣言中等は、電話や文書等の代替手段を駆使し活動した。()はこの代替活動を訪問とみなした場合の件数。</p> <p>【平成30年度】 ・訪問企業 12,231所 ・平均訪問数 18.7件</p> <p>【令和元年度】 ・訪問企業 11,631所 ・平均訪問数 18.6件</p> <p>【令和2年度】 ・訪問企業 8,166所 ・平均訪問数 14.1件(16.0件)</p> <p>【令和3年度】 ・訪問企業 9,081所 ・平均訪問数 15.1件(18.0件)</p> <p>【令和4年度】 ・訪問企業 10,788所 ・平均訪問数 17.8件(18.3件)</p> <p><評価の視点に対する措置> ・平成30年度において、制度の魅力向上のための施策や、より効果的な事業推進施策の検討のため、中小企業の経営者層を対象に、中退共制度の認知度や退職金制度に対する認識等についてインターネットアンケート調査を実施した。</p> <p>また、令和元年度以降は、加入勧奨対象の的確な把握や各種関係団体との連携強化策等、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施するため、中退共制度を導入していない企業関係者を対象に、インターネットアンケート調査を実施した。</p> <p>調査結果を関係部署と共有し、令和2年度より複数のメ</p>	<p>・中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査結果を事業推進部と共有し、複数のメディアを用いた広報キャンペーンを展開すると共に関係官公庁及び関係事業主団体等に協力依頼を行い、ポスター・チラシを発送する等、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施している。</p>	<p>・中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査結果を事業推進部と共有し、複数のメディアを用いた広報キャンペーンを展開すると共に関係官公庁及び関係事業主団体等に協力依頼を行い、ポスター・チラシを発送する等、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施している。</p>
---	---	---	--	--	---	---

	<p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行す</p>	<p>・ 地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携を行う</p>	<p>・ 上記以外の実施項目は以下のとおりである。 【平成30年度】 ・ YouTube 広告用動画を使用して YouTube Trueview 広告の配信を実施した。 ・ 加入促進強化月間に有効な広報活動を行うため、以下のような複数のメディアを用いた広報キャンペーンを実施。 【令和元年度】 ①BS-TBSでCMを放送 ②文化放送等でCMを放送 ③Bypassを経由した広告配信 ④Facebookによる広告配信 【令和2年度】 ①Eight×BLADE Targetingを利用したバナー広告を配信 ②PR TIMESでニュースリリースを配信 ③News TVでビデオリリースを配信 ・ 創業手帳へ広告を掲載（冊子及びWEB版） 【令和3年度】 ①インターネット広告 ・ MarketOne、Bypass、Twitter、Facebookを利用したバナー・動画広告の配信、PR TIMESを利用したニュースリリース配信、特別臨時サイトの開設、創業手帳（WEB版）への記事掲載 ②テレビ広告 ・ CM放送、パブリシティの実施 ③紙媒体広告 ・ 創業手帳への広告掲載、日本経済新聞への広告掲載 【令和4年度】 ①インターネット広告 ・ ADMATRIX、Bypass、Facebook、Instagram、Tver等を利用したバナー・動画広告の配信、トレンドーズを利用したニュースリリース配信、特別臨時サイトの開設、創業手帳（WEB版）への記事掲載 ②テレビ広告 ・ CM放送、パブリシティの実施 ③紙媒体広告 ・ 創業手帳への広告掲載、日本経済新聞、日経産業新聞、日経MJへの広告掲載</p> <p>・ 統一感のある広報展開をするために、令和2年度よりポスター・チラシを広報キャンペーンの中に組み入れた。広報キャンペーンでは、訴求対象を退職金制度の保有率の低い零細企業、個人事業主、新規創業事業主、加入を躊躇している事業主とし、対象に効率的に訴求し得るメディアを組み込んだ。また、コロナ禍の影響による勤務形態や生活様式の変化を踏まえ、インターネットを中心としつつ、テレビ・新聞広告等も含めた幅広いメディア構成を採用した。また、令和2年度より継続して資産運用の堅実性を訴求ポイントとして取り上げた。 特に令和3年度はポスター・チラシ、動画について、従来のイメージキャラクター主体の制度内容の訴求力に乏しい仕様から、制度内容を十分に訴求する仕様に転換した。</p> <p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼した。 (窓口備え付け依頼) 【平成30年度】 6,706件 206,482部 【令和元年度】 6,683件 225,569部 【令和2年度】 6,731件 243,761部 【令和4年度】 6,817件 244,534部 ※令和3年度は、令和2年12月25日付で実施した押印を求める手続の見直し等に伴う様式改</p>	<p>ディアを用いた広報キャンペーンを展開し関係官公庁及び関係事業主団体等に協力依頼を行った。 制度の魅力向上のための施策や、より効果的な加入促進施策の検討のため、中小企業の経営者層を対象に中退共制度の認知度や退職金制度に対する認識等を調査する実態調査を行った。 令和元年度より回収率向上、回答者の負担軽減を企図し、回答方法についてWEB回答も併用した。 令和2年度よりアンケート実施業者の選考方法を見直し、アンケートの集計方法や結果の取りまとめ方法に関する提案を評価する総合評価落札方式による選考を実施した。前年度の結果との比較や、広報戦略策定の観点から有意義なクロス集計の選択と分かり易いグラフ形式の選択、概要版の作成により、アンケート結果の活用可能性の向上と、広報効果改善を図った。 令和元年度より加入促進強化月間に、複数のメディアを用いた集中広報活動を行うと共に、その効果の調査・分析を合わせて依頼し、その結果を翌年度の活動に活かすPDCAサイクルを導入した。 令和元年度の制度説明会においては、前年度参加者数が少なかった埼玉・千葉の開催を見合わせ、集客状況・参加者の加入割合ともに高かった東京・大阪での開催予定を増やし(東京4回→5回、大阪2回→3回)、中小企業数のうち中退共加入企業数の占める割合の高い新潟県(14.4%・全国平均は9.6%)で新たに開催する等、実効性・効率性の向上を企図し、PDCAサイクルを導入した。</p> <p>・ 都道府県及び市区町村や中小企業事業主団体等が開催する各種会議で制度説明を行い、周知広報を効率的に実施</p>	<p>・ 地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等が開催する各種会議での周知広報を</p>	<p>・ 地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等が開催する各種会議での周知広報を行うなど</p>
--	--	--------------------------------------	--	---	---	---

<p>る広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が委嘱した普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を1人あたり平均月15件以上行い、新規加入促進の重点化を図る。</p>	<p>など、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。</p> <p>・パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期待する役割を明確化し、訴求対象、訴求内容を意識した見直しを行ったか。</p> <p>・周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度における内容改善施策を策定したか。</p>	<p>訂の検討に伴い依頼を見送った。</p> <p>(年度初普及促進依頼)</p> <p>【平成30年度】 626件 【令和元年度】 620件 【令和3年度】 611件 【令和4年度】 610件</p> <p>※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から依頼を見送った。</p> <p>(記事掲載依頼)</p> <p>【平成30年度】 6,401件 【令和元年度】 6,455件 【令和2年度】 6,523件 【令和3年度】 6,535件 【令和4年度】 6,551件</p> <p>・職員及び普及推進員等が事業主団体等に対し記事掲載を依頼した。</p> <p>【平成30年度】 職員 84件 普及推進員等 1,851件 【令和元年度】 職員 88件 普及推進員等 1,605件 【令和2年度】 職員 83件 普及推進員等 1,642件 【令和3年度】 職員 104件 普及推進員等 1,777件 【令和4年度】 職員 91件 普及推進員等 2,212件</p> <p>・広報誌等への無料記事掲載に協力いただいた団体をホームページに掲載した。</p> <p>【平成30年度】 1,190件 【令和元年度】 1,178件 【令和2年度】 1,137件 【令和3年度】 1,070件 【令和4年度】 1,095件</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i)</p> <p>・機構が委嘱した普及推進員等が各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った(緊急事態宣言中等は、電話や文書等の代替手段も駆使して活動した。())はこの代替活動を訪問とみなした場合の件数。)</p> <p>【平成30年度】 訪問企業 12,231所 平均訪問数 18.7件 【令和元年度】 訪問企業 11,631所 平均訪問数 18.6件 【令和2年度】 訪問企業 8,166所 平均訪問数 14.1件(16.0件) 【令和3年度】 訪問企業 9,081所 平均訪問数 15.1件(18.0件) 【令和4年度】 訪問企業 10,788所 平均訪問数 17.8件(18.3件)</p> <p>・無料相談申出事業所に対して、事業所訪問活動を実施した。</p> <p>【平成30年度】 訪問 641所 【令和元年度】 訪問 684所 【令和2年度】 訪問 423所 WEB 60所 【令和3年度】 訪問 347所 WEB 173所 【令和4年度】 訪問 329所 WEB 138所</p> <p>・未加入事業所を対象とした制度説明会を開催した。(会場開催については制度説明会後に個別相談会も開催していたが、令和2年度以降に開催し</p>	<p>した。</p> <p>【平成30年度】 72件 【令和元年度】 68件 【令和2年度】 50件 【令和3年度】 45件 【令和4年度】 61件</p> <p>地域に密着した金融機関を定期的に訪問して金融機関による加入勧奨を依頼した。</p> <p>【平成30年度】 40件 【令和元年度】 40件 【令和2年度】 11件 【令和3年度】 16件 【令和4年度】 12件</p> <p>・ポスター・チラシについては令和元年度まで単独で入札を行っていたが、令和2年度より複数のメディアを用いた広報キャンペーン実施のための「中小企業退職金共済制度周知・広報業務一式」に含めて入札を行った。</p> <p>その入札仕様書において、訴求対象、訴求内容を明示し、より効果的な広報の実施に繋がった。</p> <p>特に令和3年度は、従来のイメージキャラクター主体の制度内容の訴求力に乏しい仕様から、制度内容を具体的に訴求する仕様に転換した。さらに令和3年度以降は、訴求するポイントの決定に際し、各種アンケート調査結果を活用し、「財務体質の強靱さ」に加えて「退職金支払の確実性」に係る遡及を強めるなど、実効性・効率性を高めるため、エビデンスに基づく施策を実施した。</p> <p>・広報キャンペーンの最終レポート及び広報効果検証の結果を基に、翌年度の広報の手法について内容改善を行った(令和2年度～令和4年度)。</p> <p>具体的には、令和3年度以降の周知広報施策の必須項目にバナー広告(インターネット広告)及びテレビCMを追加した。</p>	<p>行うなどの連携により、効果的な加入促進対策を実施している。</p> <p>・パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、令和2年度より複数のメディアを用いた広報キャンペーン実施のための「中小企業退職金共済制度周知・広報業務一式」に含めて入札を行い、入札仕様書において、訴求対象、訴求内容を明示するなど、見直しを行った。</p> <p>・広報キャンペーンの最終レポート及び広報効果検証の結果など、周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度の広報の手法について内容改善を行った。</p>	<p>の連携により、効果的な加入促進対策を実施している。</p> <p>・パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、令和2年度より複数のメディアを用いた広報キャンペーン実施のための「中小企業退職金共済制度周知・広報業務一式」に含めて入札を行い、入札仕様書において、訴求対象、訴求内容を明示するなど、見直しを行った。</p> <p>・広報キャンペーンの最終レポート及び広報効果検証の結果など、周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度の広報の手法について内容改善を行った。</p>
--	---	---	--	--	--

	<p>ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。</p> <p>既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）での加入促進を強化する。</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、今後とも高い成長が見込まれる分野及び未加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力を得て、普及推進員等を活用し、加</p>	<p>ているWEBによる説明会(定員20回線)では個別相談会の開催が困難なため、無料訪問相談で対応。)</p> <p>(説明会開催回数・参加事業所数・参加人数又は回線数・うち個別相談会参加事業所数)</p> <p>【平成30年度】 15回・600所・724人・80所 【令和元年度】 14回・457所・562人・82所 【令和2年度】 5回・76所・80回線 【令和3年度】 24回・323所・366回線 【令和4年度】 25回・320所・339回線</p> <p>・制度説明会参加事業所について、概ね2か月経過時に未加入である事業所に対し訪問、電話、又は文書によりフォローアップを実施した。</p> <p>【平成30年度】 253所 【令和元年度】 264所 【令和2年度】 28所 【令和3年度】 190所 【令和4年度】 131所</p> <p>ii)</p> <p>・一定期間追加加入のない既加入事業主を対象に追加申込書を送付した。</p> <p>【平成30年度】 33,578件(4月～3月) 【令和元年度】 32,289件(7月～3月) 【令和2年度】 37,914件(7月～3月) 【令和3年度】 57,779件(4月～3月) 【令和4年度】 36,226件(7月～3月)</p> <p>・厚生労働省の支援を得て、以下の関係機関にポスター・チラシを発送した(令和2年度～令和4年度)。</p> <p>【令和2年度】 公共職業安定所436所 よろず支援拠点47所 年金事務所317所 街角の年金相談センター80所 働き方改革推進支援センター47所 【令和3年度】 公共職業安定所436所 よろず支援拠点46所 年金事務所318所 街角の年金相談センター80所 働き方改革推進支援センター47所 【令和4年度】 公共職業安定所436所 よろず支援拠点47所 年金事務所320所 街角の年金相談センター80所 働き方改革推進支援センター47所</p> <p>・活動拠点ごとに、今後の方策を検討するために、定例の打合せ会議を行った(緊急事態宣言中等の電話やWEB会議方式での開催を含む)。</p> <p>【平成30年度】 首都地域11回 東海地域11回 近畿地域10回 【令和元年度】 首都地域10回 東海地域10回 近畿地域10回 【令和2年度】 首都地域8回 東海地域8回 近畿地域8回 【令和3年度】 首都地域8回 東海地域8回 近畿地域8回 【令和4年度】 首都地域3回 東海地域3回 近畿地域3回</p> <p>・特別相談員・普及推進員全国会議を開催した(令和2、3年度は8グループに分けWEB会議方式にて開催)。</p> <p>【平成30年度】 開催日(内容) 11/8～11/9(法改正) 【令和元年度】 開催日(内容) 11/14～11/15(中退共制度・ディスカッション) 【令和2年度】 開催日(内容) 11/24～11/27(ディスカッション) 【令和3年度】 開催日(内容) 11/9～11/12(省令改正・ディスカッション) 【令和4年度】 開催日(内容) 12/5～12/7(ディスカッション)</p> <p>・近隣地域の情報交換のためブロックごとにWEB会議を実施した(令和3年度より開催)。</p>			
--	---	---	--	--	--

	<p>入勸奨を図る。 各地域における加入勸奨については、時々の状況を踏まえ、重点とする業種及び事業主団体を定めるなど、効率的かつ効果的な対策を定め取り組む。 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勸奨の要請を行う。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勸奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を</p>	<p>【令和3年度】 北海道・東北・北関東ブロック 1回 静岡・甲信越・北陸ブロック 1回 中国・四国ブロック 1回 九州・沖縄ブロック 1回</p> <p>【令和4年度】 北海道・東北・北関東ブロック 1回 中部ブロック 1回 中国・四国ブロック 1回 九州・沖縄ブロック 1回 首都圏・東海・近畿ブロック 2回</p> <p>・新たに委嘱した普及推進員等の状況報告と情報交換のためWEB会議を実施した（令和3年度より開催）。 【令和3年度】 1回 【令和4年度】 1回</p> <p>・地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関による加入勸奨を要請した。 【平成30年度】 40件 【令和元年度】 40件 【令和2年度】 11件 【令和3年度】 16件 【令和4年度】 12件</p> <p>・厚生労働省の支援を得つつ、今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力を得て、以下の団体に対して傘下の団体への加入推奨及び業界誌への広告無料掲載を依頼した（令和元年度～令和4年度）。 ・日本貨物運送協同組合連合会 ・全日本電気工事業工業組合連合会 ・全日本印刷工業組合連合会 ・日本ニット工業組合連合会</p> <p>・各年11月、全国管工事業協同組合連合会の機関誌に制度紹介記事を掲載した（約5,000部発行）。</p> <p>・月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度の広告を掲載した。 （発行部数） 【平成30年度】 80,000部 【令和元年度】 70,000部 【令和2年度】 80,000部 【令和3年度】 53,000部 【令和4年度】 46,000部</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勸奨等</p> <p>i) 都道府県労働局に対し、各種説明会等での時間の確保及びパンフレットの机上配布を依頼した（47都道府県。ただし、令和3年度及び令和4年度については、普及推進員等が不在の地域を訪問できなかったため43都道府県。）。</p> <p>・都道府県労働局・労働基準監督署等が開催する会議等で、制度の周知広報を行った。 【平成30年度】 1回 【令和元年度】 2回</p>			
--	--	--	--	--	--

	<p>行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>		<p>【令和3年度】 1回 ※令和2年度はコロナ禍による開催見送り等で、令和4年度は会議等において時間の確保ができなかったため、実施せず。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省より紹介いただき、一般財団法人女性労働協会が実施する「中小企業のための女性活躍推進事業」の説明会でパンフレット（ダイジェスト版）を配布した（平成30年度及び令和元年度）。 【平成30年度】 450部 【令和元年度】 2,000部 厚生労働省の委託事業である労働契約等に関するセミナーにおいて、チラシの配布を委託先の（株）東京リーガルマインドに依頼した（平成30年度及び令和2年度）。 【平成30年度】 11,000部 【令和2年度】 1,174部 <p>ii) 都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報を行った。 【平成30年度】 50回 【令和元年度】 50回 【令和2年度】 42回 【令和3年度】 40回 【令和4年度】 44回</p> <p>iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を行った。 【平成30年度】 22回 【令和元年度】 18回 【令和2年度】 8回 【令和3年度】 5回 【令和4年度】 17回</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業基盤整備機構主催の「新価値創造展」及び東京都主催の「産業交流展」等のイベントへ資料の設置を依頼し、制度の周知広報を行った。 「新価値創造展」12月頃開催 (出展企業数) 【平成30年度】 670社(会場開催) 【令和元年度】 375社(会場開催) 【令和2年度】 322社(オンライン開催) 【令和3年度】 313社(会場開催) 【令和4年度】 263社(会場開催) 「産業交流展」11月頃開催 (出展企業数) 【平成30年度】 800社(会場開催) 【令和元年度】 743社(会場開催) 【令和2年度】 696社(オンライン開催) 【令和3年度】 543社(会場開催) 【令和4年度】 555社(会場開催) <p>・令和4年度は、中小企業基盤整備機構と連携し、双方のホームページに互いのバナーを設置した(10/1～翌年9/30)。</p>			
	<p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p>		<p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p>			

	<p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>	<p>i) 各年度版のポスター・チラシを作成し、関係機関及び事業主団体等へ配布した。</p> <p>【平成30年度】ポスター 16,518枚 チラシ 540,920枚 【令和元年度】ポスター 17,026枚 チラシ 545,340枚 【令和2年度】ポスター 17,124枚 チラシ 551,123枚 【令和3年度】ポスター 17,030枚 チラシ 555,028枚 【令和4年度】ポスター 16,908枚 チラシ 558,075枚</p> <p>なお、令和2年度以降、効果的かつ効率的な広報活動を行うため、ポスター・チラシについては、同年より開始した、インターネット・TV等を用いた複数のメディアを用いて行う広報キャンペーン実施のための「中小企業退職金共済制度周知・広報業務一式」に含めて入札を行った。</p> <p>・「周知・広報業務一式」の実施項目 【令和2年度】 ・インターネット広告 ・Eight×BLADE Targetingを利用したバナー広告の配信、PR TIMESでニュースリリースの配信、News TVでビデオリリースの配信 【令和3年度】 ①インターネット広告 ・MarketOne、Bypass、Twitter、Facebookを利用したバナー・動画広告の配信、PR TIMESを利用したニュースリリース配信、特別臨時サイトの開設、創業手帳（WEB版）への記事掲載 ②テレビ広告 ・CM放送、パブリシティの実施 ③紙媒体広告 ・創業手帳への広告掲載、日本経済新聞への広告掲載 【令和4年度】 ①インターネット広告 ・ADMATRIX、Bypass、Facebook、Instagram、Tver等を利用したバナー・動画広告配信、トレンドーズを利用したニュースリリース配信、特別臨時サイトの開設、創業手帳（WEB版）への記事掲載 ②テレビ広告 ・CM放送、パブリシティの実施 ③紙媒体広告 ・創業手帳への広告掲載、日本経済新聞、日経産業新聞、日経MJへの広告掲載</p> <p>ii)</p> <p>・厚生労働省から関係省庁等に加入促進強化月間の協力依頼を通知した。</p> <p>【平成30年度】 129件 【令和元年度】 129件 【令和2年度】 132件 【令和3年度】 131件 【令和4年度】 131件</p> <p>・関係機関等に月間の協力依頼文書を送付した。</p> <p>・各年9月、事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した。</p> <p>【平成30年度】 22件 【令和元年度】 22件 【令和2年度】 22件 【令和3年度】 21件 【令和4年度】 21件 （訪問、電話会談、挨拶状の送付、及びWEB会談のいずれかによる）</p>			
--	--	---	--	--	--

	<p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し</p>		<p>・広報キャンペーンの実施報告及び効果検証調査を基に翌年度の周知広報施策を策定した（令和2年度～令和4年度）。</p> <p>iii)</p> <p>・各年6月、事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した。 （訪問数）</p> <p>【平成30年度】 5件（訪問5件） 【令和元年度】 5件（訪問5件） 【令和3年度】 5件（訪問1件 電話会談2件 WEB会談2件） 【令和4年度】 4件（電話会談1件 WEB会談3件）</p> <p>※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施見送り。令和3年度より、電話会談及びWEB会談の形で実施。</p> <p>・関係機関等に対して広報誌等への無料記事掲載依頼を送付した。 （記事掲載依頼）</p> <p>【平成30年度】 6,401件 【令和元年度】 6,455件 【令和2年度】 6,523件 【令和3年度】 6,535件 【令和4年度】 6,551件</p> <p>・職員及び普及推進員等が関係機関等に対して広報誌等への記事掲載を依頼した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員</th> <th>普及推進員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>84件</td> <td>1,851件</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>88件</td> <td>1,605件</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>83件</td> <td>1,642件</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>104件</td> <td>1,081件</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】</td> <td>91件</td> <td>814件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>・独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかけた。</p> <p>【平成30年度】 64件 【令和元年度】 84件 【令和2年度】 1件 【令和3年度】 73件 【令和4年度】 151件</p> <p>・新たに助成団体となった地方公共団体等</p> <p>【平成30年度】 2団体 鹿沼市（栃木県）、東京都</p> <p>【令和元年度】 3団体 矢板市（栃木県）、新富町（宮崎県）、野沢温泉村（長野県）</p> <p>【令和2年度】 2団体 大分県北部勤労者福祉サービスセンター（福岡県吉富町）、川辺町（岐阜県）</p> <p>※令和3年度及び令和4年度は、新たに助成団体となった地方公共団体等は無かった。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し</p>		職員	普及推進員等	【平成30年度】	84件	1,851件	【令和元年度】	88件	1,605件	【令和2年度】	83件	1,642件	【令和3年度】	104件	1,081件	【令和4年度】	91件	814件			
	職員	普及推進員等																						
【平成30年度】	84件	1,851件																						
【令和元年度】	88件	1,605件																						
【令和2年度】	83件	1,642件																						
【令和3年度】	104件	1,081件																						
【令和4年度】	91件	814件																						

<p>講じた加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望、さらには、各種アンケートや中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び中小企業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再</p>	<p>講じた加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望、さらには、各種アンケートや中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び中小企業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図</p>	<p><定量的指標></p> <p>・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割</p>	<p>・各年、中退共だよりの綴じ込みハガキに中退共制度の内容及び運営に関するご意見欄を設け、意見・要望を収集した。</p> <p>収集した意見・要望については、取りまとめて分析の上、その結果を普及推進員・特別相談員とも共有し、加入促進活動や広報キャンペーンの企画に活用した。</p> <p>・各年のインターネット広告（バナー広告）については、前年度の結果を検証し、配信対象を見直しつつ配信を実施した。</p> <p>・各種広報施策については、広報キャンペーン後の調査結果を踏まえて改善策を検討し、実施ないしその準備を行った（令和2年度～令和4年度）。</p> <p>・令和2年度より新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会場での開催を自粛したため、開催方法をWEB会議方式に変更し、未加入事業所を対象とした中退共制度オンライン説明会を54回開催した。</p> <p>この結果、状況変化に応じた機動的な開催が可能となり費用と手間が大幅に削減され、効率性も向上した。</p> <p>・令和4年度に実施した普及推進員・特別相談員へのアンケート調査や委託先へのヒアリング内容を分析し、今後の加入促進活動に係る施策を検討した。</p> <p>③ 加入目標数 4期中期計画期間の加入目標1,650,000人に対し、加入実績1,870,013人となった。</p> <p>【平成30年度】 377,908人（達成度110.2%） 【令和元年度】 383,483人（達成度113.8%） 【令和2年度】 367,510人（達成度111.0%） 【令和3年度】 378,094人（達成度116.3%） 【令和4年度】 363,018人（達成度113.8%） 合計 1,870,013人</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ</p> <p>・加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引き続きシステム稼働周知を行った。</p> <p>（電子申請率） 平成30年度末 : 91.3% 令和元年度末 : 93.0% 令和2年度末 : 94.5%</p>	<p>・退職金給付にあたり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、毎年度、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。</p> <p>・中退共ホームページのQ&Aの実態を把握するため、Q&Aに対する意見を集計した。</p>		
--	---	---	---	--	--	--

<p>点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】 ・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目標期間（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）25日</p>	<p>る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施</p>	<p>合)を80%以上とすること。</p> <p>・ホームページへのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。</p>	<p>令和3年度末 : 94.5% 令和4年度末 : 94.8%</p> <p>・「掛金月額減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、令和2年度よりホームページに掲載し周知した。また、令和4年度発行の中退共だより21号より掲載し周知を図った。</p> <p>・各年度において、以下のとおり、取組を実施した。</p> <p>【平成30年度】 ・契約業務（新規契約申込・追加契約申込）に係る文書の受入・開封及び審査業務等の迅速化を企図し、1月から新規申込書を加え業務委託契約を更新した。 ・5月の元号改正を控え、現行共済手帳のまま使用する「掛金月額変更申込書」、「被共済者退職届」の記入方法について、ホームページに掲載した。 ・口座振替事務代行業者と各金融機関で行っているデータの授受方式を記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式への変更について、変更金融機関の拡大を図った（30行拡大）。 ・中退共ホームページからダウンロード可能な書式について、PC上で直接入力可能なフォーマットへ様式を変更した。 ・手続負担軽減措置として、平成30年4月以降、請求書の添付書類の簡素化（マイナンバー入り住民票の添付にて給付金額が300万円以上であっても印鑑証明書を不要とする）を行った。</p> <p>【令和元年度】 ・口座振替事務代行業者と各金融機関で行っているデータの授受方式を記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式へ変更を行った。 3月末現在：56行中47行 ・元号改正後も現行手帳のまま使用する「掛金月額変更申込書」、「被共済者退職届」の記入方法については、引き続きホームページにおけるガイダンスにより周知した。 ・中退共ホームページからダウンロード可能な書式について、PC上で直接入力可能なフォーマットへ様式を変更した。</p> <p>【令和2年度】 ・企業合併に伴う企業年金制度間の資産移換（受入）について、中退共オンラインシステムの二次開発が凍結となったため、資産移換を希望する共済契約者への対応用「申出処理ツール」を作成し、作動テストを実施後、仮運用ができるようシステムを構築した。 ・元号改正後も現行手帳のまま使用する「掛金月額変更申込書」、「被共済者退職届」の記入方法については、引き続きホームページにおけるガイダンス及び令和2年4月発行の中退共だより19号へ掲載し周知するなど、電話等による問い合わせへの対応を行った。また、最新の様式が普及するのに合わせたOCR読み込みシステムの改修を実施し、12月にリリースした。 ・口座振替事務代行業者と各金融機関で行っているデータ授受方式を記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式へ変更を行った（3月末時点：7行実施）。これにより109行が伝送方式、5行がDVD方式となり、CMTを利用する金融機関はなくなった。 ・令和3年1月以降、請求人が金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能とした。</p> <p>【令和3年度】 ・中退共ホームページのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続の様式A「退職金試算依頼書」について、直接入力の可能なフォーマットに変更した。 ・「押印を求める手続の見直し」が施行されたことに伴い、共済手帳の内容を一部改訂し共済契約者へ送付した。 共済契約者： 376,030 所 被共済者： 3,614,440 人 発送期間： 令和3年12月22日～令和4年1月31日</p> <p>ロ 契約及び退職金給付にあたり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、退職金給付について、毎年度、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。</p>	<p>【平成30年度】 ・参考になった 701(87.0%) ・どちらでもない 37(4.6%) ・ならなかった 68(8.4%)</p> <p>【令和元年度】 ・参考になった 745(87.6%) ・どちらでもない 36(4.2%) ・ならなかった 69(8.1%)</p> <p>【令和2年度】 ・参考になった 797(85.8%) ・どちらでもない 44(4.7%) ・ならなかった 88(9.5%)</p> <p>【令和3年度】 ・参考になった 775(86.6%) ・どちらでもない 48(5.4%) ・ならなかった 72(8.0%)</p> <p>【令和4年度】 ・参考になった 633(81.5%) ・どちらでもない 51(6.5%) ・ならなかった 93(12.0%)</p> <p>・中期期間中における中退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。</p> <p>【平成30年度】 1,414,635件(123.0%)</p> <p>【令和元年度】 1,320,618件(114.8%)</p> <p>【令和2年度】 1,515,416件(131.8%)</p> <p>【令和3年度】 1,761,202件(153.2%)</p> <p>【令和4年度】 1,753,182件(152.5%)</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。</p> <p>また、2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成31）年度以降も適切に相談に応じること。</p>	<p>しつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、Q&Aに反映するほか、閲覧者の評価や要望なども活用してホームページコンテンツの一層の充実を図る。これにより、毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とするとともに、アクセス件数を毎年度115万件以上とする。</p>	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを実施しているか。</p>	<p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ</p> <p>・「掛金月額の減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、令和2年度よりホームページに掲載し周知した。また、令和4年度発行の中退共だより21号より掲載し周知を図った。</p> <p>・各年度において、以下のとおり、取組を実施した。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>・ホームページのQ&Aについて、基金及び廃止特退共に係る制度間移換に関する項目の追加及び現行記載内容の修正を含め全体的な見直しを行い、内容の充実を図った。</p> <p>・平成30年10月の発送分をもって定期発送の廃止が決定した「掛金等の振替結果のお知らせ」ハガキについては、廃止の事前告知や、問い合わせ用窓口の開設など肌理細かな対応を行った。</p> <p>・中退共ホームページからのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続について、様式変更を下記のとおり進めた。</p> <p>○直接入力可能なフォーマットに変更</p> <p>・様式2：掛金前納申出書</p> <p>・様式3：未納正当理由申立書</p> <p>・様式5：掛金納付月数通算申出書</p> <p>・様式6：傍系企業間の移籍・企業合併・企業分割による契約継続申出書</p> <p>・様式12：中小企業者でなくなったことの届</p> <p>○新たに「掛金納付再開申出書」を掲載した。</p> <p>・平成28年4月1日施行の特退共廃止団体からの資産移換に伴い、特例掛金月額利用の被共済者に係る経過措置期間満了時の増額月変について、対象被共済者のいる事業所への事前通知を含めたシステム開発に着手した。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>・合併等による企業年金と中退共との間での資産移換についてQ&Aに掲載した。</p> <p>・問い合わせが非常に多い「掛金等の振替請求のお知らせ」及び「掛金等返還のお知らせ」の見方についてQ&Aに掲載した。</p> <p>・ホームページに企業年金から中退共への資産移換手続きを解説したページを追加した。</p> <p>・ホームページに「合併等に伴う企業年金からの移換シミュレーション」を追加した。</p> <p>・様式2「掛金前納申出書」について、共済契約者が引き落とし開始月を容易に把握できるよう修正し提供した。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・問い合わせが非常に多い「掛金月額変更申込書」と「被共済者退職届」の元号改正に関する記載についてのQ&Aを新設した。</p> <p>・共済契約者が利用する機会の多い「手続様式見本集」に簡単にアクセスできるようトップページにバナーを新設した。</p> <p>・トップページに掲載している情報について、閲覧者が情報を見つけやすいように閲覧者別に分けて掲載した。</p>	<p>・加入事業主を対象とした退職金制度等の実態に関する調査により加入者から意見、要望を収集するとともに業務委託先からの意見、要望の聴取や外部の有識者で構成する中退共・特退共合同参与会での審議内容等を踏まえ、業務運営上の改善策を検討した。</p> <p>中退共だよりのアンケート調査により加入者から意見・要望を収集し、普及推進員等と共有した上で加入促進活動や広報キャンペーンの企画に活用した（令和2年度～令和4年度）。</p> <p>令和4年度は、新規加入事業所等の減少を踏まえ、その原因について、関係機関及び特別相談員・普及推進員に対しヒアリング又はアンケート調査を実施した。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、退職金等請求時の添付書類については、手続負担軽減の観点から、退職金等を請求する際に添付する本人等確認用書類の見直しを実施した。具体的には、マイナンバー制度における添付書類（マイナンバー入り住民票）を兼用することで、提出する添付書類の内容を簡素化した。</p> <p>また、契約業務（新規契約申</p>	<p>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、各種の見直しを実施した。</p>	<p>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、各種見直しを実施した。</p>
---	---	---	---	---	--	---

<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とすること。 ・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。 <p>【目標設定等の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前中期目標期間中における類似の満足度調査結果等の水準を踏まえ、従来の調査の範囲を広げることも考慮した指標を設定することとする。 ※類似の満足度調査結果（Q&A閲覧者が「参考になった」とした割合（2013（平成25）～2016（平成28）年度平均）：約86% ※前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：1,156,817件 			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年12月25日押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の公布に伴い、共済手帳の内容を一部改定し共済契約者へ送付した。またホームページにも掲載し周知した。 ・令和元年度にホームページに追加した企業年金から中退共への資産移換手続を解説したページについて、閲覧者が情報を見つけやすいように全体的な内容の見直しを行った。 ・新たなコンテンツとして「マンガでわかる中退共」を作成し、トップページにバナーを掲載した。 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページリニューアルについて、総合評価落札方式による入札を実施した結果、落札者の応札額が機構の想定を大幅に下回ったため、低入札価格調査を実施した。当該調査の結果、契約内容に適合した履行がなされない恐れがあるとして、不採用とした。その後、別の構築業者とあらためて契約締結したことなどにより、令和4年度中としていた稼働目標を令和5年6月と変更して、構築作業を進めた。 また、ホームページリニューアルに係る通知文を令和5年5月に【掛金納付状況票及び退職金試算票】に同封の上送付した。 ・令和5年6月のホームページリニューアルに併せて、利用者の利便性向上のため、契約申込書（新規・追加・続紙）をホームページ上から作成できる入力フォームの作成を検討し、構築作業を進めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・中退共ホームページのQ&Aの実態を把握するため、Q&Aに対する意見を集計した。 <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考になった 701(87.0%) ・どちらでもない 37(4.6%) ・ならなかった 68(8.4%) <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考になった 745(87.6%) ・どちらでもない 36(4.2%) ・ならなかった 69(8.1%) <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考になった 797(85.8%) ・どちらでもない 44(4.7%) ・ならなかった 88(9.5%) <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考になった 775(86.6%) ・どちらでもない 48(5.4%) ・ならなかった 72(8.0%) <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考になった 633(81.5%) ・どちらでもない 51(6.5%) ・ならなかった 93(12.0%) <ul style="list-style-type: none"> ・中期期間中における中退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。 <p>【平成30年度】 1,414,635件(123.0%)</p> <p>【令和元年度】 1,320,618件(114.8%)</p> <p>【令和2年度】 1,515,416件(131.8%)</p> <p>【令和3年度】 1,761,202件(153.2%)</p> <p>【令和4年度】 1,753,182件(152.5%)</p>	<p>込・追加契約申込)に係る文書の受入・開封及び審査業務等の迅速化を企図し、令和元年1月より追加申込書の審査の他、新規申込書についても業務委託契約を行った。</p> <p>元号改正に伴い、旧様式に係る「掛金月額変更申込書」、「被共済者退職届」の記入方法について、ホームページに掲載し、令和2年度発行の中退共日より19号に掲載、周知を図った。更に、新様式の普及に合わせたOCR読込システムの改修を実施し、令和2年12月にリリースした。</p> <p>口座振替事務代行業者と各金融機関で行っているデータの授受方式を記録媒体（CM T及びDVD）から伝送方式へ順次変更した。</p> <p>中退共ホームページからダウンロード可能な書式について、PC上で直接入力可能なフォーマットへ様式を変更し、令和3年度より「退職金試算依頼書」についても、同フォーマットへ変更した。</p> <p>企業合併に伴う企業年金制度間の資産移換（受入）について、中退共オンラインシステムの二次開発が凍結となったため、令和2年度に、資産移換を希望する共済契約者への対応「申出処理ツール」を作成し、作動テストを実施後、仮運用ができるようシステムを構築した。</p> <p>令和2年12月25日押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の公布に伴い、共済手帳の内容を一部改訂し共済契約者へ送付した他、ホームページにも掲載し周知した。</p> <p>共済契約者： 376,030所 被共済者： 3,614,440人 発送期間：令和3年12月22日～令和4年1月31日</p> <p>「掛金月額の減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、令和2年度よ</p>		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>ロ 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、コールセンターでのワンストップサービスの充実を図る。</p>	<p>・相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等の結果をコールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させたか。</p> <p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>ロ</p> <p>・加入者サービス向上のため、相談業務については、懇切丁寧な対応を徹底し回答の標準化に努めるとともに、相談業務の質を向上させるため、応答マニュアルの見直しを適宜行い回答の標準化を図った。</p> <p>・令和2年12月25日押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の公布に伴い、相談業務におけるマニュアルの整備・周知を行った。</p> <p>・個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービスの向上を図った。</p> <p>(コールセンター完結率)</p> <p>平成30年度末：68.3%</p> <p>令和元年度末：68.3%</p> <p>令和2年度末：67.9%</p> <p>令和3年度末：68.2%</p> <p>令和4年度末：67.8%</p>	<p>・お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を実施した。</p> <p>【平成30年度】講習日 11/28・11/29 参加人数9名</p> <p>【令和元年度】講習日 11/27～11/29 参加人数9名</p> <p>【令和2年度】講習日 11/26 参加人数6名</p> <p>【令和3年度】講習日 11/25 参加人数6名</p> <p>【令和4年度】講習日 11/29 参加人数6名</p> <p>・相談業務における各事業本部の応対マニュアルの実態を把握するため、ホームページからのご意見ご質問及びご利用者の声を基に相談業務の満足度を集計し、各事業本部に周知している。</p> <p>○ホームページからのご意見ご質問</p> <p>【平成30年度】 1,232件</p> <p>【令和元年度】 1,382件</p> <p>【令和2年度】 1,662件</p> <p>【令和3年度】 1,876件</p> <p>【令和4年度】 1,922件</p> <p>○ご利用者の声</p> <p>【平成30年度】</p> <p>・回答 144件</p> <p>・お礼意見 10件</p> <p>・苦情意見 4件</p> <p>・相談用件 179件</p> <p>【令和元年度】</p> <p>・回答 175件</p> <p>・お礼意見 15件</p> <p>・苦情意見 1件</p> <p>・相談用件 202件</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・回答 48件</p> <p>・お礼意見 3件</p> <p>・苦情意見 0件</p> <p>・相談用件 55件</p> <p>【令和3年度】</p> <p>・回答 51件</p> <p>・お礼意見 1件</p>	<p>りホームページに掲載し周知した。また、令和4年度発行の中退共だより21号より掲載し周知を図った。</p> <p>加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引き続きシステム稼働周知を行った。</p> <p>(電子申請率)</p> <p>平成30年度末：91.3%</p> <p>令和元年度末：93.0%</p> <p>令和2年度末：94.5%</p> <p>令和3年度末：94.5%</p> <p>令和4年度末：94.8%</p> <p>・相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに関係部署とヒアリングを実施し、基本対応マニュアルの見直しを行った。</p> <p>お客様サービスの更なる向上の観点から、コールセンター等のマニュアルを見直し、コールセンターでの対応可能な相談内容の範囲を拡大した。また、オペレーターの知識の拡充・定着を図るため、研修・マニュアルの内容改善を実施した。</p> <p>・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、以下のような意見が多く聞かれた。</p> <p>・電子申請の手続を検討してほしい。</p> <p>・懲戒解雇になった場合、不支給にできないか。</p> <p>・中小企業の範囲を広げてほしい。</p> <p>・掛金月額の上限下限を広げてほしい。</p> <p>加入事業主を対象に退職金制度等の実態に関する調査を実施し、中退共制度の意見・要望などを把握した。制度面での要望については厚生労働省と情報を共有し、手続等の業</p>	<p>・相談業務に係る基本対応マニュアルの見直しや、コールセンターでの対応可能な相談範囲を拡大するなど、相談業務及び情報提供の質を向上させた。</p> <p>・加入促進強化月間等における訪問の場等を活用して、加入者及び関係団体等の意見・要望を聴取した。また、加入事業主を対象にした「退職金制度等の実態に関する調査」し、手続等の業務運営上の要望については、関係部署と検討し、ホームページからダウンロード可能な書式のフォーマット変更を行うなど、意見・要望や調査結果の情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、事業の改善を図った。</p>	<p>・相談業務に係る基本対応マニュアルの見直しや、コールセンターでの対応可能な相談範囲を拡大するなど、相談業務及び情報提供の質を向上させた。</p> <p>・加入促進強化月間等における訪問の場等を活用して、加入者及び関係団体等の意見・要望を聴取した。また、加入事業主を対象にした「退職金制度等の実態に関する調査」し、手続等の業務運営上の要望については、関係部署と検討し、ホームページからダウンロード可能な書式のフォーマット変更を行うなど、意見・要望や調査結果の情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、事業の改善を図った。</p>
--	--	---	---	---	--	--	--

<p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集</p>	<p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参加等場の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有</p>	<p>ハ 2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成31）年度以降も適切に相談に応じる。</p>	<p>・苦情意見 0件 ・相談用件 58件 【令和4年度】 ・回答 62件 ・お礼意見 4件 ・苦情意見 0件 ・相談用件 75件</p> <p>ハ</p> <p>・平成30年5月から施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となったこと等について、引き続き周知に努めるとともに、相談や問い合わせに対して適切に対応した。</p> <p>・各年度における企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度との資産移換は下記のとおりであった。</p> <p>（企業年金制度から中退共制度への資産移換） 【令和2年度】 DB：1事業所 97人 128,319,436円 【令和3年度】 DB：1事業所 27人 22,708,034円 【令和4年度】 DB：2事業所 78人 374,368,424円 ※平成30年度及び令和元年度は、企業年金制度から中退共制度への資産移換を行った事業所が無かった。</p> <p>（中退共制度から企業年金制度への資産移換） 【平成30年度】 DC：2事業所 44人 49,908,703円 【令和元年度】 DB：9事業所 179人 303,148,142円 DC：19事業所 475人 498,687,250円 【令和2年度】 DB：13事業所 187人 185,441,403円 DC：14事業所 244人 343,527,373円 【令和3年度】 DB：11事業所 684人 966,457,066円 DC：18事業所 719人 1,476,467,911円 【令和4年度】 DB：13事業所 617人 971,890,292円 DC：22事業所 309人 506,020,639円</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参加等場の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、以下のような意見が多く聞かれた。これらの内容については、厚生労働省とも情報を共有した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の手続を検討してほしい。 ・懲戒解雇になった場合、不支給にできないか。 ・中小企業の範囲を広げてほしい。 ・掛金月額の種類拡大（上限、下限とも） 	<p>務運営上の要望については、関係部署と検討し、ホームページからダウンロード可能な書式のフォーマット変更を行った。</p> <p>また、令和5年6月のホームページリニューアルに併せて、利用者の利便性向上のため、契約申込書（新規・追加・続紙）をホームページ上から作成できる入力フォームの作成を検討し、構築作業を進めた。</p> <p>新規加入企業を対象に、調査結果を今後の制度周知業務に反映させるため、制度への加入動機及び経路等のアンケートを実施した。結果について、制度周知業務に活用した。</p> <p>【平成30年度】平成29年8月～30年7月加入・3,390所 【令和元年度】平成30年8月～元年7月加入・3,291所 【令和2年度】令和元年8月～2年7月加入・3,217所 【令和3年度】令和2年8月～3年7月加入・3,156所 【令和4年度】令和3年8月～4年7月加入・3,120所</p>	<p>＜今後の課題＞</p> <p>退職金未請求者等についてアンケート調査等により分析した結果、企業間通算制度の利用拡大や、退職金額が少額の層における手続き負担敬遠等が主な要因であることが判明したことから、費用対効果の観点にも留意し、適正な未請求者比率の目標を設定した上で、対応策を検討する。</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>（有識者からの意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各期ではそれぞれ（の目標）ごとに達成しているところ、それに加えて機構内で通期（期間を横断する形）で独自に、システム管理の取組や専門の委員会設置など、（一般の中退であるべきモデルを構築して他の共済制度にも波及させるような）はるかに厳しい努力をしていることがよく分かった。 	<p>＜今後の課題＞</p> <p>退職金未請求者等についてアンケート調査等により分析した結果、企業間通算制度の利用拡大や、退職金額が少額の層における手続き負担敬遠等が主な要因であることが判明したことを踏まえ、第5期中期目標において設定した新たな目標の達成に向けて取り組む。</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>（有識者からの意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間の累計で評価が「A」だということであれば理解できる。
--	--	---	---	--	---	---

<p>した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 中退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>		<p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計をホームページに掲載した。</p> <p>ハ 退職金制度等に関する実態調査について、アンケート実施業者の選考方法を見直し、アンケート結果の活用可能性の向上と、広報効果改善を図った。 また、今後の事業推進活動見直し等に活用し得るように、設問内容の見直しを行った。 なお、令和元年度より、回収率向上、回答者の負担軽減を企図し、回答方法についてWEB回答も併用した。</p> <p>・有効回答数（調査対象 6,000 事業所） 【平成30年度】 郵送回答 3,230 事業所 【令和元年度】 郵送回答 3,035 事業所 WEB回答 316 事業所 【令和2年度】 郵送回答 3,253 事業所 WEB回答 340 事業所 【令和3年度】 郵送回答 2,032 事業所 WEB回答 1,333 事業所 【令和4年度】 郵送回答 2,001 事業所 WEB回答 1,207 事業所</p>			
--	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
1-2	I 退職金共済事業 2 建設業退職金共済事業	
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）
当該項目の重要度 困難度	<p>【重要度 高】 （1）資産の運用 ① 資産運用の目標 ② 健全な資産運用等</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>（理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p> <p>【困難度 高】 （2）確実な退職金の支給に向けた取組 ① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>【指標】 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>（理由） 建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。</p>	中退法第70条第1項
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

2. 主要な経年データ																									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）																		
指 標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度								
			国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券						国内債券	国内債券						
委託運用部分における複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率） ※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保 ※ 2022（令和4）年度以降は、各資産	複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保 ※ 2022（令和4）年度以降は、各資産		国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	予算額（千円）	60,220,562	60,434,715	64,996,587	64,215,393	67,641,111							
			給付経理 0.15%	特別給付経理 0.33%	給付経理 0.18%	特別給付経理 0.21%	給付経理 0.24%	特別給付経理 0.35%	給付経理 0.12%	特別給付経理 0.14%	給付経理 △0.02%	特別給付経理 △0.02%													
			国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式							国内株式	決算額（千円）	54,747,072	56,054,080	56,370,103	64,711,096	66,150,615
			給付経理 △1.80%	特別給付経理 △7.81%	給付経理 0.24%	特別給付経理 △0.35%	給付経理 3.11%	特別給付経理 9.17%	給付経理 2.59%	特別給付経理 1.54%	給付経理 0.34%	特別給付経理 0.34%													
			外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	外国債券							外国債券						
給付経理 0.26%	特別給付経理 0.02%	給付経理 0.29%	特別給付経理 0.37%	給付経理 0.89%	特別給付経理 △0.02%	給付経理 0.47%	特別給付経理 △0.26%	給付経理 0.88%	特別給付経理 0.88%																
外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式															

率)	のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	経常利益(千円)	△9,778,415	△21,849,807	19,816,789	△9,180,609	△13,386,599
			△0.56%	△0.54%	△0.26%	△3.41%	△1.23%	1.04%	1.13%	0.29%	△0.43%	△0.43%						
			合計		合計		合計		合計		合計							
			給付経理 △0.50%	特別給付経理 △0.97%	給付経理 △0.06%	特別給付経理 △0.02%	給付経理 1.12%	特別給付経理 1.21%	給付経理 1.03%	特別給付経理 1.08%	給付経理 -	特別給付経理 -	行政コスト(千円)	-	84,950,766	80,931,897	79,019,459	75,993,707
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請		実施済	実施済	実施済	実施済	実施済	実施済	実施済	実施済	実施済	実施済	行政サービス実施コスト(千円)	11,123,359	-	-	-	-
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 369,592人		-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和4年度末 7,597人減少 (361,995人)	従事人員数	49	52	53	51	49
共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度 1回以上		1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回						
同上【達成度】			【100.0%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】						
中期目標期間中の新規被共済者目標数	545,000人以上		30年度目標数 112,000人	元年度目標数 110,000人	2年度目標数 109,000人	3年度目標数 108,000人	4年度目標数 106,000人											
新規被共済者数【達成度】			108,728人 【97.1%】	113,293人 【103.0%】	116,689人 【107.1%】	107,403人 【99.4%】	102,268人 【96.5%】											
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から 22業務日 以内に全数 支給		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%											
ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度 66万件以上		749,129件	746,189件	1,059,585件	1,474,574件	1,399,490件											
同上【達成度】			【113.5%】	【113.1%】	【160.5%】	【223.4%】	【212.0%】											
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1回以上		1回	1回	1回	1回	1回											
同上【達成度】			【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】											

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)	
						評価	A	評価	A	
2 建設業退職金共済事業 機構は、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の建設技能労働者の高齢化や人手不足の深刻化といった建設業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む界中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。	2 建設業退職金共済事業		2 建設業退職金共済事業	<p><自己評価> 評価：A 「資産の運用」、「確実な退職金の支給に向けた取組等」、「加入促進対策の効果的実施」、「サービスの向上」に係る指標については、いずれも中期目標期間中の目標を達成した。</p> <p>特筆すべき点として、委託運用部分の複合ベンチマーク収益率について、給付経理及び特別給付経理ともに過去5年間通期で見ると複合ベンチマーク収益率を上回る運用収益を確保した。資産運用委員会では、平成30年度より基本ポートフォリオの検証を行ってきたところ、令和元年度から令和2年度にかけて厚生労働省により財政検証が行われ、令和3年10月より予定運用利回りが3%から1.3%へ引き下げられることとなった。これを踏まえ、基本ポートフォリオ等の見直しを進め、リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分について令和4年4月より中退共等との合同運用に移行し、同時に必要な利回りを最低限のリスクで達成することを目標とした基本ポートフォリオに変更した。これについては、現在の建退共の資産運用の体制の中で適切な対応であったと考えている。これらの施策の結果、必要な利益剰余金不足額についても減少し、財務基盤の強化が図られた。更に諸改革の集大成として新「資産運用の基本方針」を策定。これらの実績は資産運用委員会からも高く評価された。</p> <p>確実な退職金の支給に関しては、長期未更新者数の縮減は、建設業における雇実</p>	<p><自己評価> 評価：A 「資産の運用」、「確実な退職金の支給に向けた取組等」、「加入促進対策の効果的実施」、「サービスの向上」に係る指標については、いずれも中期目標期間中の目標を達成した。</p> <p>特筆すべき点として、委託運用部分の複合ベンチマーク収益率について、給付経理及び特別給付経理ともに過去5年間通期で見ると複合ベンチマーク収益率を上回る運用収益を確保した。資産運用委員会では、平成30年度より基本ポートフォリオの検証を行ってきたところ、令和元年度から令和2年度にかけて厚生労働省により財政検証が行われ、令和3年10月より予定運用利回りが3%から1.3%へ引き下げられることとなった。これを踏まえ、基本ポートフォリオ等の見直しを進め、リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分について令和4年4月より中退共等との合同運用に移行し、同時に必要な利回りを最低限のリスクで達成することを目標とした基本ポートフォリオに変更した。これについては、現在の建退共の資産運用の体制の中で適切な対応であったと考えている。これらの施策の結果、必要な利益剰余金不足額についても減少し、財務基盤の強化が図られた。更に諸改革の集大成として新「資産運用の基本方針」を策定。これらの実績は資産運用委員会からも高く評価された。</p> <p>確実な退職金の支給に関しては、長期未更新者数の縮減は、建設業における雇実</p>	<p><評価に至った根拠> 重要度を高く設定した、資産の運用については、4年間年率としては複合ベンチマーク収益率を上回った他、目標策定時には想定していなかったものの、中退共等との合同運用に移行する等によりリスク管理やスタイル分散の是正につなげた。</p> <p>難易度を高く設定した、退職金の確実な支給に向けた取組については、高齢者を対象とした請求勧奨を行うとともに住所情報を把握していない被共済者について、事業所への住所情報の提供を依頼した。また、長期未更新防止を目的として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知するなどの新たな対策を実施する等により、中期目標期間の最終年度（令和4年度）末時点において、前中期目標期間終了時の数から7,597人減少させており、顕著な成果がみられる。</p> <p>加入促進対策の効果的実施については、新型コロナウイルス感染症や物価上昇など社会状況の大きな変化や、建設業における労働人口の高齢化や建設業就業者の減少など厳しい環境におかれている中、関係官庁及び関係事業主団体が開催する説明会や会議等のWEB参加、YouTubeなど動画閲覧サイ</p>	<p><評価に至った根拠> 重要度を高く設定した、資産の運用については、5年間年率としては複合ベンチマーク収益率を上回った他、目標策定時には想定していなかったものの、中退共等との合同運用に移行する等によりリスク管理やスタイル分散の是正につなげた。</p> <p>難易度を高く設定した、退職金の確実な支給に向けた取組については、高齢者を対象とした請求勧奨を行うとともに住所情報を把握していない被共済者について、事業所への住所情報の提供を依頼した。また、長期未更新防止を目的として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知するなどの新たな対策を実施する等により、中期目標期間の最終年度（令和4年度）末時点において、前中期目標期間終了時の数から7,597人減少させており、顕著な成果がみられる。</p> <p>加入促進対策の効果的実施については、新型コロナウイルス感染症や物価上昇など社会状況の大きな変化や、建設業における労働人口の高齢化や建設業就業者の減少など厳しい環境におかれている中、関係官庁及び関係事業主団体が開催する説明会や会議等のWEB参加、YouTubeなど動画閲覧サイ</p>			

					<p>態を踏まえると困難度の高い目標であったが、ターゲットを特定した対策として、第3期中期計画までに構築したデータベースを基に高齢者を対象とした請求勧奨をするとともに住所情報を把握していない被共済者(約19万9千人)について、事業所(約5万所)への住所情報の提供を依頼した。また、加入者全体を対象として、新聞・TVなどマスメディアを活用した集中的な広報、制度改正・電子申請方式に関する全契約者への通知や説明会を開催し、更新手続等の要請を行うとともに、長期未更新防止を目的として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知した。これらの新たに実施した対策により、年々増加していた長期未更新者数は、前中期目標期間の終了時の369,592人から令和元年度には373,568人まで増加したが、令和2年度からは減少に転じ、中期目標期間の最終年度(令和4年度)末において361,995人となり、7,597人減少し目標を達成した。増加の趨勢にあった長期未更新者数を減少に転ずることができたのは大きな成果である。</p> <p>加入促進対策の効果的実施については、新型コロナウイルス感染症や物価上昇など社会状況の大きな変化や、建設業における労働人口の高齢化や建設業就業者の減少など厳しい環境におかれている中、関係官公庁及び関係事業主団体が開催する説明会や会議等のWEB参加、YouTubeなど動画閲覧サイトを活用した制度説明の動画配信など柔軟な対応により加入勧奨を行った。</p> <p>サービスの向上に関しては、電子申請方式については、実証実験、試行的実施を経た上で、令和3年3月から本格的導入を実現した。その後、共済契約者からの要望を基</p>	<p>ツールについて、従来の証紙貼付方式における書類作成にも利用できるなど、利用者の利便性向上につながっている。</p> <p>所期の目標が概ね達成されており、難易度の高い項目についても目標が達成されていることから「A」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>	<p>トを活用した制度説明の動画配信など柔軟な取組を行った。</p> <p>サービスの向上については、電子申請方式導入に伴い開発した就労実績報告作成ツールについて、共済契約者からの要望を基に「元請・一次下請一括作業方式」の機能を追加し、事務の簡略化・迅速化となる改修を行うなど、利用者の利便性向上を達成している。</p> <p>所期の目標が概ね達成されており、難易度の高い項目についても目標が達成されていることから「A」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>に、電子申請サイトの体験版を構築することにより、未利用者においても電子申請システムの操作を試すことができるよう利便性の向上を図った（電子申請方式導入企業 令和3年度末 7,750社 令和4年度末 16,157社 申込率 9.3%（共済契約者 174,575社））。</p> <p>就労実績報告作成ツールについては、共済契約者からの要望を基に「建設キャリアアップシステム」に蓄積された就業履歴情報等を元請及び一次下請が一括して就労実績報告作成ツールに登録できるよう「元請・一次下請一括作業方式」の機能を追加し、元請・下請間のデータファイルの授受や二次下請以降の作業を軽減し、事務の簡略化・迅速化となる改修を行った（累計ダウンロード件数 令和3年度末 38,509件 令和4年度末 74,915件）。また、制度改正に伴う機能改修を行った。このような改良を継続的に行うとともに、共済手帳申込等の手続についてオンライン申請が可能となるシステム改修も実施し、共済契約者の利便性の向上を達成している。</p> <p>結果、令和5年3月の電子申請による掛金納付率は4.3%となり、対前年同期比で2.0%上昇した（令和4年3月実績2.3%）。</p> <p>ホームページについては、制度に関する解説動画や電子申請方式の操作説明会動画を掲載し、さらに「よくある質問」の拡充や各種申請書のカテゴリー化を行い、また、公共工事を受注した建設業者向けに事務手続の流れを説明したページを新設しサービスの向上を図った。</p> <p>政府全体としてデジタル化・オンライン化が進められている中で電子申請方式の利用促進は建退共における最重要課題と考えており、こ</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保する。</p> <p>※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。</p>	<p><定量的指標></p> <p>・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。</p> <p>※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>【平成30年度】</p> <p>・委託運用部分について、外的要因により、主に国内株式の個別銘柄選択効果がマイナスに寄与したため、給付経理、特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を下回った。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>・委託運用部分の収益率については、給付経理、特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を下回ったものの、概ね複合ベンチマーク並みの水準となり、引き続き中期的に建退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保している。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・委託運用部分の収益率については、給付経理では外国株式、特別給付経理では外国債券がベンチマークを下回ったが、複合ベンチマークを上回る水準を確保した。</p> <p>財政検証の結果、令和3年10月1日より予定運用利回りの引き下げが決定されたところであるが、基本ポートフォリオの定例検証において、予定運用利回り引き下げを考慮しても逆ザヤが解消されない等により資産運用委員会からは、基本ポートフォリオ見直しを、マネジャー・ストラクチャー見直しと合わせ、喫緊の課題とされたため、運用受託機関の見直しについて検討を行ったが、リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分について中退共等の合同運用に移行する方向で準備を進めていく方針について「資産運用委員会」で審議の上、了承された。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、「臨時資産運用委員会」の承認を得た上で、令和2年5月以降大部分の満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後3月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから、「資産運用委員会」の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>・年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落したが、委託運用部分は、給付経理・特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を上回った。</p> <p>【令和4年度】</p> <p>・グローバルな物価上昇や、インフレ抑制のため海外主要中央銀行が急ピッチで利上げを実施したこと等から、世界的に金利が上昇し、内外債券相場が下落したことを主因に、委託運用部分の利回りはマイナスとなった。</p> <p>○パフォーマンス状況</p> <p style="text-align: center;">給付経理</p> <table border="1" data-bbox="795 1621 1843 1921"> <thead> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>5年間年率</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><評価></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><A></td> <td></td> <td><A></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.15%</td> <td>0.18%</td> <td>0.24%</td> <td>0.12%</td> <td>△0.02%</td> <td>0.13%</td> <td>135.18%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△1.80%</td> <td>0.24%</td> <td>3.11%</td> <td>2.59%</td> <td>0.34%</td> <td>0.71%</td> <td>112.49%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>0.26%</td> <td>0.29%</td> <td>0.89%</td> <td>0.47%</td> <td>0.88%</td> <td>0.57%</td> <td>201.40%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>△0.56%</td> <td>△0.26%</td> <td>△1.23%</td> <td>1.13%</td> <td>△0.43%</td> <td>△0.25%</td> <td>98.25%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△0.50%</td> <td>△0.06%</td> <td>1.12%</td> <td>1.03%</td> <td>0.12%</td> <td>0.33%</td> <td>118.55%</td> </tr> </tbody> </table>	超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間年率	達成率	<評価>				<A>		<A>	-	国内債券	0.15%	0.18%	0.24%	0.12%	△0.02%	0.13%	135.18%	国内株式	△1.80%	0.24%	3.11%	2.59%	0.34%	0.71%	112.49%	外国債券	0.26%	0.29%	0.89%	0.47%	0.88%	0.57%	201.40%	外国株式	△0.56%	△0.26%	△1.23%	1.13%	△0.43%	△0.25%	98.25%	合計	△0.50%	△0.06%	1.12%	1.03%	0.12%	0.33%	118.55%	<p>うした取組によってその推進を行うことができた。</p> <p>以上を総合的に勘案してA評価とする。</p> <p>・委託運用部分について、第4期中期目標期間の5年間通期で見ると、給付経理では複合ベンチマークを0.33%（5年間平均年率換算）上回る収益率を確保し、達成率118.55%となった。特別給付経理では複合ベンチマークを0.27%上回る収益率を確保し、達成率120.24%となった。</p> <p>この結果、令和4年度末の利益剰余金は給付経理で600億円、特別給付経理で130億円となった。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。</p> <p>ロシアのウクライナ侵攻、米銀破綻等資産運用に係る重要事項発生時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適時適切な対応が採れるように備えると共に、運用受託機関の評価にも活用した。</p>	<p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。</p>	<p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。</p>
超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間年率	達成率																																																							
<評価>				<A>		<A>	-																																																							
国内債券	0.15%	0.18%	0.24%	0.12%	△0.02%	0.13%	135.18%																																																							
国内株式	△1.80%	0.24%	3.11%	2.59%	0.34%	0.71%	112.49%																																																							
外国債券	0.26%	0.29%	0.89%	0.47%	0.88%	0.57%	201.40%																																																							
外国株式	△0.56%	△0.26%	△1.23%	1.13%	△0.43%	△0.25%	98.25%																																																							
合計	△0.50%	△0.06%	1.12%	1.03%	0.12%	0.33%	118.55%																																																							

② 健全な資産運用等	② 健全な資産運用等	<p>・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p> <p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p>	<p>特別給付経理</p> <table border="1"> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>5年間年率</th> <th>達成率</th> </tr> <tr> <td><評価></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><A></td> <td></td> <td><A></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.33%</td> <td>0.21%</td> <td>0.35%</td> <td>0.14%</td> <td>△0.02%</td> <td>0.20%</td> <td>152.89%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△7.81%</td> <td>△0.35%</td> <td>9.17%</td> <td>1.54%</td> <td>0.34%</td> <td>△0.19%</td> <td>96.66%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>0.02%</td> <td>0.37%</td> <td>△0.02%</td> <td>△0.26%</td> <td>0.88%</td> <td>0.22%</td> <td>138.80%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>△0.54%</td> <td>△3.41%</td> <td>1.04%</td> <td>0.29%</td> <td>△0.43%</td> <td>△0.91%</td> <td>93.58%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△0.97%</td> <td>△0.02%</td> <td>1.21%</td> <td>1.08%</td> <td>0.12%</td> <td>0.27%</td> <td>120.24%</td> </tr> </table> <p>※1 超過収益率の合計は、包括信託全体の運用実績-複合ベンチマーク</p> <p>令和4年4月1日改定基本ポートフォリオ (期待収益率0.95%、標準偏差1.41%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">自家運用 (簿価)</th> <th colspan="4">委託運用(時価)</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>68.5%</td> <td>16.0%</td> <td>2.8%</td> <td>6.9%</td> <td>5.8%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産内 資産配分</td> <td>—</td> <td>50.7%</td> <td>9.0%</td> <td>22.0%</td> <td>18.3%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産 に対する乖離 許容幅</td> <td>—</td> <td>±5.3%</td> <td>±2.4%</td> <td>±2.4%</td> <td>±5.3%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>i) 基本ポートフォリオの見直し 【平成30年度】、【令和元年度】 ・基本ポートフォリオの検証の結果、下方リスクが許容範囲内に収まっていることや、効率性の顕著な低下がみられない事が確認されたところであるが、令和元年度の財政検証の結果を踏まえ、基本ポートフォリオを見直すこととした。 【令和2年度】 ・財政検証の結果、令和3年10月1日より予定運用利回り3%から1.3%へ引き下げることが決定された。 【令和3年度】 ・令和3年10月1日から3%から1.3%へ引き下げられた予定運用利回りを前提に、資産運用に必要な利回りを算出。この必要な利回りを最低限のリスクで満たす基本ポートフォリオについて「資産運用委員会」で審議した結果、給付経理及び特別給付経理の委託運用部分について、令和4年4月から中退共、清退共、林退共との合同運用を開始することを決定。これを受け、令和3年12月運営委員会・評議員会の承認を得て正式に決定され、合同運用を前提に必要な利回りを確保する基本ポートフォリオへの見直しを行った。</p> <p>ii) 建退共単独での運用受託機関(マネジャー・ストラクチャー)の構成、募集・評価方法等の見直しを検討したが、合同運用への移行との比較の結果、建退共単独での見直しは行わず、合同運用に移行する方針を決定した。その結果、トランジション・マネジャーを利用し、合同運用の開始に伴う資産移管について準備を進めた。 【令和4年度】 ・令和4年4月から中退共等との合同運用開始、基本ポートフォリオの見直しを行った。</p>								超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間年率	達成率	<評価>				<A>		<A>	-	国内債券	0.33%	0.21%	0.35%	0.14%	△0.02%	0.20%	152.89%	国内株式	△7.81%	△0.35%	9.17%	1.54%	0.34%	△0.19%	96.66%	外国債券	0.02%	0.37%	△0.02%	△0.26%	0.88%	0.22%	138.80%	外国株式	△0.54%	△3.41%	1.04%	0.29%	△0.43%	△0.91%	93.58%	合計	△0.97%	△0.02%	1.21%	1.08%	0.12%	0.27%	120.24%		自家運用 (簿価)	委託運用(時価)				合計	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式		68.5%	16.0%	2.8%	6.9%	5.8%	100.0%	委託運用資産内 資産配分	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%	100.0%	委託運用資産 に対する乖離 許容幅	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%	—	<p>運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施した。</p> <p>・資産運用委員会では、平成30年度より基本ポートフォリオの検証を行ってきたところ、令和元年度から令和2年度にかけて厚生労働省により財政検証が行われ、令和3年10月より予定運用利回りが3%から1.3%へ引き下げられることとなった。これを踏まえ、基本ポートフォリオ等の見直しを進め、リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分について令和4年4月より中退共等との合同運用に移行し、同時に必要な利回りを最低限のリスクで達成することを目標とした基本ポートフォリオに変更した。これについては、現在の建退共の資産運用の体制の中で適切な対応であったと考えている。これらの施策の結果、必要な利益剰余金不足額についても減少し、財務基盤の強化が図られた。更に諸改革の集大成として新「資産運用の基本方針」を策定。これらの実績は資産運用委員会からも高く評価された。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。</p>	<p>・運用成績がベンチマークを下回った運用委託先に対しては、原因の報告に加え、運用プロセスについての改善策を求め、ヒアリングを行い、その内容について確認を行っている。</p> <p>・「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。</p>	<p>・基本ポートフォリオ等の見直しを進め、リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分について令和4年4月より中退共等との合同運用に移行し、同時に必要な利回りを最低限のリスクで達成することを目標とした基本ポートフォリオに変更した。これらの施策の結果、必要な利益剰余金不足額についても減少し、財務基盤の強化が図られた。更に諸改革の集大成として新「資産運用の基本方針」を策定した。</p> <p>・「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。</p>
			超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間年率	達成率																																																																																											
<評価>				<A>		<A>	-																																																																																														
国内債券	0.33%	0.21%	0.35%	0.14%	△0.02%	0.20%	152.89%																																																																																														
国内株式	△7.81%	△0.35%	9.17%	1.54%	0.34%	△0.19%	96.66%																																																																																														
外国債券	0.02%	0.37%	△0.02%	△0.26%	0.88%	0.22%	138.80%																																																																																														
外国株式	△0.54%	△3.41%	1.04%	0.29%	△0.43%	△0.91%	93.58%																																																																																														
合計	△0.97%	△0.02%	1.21%	1.08%	0.12%	0.27%	120.24%																																																																																														
	自家運用 (簿価)	委託運用(時価)				合計																																																																																															
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																																
	68.5%	16.0%	2.8%	6.9%	5.8%	100.0%																																																																																															
委託運用資産内 資産配分	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%	100.0%																																																																																															
委託運用資産 に対する乖離 許容幅	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%	—																																																																																															
<p>資産運用は、①で定める資産運用の</p>	<p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従</p>	<p>② 健全な資産運用等</p> <p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けた。 ・令和4年度に経理ごとに分かれていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定した。</p>																																																																																																			

<p>目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、建退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確</p>	<p>い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p> <p>【重要度 高】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させたか。 ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握したか。 	<p>【平成 30 年度】 ・資産運用委員会の審議を経て、基本方針の記述を中期計画の目標に合致するよう改定した。</p> <p>【令和 2 年度】 ・基本ポートフォリオの見直しの検討、日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明、コロナ禍を踏まえた流動性確保のための自家運用債券の購入見合わせと再開について、随時経過を報告し、助言を受けながら実施した。</p> <p>【令和 3 年度】 ・リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、令和 4 年 4 月から中退共、清退共、林退共との合同運用を開始することが決定されたことに伴い、基本ポートフォリオ及び資産運用の基本方針の見直しを行った。</p> <p>・「資産運用企画会議」を四半期ごとに開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づく資産運用結果等を分析するとともに、四半期ごとの運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。</p> <p>・「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況について随時報告し、審議を受けた。また、資産運用結果について審議を受け、委員の助言も踏まえて公表内容を改善した。</p> <p>【令和 4 年度】 ・「資産運用企画会議」を四半期毎に開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づく資産運用結果等を分析するとともに、四半期毎の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。また、シリコンバレー銀行・シグネチャー銀行破綻時には、臨時会議を開催し、状況の把握と対応方針の審議・決定を行った。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。開催回数は以下のとおり。</p> <p>【平成 30 年度】 8 回 ・平成 30 年度スチュワードシップ活動状況について ・建退共の財政状況、資産運用等について</p> <p>【令和元年度】 7 回 ・建退共の財政状況、資産運用等について ・特定業種退職金制度の財政検証について ・中退共との合同運用について</p> <p>【令和 2 年度】 10 回 ・特定業種退職金制度の財政検証について ・日本版スチュワードシップ・コード再改定への対応について</p> <p>・流動性対策について ・建退共の基本ポートフォリオの見直しの検討について</p> <p>【令和 3 年度】 8 回 ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・合同運用参加予定の建退共の基本ポートフォリオ変更（案）について ・「資産運用の基本方針」の改正について（基本ポートフォリオの改定）</p> <p>【令和 4 年度】 5 回 ・資産運用の基本方針の制定 ・基本ポートフォリオの前提条件に関する認識と対応 ・基本ポートフォリオの定例検証について ・建退共資産の合同運用資産への移管完了報告 ・PRI 署名に向けた検討状況について報告 ・資産運用部の組織改正について報告</p> <p>ii) 情報公開 退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、「資産運用委員会」に報告するとともに、機構ホームページに公表した。主な公表内容</p>	<p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施した。</p> <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <p>・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会）の資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） ・財政検証に必要な期待リターン、リスク及び相関係数（令和元年度、令和 2 年度）</p>	<p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。</p>	<p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。</p>
---	---	--	---	---	--	--

<p>保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（※）を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。</p> <p>※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。</p> <p>【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p> <p>（2）確実な退職金の支給に向けた取組</p>	<p>（2）確実な退職金の支給に向けた取組等</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	<p>は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨（平成29年度～令和4年度） ・資産運用委員会議事録（平成27年度第1～第2回） ・四半期毎の運用実績及び運用資産の構成状況 ・年度毎の資産運用残高及び利回り状況等 ・年度毎の資産運用結果報告 ・スチュワードシップ活動状況の概要（平成29年7月～令和4年6月） ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂版の受入れについて（令和2年度） <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告） ・財政検証に必要な期待リターン、リスク及び相関係数（令和元年度、令和2年度） <p>主に以下の項目について「資産運用委員会」の審議の結果を反映させた。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用の基本方針の改正 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家運用対象債券の拡充 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の改正 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の改正 ・中退共等との合同運用について ・基本ポートフォリオの見直し ・資産運用の基本方針の見直し <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共等との合同運用開始 ・経理ごとに分かれていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定 ・建退共の必要な利回りの中間報告等 <p>（2）確実な退職金の支給に向けた取組等</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">長期未更新者数</td> </tr> <tr> <td>・前中期目標期間終了時</td> <td>369,592人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>371,025人</td> <td>(1,433人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和元年度末</td> <td>373,568人</td> <td>(2,543人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度末</td> <td>370,498人</td> <td>(△3,070人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td>364,418人</td> <td>(△6,080人)</td> <td></td> </tr> </table>	長期未更新者数				・前中期目標期間終了時	369,592人			平成30年度末	371,025人	(1,433人)		令和元年度末	373,568人	(2,543人)		令和2年度末	370,498人	(△3,070人)		令和3年度末	364,418人	(△6,080人)		<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画期間において延べ308件の専門誌、広報誌等に掲載し、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った。また、加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を促すよう延べ464,823件の共済契約者に対して周知を行った。 	
長期未更新者数																													
・前中期目標期間終了時	369,592人																												
平成30年度末	371,025人	(1,433人)																											
令和元年度末	373,568人	(2,543人)																											
令和2年度末	370,498人	(△3,070人)																											
令和3年度末	364,418人	(△6,080人)																											

<p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>過去3年以上手帳の更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p>【指標】 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその</p>	<p>等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間</p>	<p><評価の視点></p> <p>・新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。</p>	<p>令和4年度末 361,995人 (△2,423人) (対前年度比)</p> <p>以下①の取組により、前中期目標期間終了時(369,592人)に対し中期目標期間の最終年度終了時(361,995人)となり、長期未更新者数7,597人減少となった。</p> <p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。</p> <p>通知件数 【平成30年度】 108,728人 【令和元年度】 113,293人 【令和2年度】 116,689人 【令和3年度】 107,403人 【令和4年度】 102,268人</p> <p>また、令和3年度より、長期未更新防止策として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知した。</p> <p>通知時期：初めて電子申請により掛金充当されたとき 掛金納付実績1年目(12月)となったとき 掛金納付実績5年目ごと(60月、120月、180月etc)</p> <p>【令和2年度】 48,166人(試行実施) 【令和3年度】 155,517人(本格実施) 【令和4年度】 184,141人</p> <p>なお、宛先不明により返却されてきた掛金納付状況通知に対しては、当該被共済者の共済手帳更新申請書に記載された住所を確認し、変更している被共済者に再送を行った。</p> <p>再送件数【令和4年度】 13,615人</p> <p>ロ 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書の住所欄情報をデータベース化した。</p> <p>更新件数 【平成30年度】 629,284件 【令和元年度】 641,880件 【令和2年度】 671,688件 【令和3年度】 677,141件 【令和4年度】 648,866件</p> <p>また、住所情報を把握していない被共済者について、最終更新契約者に対し住所情報提供を依頼した。(令和元年度～令和4年度)</p> <p>【令和元年度】 5,986所 住所判明 4,575人(内長期未更新者数1,669人) 【令和2年度】 23,198所 住所判明 11,021人(内長期未更新者数3,984人) 【令和3年度】 12,252所 住所判明 8,758人(内長期未更新者数3,444人) 【令和4年度】 7,569所 住所判明 2,407人(内長期未更新者数 900人)</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用</p>	<p>さらに、令和3年10月1日の制度改正については、建退共証紙単価が310円から320円に変更になること、また予定運用利回りが3.0%から1.3%に引き下げになる旨の通知を数回にわたり延べ510,973件の契約者に対して行い、証紙単価変更による共済証紙の取扱についても説明を盛り込み、丁寧な対応を心掛けた。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・中期期間中に新規加入時(約54万人)及び共済手帳更新(約326万人)の申請時に、被共済者の住所記載を徹底させ、住所把握に努めた。</p> <p>新規加入時 件数 【平成30年度】 108,728人 【令和元年度】 113,293人 【令和2年度】 116,689人 【令和3年度】 107,403人 【令和4年度】 102,268人</p> <p>更新時 件数 【平成30年度】 629,284件 【令和元年度】 641,880件 【令和2年度】 671,688件 【令和3年度】 677,141件 【令和4年度】 648,866件</p> <p>また、住所情報を把握していない被共済者(198,583人)について、令和元年から令和4年度に最終更新契約者(49,005所)に対し住所情報提供を依頼し、26,761人(うち長期未更新者9,997人)の被共済者の住所が判明した。</p> <p>過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請するなど、引き続き長期未更新者数減少のための対策を実施した。</p> <p>これにより毎年増加していた長期未更新者を令和元年度をピークに減少させ、長期未更新者数は、前中期目標期間の終了時の369,592人から361,995人に7,597人減少</p>	<p>・新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請した。</p>	<p>・新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請した。</p>
--	--	---	---	---	---	---

<p>後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2014（平成26）年度末 366,821人、 2015（平成27）年度末 367,180人、 2016（平成28）年度末 368,088人、 2017（平成29）年12月末 369,299人</p> <p>【難易度 高】 建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、</p>	<p>が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。 70歳に達した者に対しては、掛金納付状況等の通知を行う。</p> <p>ホ ハの要請から2年経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手</p>	<p>・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。</p>	<p>しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 調査件数 26,182人(16,070所) 手帳更新者 4,062人 退職金請求者 2,784人</p> <p>【令和元年度】 調査件数 27,668人(16,396所) 手帳更新者 5,014人 退職金請求者 3,027人</p> <p>【令和2年度】 調査件数 24,833人(15,071所) 手帳更新者 4,703人 退職金請求者 2,845人</p> <p>【令和3年度】 調査件数 23,280人(14,651所) 手帳更新者 5,048人 退職金請求者 3,056人</p> <p>【令和4年度】 調査件数 19,677人(13,186所) 手帳更新者 3,720人 退職金請求者 2,732人</p> <p>ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期未更新者のうち退職金の請求資格があり75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 対象者 41,011人 住所判明 834人 手帳更新者 24人 退職金請求者 281人</p> <p>【令和元年度】 対象者 7,115人 住所判明 215人 手帳更新者 16人 退職金請求者 42人</p> <p>【令和2年度】 対象者 5,951人 住所判明 265人 手帳更新者 22人 退職金請求者 106人</p> <p>【令和3年度】 対象者 4,680人 住所判明 241人 手帳更新者 18人 退職金請求者 63人</p> <p>【令和4年度】 対象者 7,296人 住所判明 484人 手帳更新者 15人 退職金請求者 117人</p> <p>また、退職金の請求資格があり、70歳に達した者のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者に対し掛金納付状況等の通知を行った。</p> <p>【平成30年度】 住所判明 10,630人 【令和元年度】 住所判明 8,457人 【令和2年度】 住所判明 11,950人 【令和3年度】 住所判明 16,129人 【令和4年度】 住所判明 10,883人</p> <p>さらに、生年月日未設定の者等に対し、手帳更新時に個別の点検を実施するとともに未設定者については画像情報と照合し情報を補正した。</p> <p>ホ ハの要請から2年経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 調査件数 11,005人 住所判明 10,169人 手帳更新者 821人 退職金請求者 837人</p> <p>【令和元年度】 調査件数 12,014人 住所判明 11,705人</p>	<p>し目標を達成した。</p> <p>・被共済者の加入時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは、中期計画中に約1万人程度の重複を解消した。 (新規加入者に対する重複チェック) 【平成30年度】 新規加入者 108,728人 うち重複加入者 2,118人 【令和元年度】 新規加入者 113,293人 うち重複加入者 2,212人 【令和2年度】 新規加入者 116,689人 うち重複加入者 2,242人 【令和3年度】 新規加入者 107,403人 うち重複加入者 2,133人 【令和4年度】 新規加入者 102,268人 うち重複加入者 1,753人</p> <p>また、被共済者の退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、中期計画中に約1,800程度の追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止した。 (退職者に対する重複チェック) 【平成30年度】 退職者 55,996人 うち追加支給者 274人 支給額 73,224千円 【令和元年度】 退職者 56,853人 うち追加支給者 383人 支給額 78,037千円 【令和2年度】 退職者 54,075人 うち追加支給者 407人 支給額 73,958千円 【令和3年度】 退職者 62,312人 うち追加支給者 439人 支給額 92,971千円 【令和4年度】 退職者 65,836人 うち追加支給者 299人 支給額 59,073千円</p>	<p>・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。</p>	<p>・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。</p>
---	---	---	--	--	--	--

<p>重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。</p>	<p>続を取るよう要請する。また、二の75歳に達した者に対する要請から5年を経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るよう要請するためのシステムを開発する。</p>	<p>・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。</p> <p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。</p>	<table border="0"> <tr> <td>手帳更新者</td> <td>1,126人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職金請求者</td> <td>996人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>調査件数</td> <td>13,042人 住所判明 12,788人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手帳更新者</td> <td>1,443人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>退職金請求者</td> <td>1,127人</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>調査件数</td> <td>12,269人 住所判明 12,172人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手帳更新者</td> <td>1,247人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>退職金請求者</td> <td>1,156人</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】</td> <td>調査件数</td> <td>9,583人 住所判明 9,487人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手帳更新者</td> <td>839人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>退職金請求者</td> <td>873人</td> </tr> </table>	手帳更新者	1,126人		退職金請求者	996人		【令和2年度】	調査件数	13,042人 住所判明 12,788人		手帳更新者	1,443人		退職金請求者	1,127人	【令和3年度】	調査件数	12,269人 住所判明 12,172人		手帳更新者	1,247人		退職金請求者	1,156人	【令和4年度】	調査件数	9,583人 住所判明 9,487人		手帳更新者	839人		退職金請求者	873人	<p>・重複加入が疑われる被共済者に対し加入時には重複可能性調査票を送付し、退職時には就労事業所調査書を送付し、注意喚起を実施した。</p>	<p>・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。</p>	<p>・重複加入が疑われる被共済者に対し加入時には重複可能性調査票を送付し、退職時には就労事業所調査書を送付し、注意喚起を実施した。</p>																																																																																				
手帳更新者	1,126人																																																																																																																										
退職金請求者	996人																																																																																																																										
【令和2年度】	調査件数	13,042人 住所判明 12,788人																																																																																																																									
	手帳更新者	1,443人																																																																																																																									
	退職金請求者	1,127人																																																																																																																									
【令和3年度】	調査件数	12,269人 住所判明 12,172人																																																																																																																									
	手帳更新者	1,247人																																																																																																																									
	退職金請求者	1,156人																																																																																																																									
【令和4年度】	調査件数	9,583人 住所判明 9,487人																																																																																																																									
	手帳更新者	839人																																																																																																																									
	退職金請求者	873人																																																																																																																									
<p>へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。</p>	<p>へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。</p>	<p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請したか。</p>	<p>へ 重複加入が疑われる新規加入者及び退職者に対し調査票を送付し、重複の有無を確認した。</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・新規加入者に対する重複チェック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30年度新規加入者</td> <td>108,728人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち重複加入者</td> <td>2,118人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・退職者に対する重複チェック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30年度退職者</td> <td>55,996人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち追加支給者</td> <td>274人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>支給額</td> <td>73,224千円</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・新規加入者に対する重複チェック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和元年度新規加入者</td> <td>113,293人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち重複加入者</td> <td>2,212人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・退職者に対する重複チェック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和元年度退職者</td> <td>56,853人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち追加支給者</td> <td>383人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>支給額</td> <td>78,037千円</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・新規加入者に対する重複チェック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度新規加入者</td> <td>116,689人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち重複加入者</td> <td>2,242人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・退職者に対する重複チェック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度退職者</td> <td>54,075人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち追加支給者</td> <td>407人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>支給額</td> <td>73,958千円</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・新規加入者に対する重複チェック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度新規加入者</td> <td>107,403人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち重複加入者</td> <td>2,133人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・退職者に対する重複チェック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度退職者</td> <td>62,312人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち追加支給者</td> <td>439人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>支給額</td> <td>92,971千円</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・新規加入者に対する重複チェック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度新規加入者</td> <td>102,268人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち重複加入者</td> <td>1,753人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・退職者に対する重複チェック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度退職者</td> <td>65,836人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち追加支給者</td> <td>299人</td> <td></td> </tr> </table>	【平成30年度】			・新規加入者に対する重複チェック			平成30年度新規加入者	108,728人		うち重複加入者	2,118人		・退職者に対する重複チェック			平成30年度退職者	55,996人		うち追加支給者	274人			支給額	73,224千円	【令和元年度】			・新規加入者に対する重複チェック			令和元年度新規加入者	113,293人		うち重複加入者	2,212人		・退職者に対する重複チェック			令和元年度退職者	56,853人		うち追加支給者	383人			支給額	78,037千円	【令和2年度】			・新規加入者に対する重複チェック			令和2年度新規加入者	116,689人		うち重複加入者	2,242人		・退職者に対する重複チェック			令和2年度退職者	54,075人		うち追加支給者	407人			支給額	73,958千円	【令和3年度】			・新規加入者に対する重複チェック			令和3年度新規加入者	107,403人		うち重複加入者	2,133人		・退職者に対する重複チェック			令和3年度退職者	62,312人		うち追加支給者	439人			支給額	92,971千円	【令和4年度】			・新規加入者に対する重複チェック			令和4年度新規加入者	102,268人		うち重複加入者	1,753人		・退職者に対する重複チェック			令和4年度退職者	65,836人		うち追加支給者	299人		<p>・共済手帳の更新や退職金請求等の手続を促すチラシ等を引き続き配布し、制度説明会の場にて使用した資料を、支部と連携し、ホームページにて公開し、注意喚起を行った。</p> <p>共済手帳の更新に関するチラシにおいては、より一層の注意喚起を行う内容に改訂を行った。</p> <p>また令和4年4月より加入・履行証明書の新発行基準完全実施に伴い、その周知や制度の履行確保の審査を通じて、適切に共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p>	<p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p>	<p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p>
【平成30年度】																																																																																																																											
・新規加入者に対する重複チェック																																																																																																																											
平成30年度新規加入者	108,728人																																																																																																																										
うち重複加入者	2,118人																																																																																																																										
・退職者に対する重複チェック																																																																																																																											
平成30年度退職者	55,996人																																																																																																																										
うち追加支給者	274人																																																																																																																										
	支給額	73,224千円																																																																																																																									
【令和元年度】																																																																																																																											
・新規加入者に対する重複チェック																																																																																																																											
令和元年度新規加入者	113,293人																																																																																																																										
うち重複加入者	2,212人																																																																																																																										
・退職者に対する重複チェック																																																																																																																											
令和元年度退職者	56,853人																																																																																																																										
うち追加支給者	383人																																																																																																																										
	支給額	78,037千円																																																																																																																									
【令和2年度】																																																																																																																											
・新規加入者に対する重複チェック																																																																																																																											
令和2年度新規加入者	116,689人																																																																																																																										
うち重複加入者	2,242人																																																																																																																										
・退職者に対する重複チェック																																																																																																																											
令和2年度退職者	54,075人																																																																																																																										
うち追加支給者	407人																																																																																																																										
	支給額	73,958千円																																																																																																																									
【令和3年度】																																																																																																																											
・新規加入者に対する重複チェック																																																																																																																											
令和3年度新規加入者	107,403人																																																																																																																										
うち重複加入者	2,133人																																																																																																																										
・退職者に対する重複チェック																																																																																																																											
令和3年度退職者	62,312人																																																																																																																										
うち追加支給者	439人																																																																																																																										
	支給額	92,971千円																																																																																																																									
【令和4年度】																																																																																																																											
・新規加入者に対する重複チェック																																																																																																																											
令和4年度新規加入者	102,268人																																																																																																																										
うち重複加入者	1,753人																																																																																																																										
・退職者に対する重複チェック																																																																																																																											
令和4年度退職者	65,836人																																																																																																																										
うち追加支給者	299人																																																																																																																										
<p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請した。</p>	<p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請した。</p>	<p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請した。</p>	<p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請した。また、併せて民間、公共工事を問わず就労日数に応じた共済証紙の貼付または退職金ポイントの充当を要請した。</p>	<p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請した。</p>	<p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請した。</p>	<p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請した。</p>																																																																																																																					
				<p><今後の課題(見込評価時)> 退職金共済手帳の未更新者を減少させるため、現行中期計画の下で実施した調査等により把握した住所情報把握者に対する取組を一層強化する。</p>		<p><今後の課題の対応> ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行うとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者対</p>																																																																																																																					

<p>② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への手帳更新等の要請、被共済者の就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付の周知及び受払簿の厳格な審査</p>	<p>ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。 【難易度高】</p> <p>② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>イ 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な</p>	<p>支給額 59,073千円</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせ等と呼びかけた。</p> <p>・ 広報誌掲載 【平成30年度】 28件 【令和元年度】 68件 【令和2年度】 69件 【令和3年度】 78件 【令和4年度】 65件</p> <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。</p> <p>・ 広報誌掲載 【平成30年度】 28件 【令和元年度】 68件 【令和2年度】 69件 【令和3年度】 78件 【令和4年度】 65件</p> <p>・ その他、広く労働者に対し、全国紙・地方紙等の新聞、地上波TV、BSTV、CSTV、ラジオなどマスメディアを活用した退職金請求に関する広報を実施し、フリーダイヤルにて退職金の有無に関する調査依頼を受け付けた。</p> <p>・ 問い合わせ件数 【平成30年度】 2,010件 【令和元年度】 2,311件 【令和2年度】 4,372件 【令和3年度】 4,627件 【令和4年度】 4,750件</p> <p>② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>イ ・ 履行促進要請（点検・措置） 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請した。 【平成30年度】 13,856所 【令和元年度】 13,872所 【令和2年度】 19,296所 【令和3年度】 15,205所 【令和4年度】 15,113所</p>	<p>する現況調査等により、住所情報が把握できたものに対し、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請するなど、引き続き長期未更新者数減少のための対策を精力的に実施した。</p>		
--	--	---	--	--	--

<p>等により、共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。</p> <p>【指標】 ・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。</p> <p>[目標設定等の考え方] 一定期間以上、手帳が更新されていない場合、手帳への共済証紙の貼付が適正に行われていない可能性があることから、過去2年間手帳を更新していない共済契約者に対して、手帳の更新の要請を行うこととする。 就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付のため、共済契約者に対して、毎年度1回以上、周知を図ることを指標として設定することとする。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>建設業に係る技能労働者</p>	<p>措置を取るよう要請する。</p> <p>ロ 毎年度1回以上、専門誌、広報誌等を通じて共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う。</p> <p>ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>建設業に係る技能労働者数等</p>	<p>< 定量的指標 ></p> <p>・ 中期目標期間における新たに加入する被共済者数の目標を、54万5,000人以上とする。</p>	<p>・ 再要請（次々年度調査） 上記要請において「履行意思有」と回答した共済契約者のうち、2年後においても依然として履行がなされていない共済契約者に対し、再度、適切な措置をとるよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 3,776所 【令和元年度】 4,708所 【令和2年度】 3,155所 【令和3年度】 2,926所 【令和4年度】 3,961所</p> <p>ロ 専門誌、広報誌等に掲載し、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った。</p> <p>・ 広報誌掲載 【平成30年度】 28件 【令和元年度】 68件 【令和2年度】 69件 【令和3年度】 78件 【令和4年度】 65件</p> <p>・ 全契約者へ制度改正に関する通知 【令和3年度】 4月 ハガキ発送 174,201件 7月 文書・チラシ発送 168,130件 9月 事務処理の手引き発送 168,642件</p> <p>ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底した。</p> <p>・ 加入・履行証明書発行枚数 【平成30年度】 98,604枚 【令和元年度】 94,418枚 【令和2年度】 95,267枚 【令和3年度】 92,984枚 【令和4年度】 83,550枚</p> <p>・ 全契約者へ厳格化に関する周知 【令和3年度】 168,130件</p> <p>共済証紙の適正な貼付を促すため、元請事業所、下請事業所のそれぞれに向けた元請・下請間の相互協力のチラシを作成し、支部への来訪や各種手続の際に各支部より配布するとともに、各相談コーナーとも連携し、共済契約者に対し丁寧な説明を行った。</p> <p>また、ホームページに、元請事業所及び下請事業所向けチラシを掲載し、電子申請方式でも適正に掛金納付を行って頂くよう周知徹底を図った。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効率的かつ効果的に以下の対</p>	<p>・ 建退共事業においては、加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施しており、第4期中期計画期間の加入目標545,000人に対し加入実績548,381人となった（達成度100.6%）。</p>		
--	---	--	--	---	--	--

<p>数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により効果的に以下の対策を講ずる。</p> <p>建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準及び建設技能労働者の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年度12月末現在）58万465人 ※ 建設技能労働者数の推移（2006（平成18）～2016（平成28）年度の1年平均の技能労働者数の減少率）－1.3%</p>	<p>の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により効果的に以下の対策を講ずる。</p> <p>建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。</p>	<p>＜その他の指標＞ なし</p> <p>＜評価の視点＞ ・建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効果的な加入促進対策を講じたか。</p>	<p>策を講ずるとともに、外国人労働者向けパンフレット（英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語）を配布し、加入促進対策を講じた。</p> <p>建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行った。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施した。</p> <p>・パンフレット・ポスター等の支部、相談コーナー等への備付</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建退共制度のあらし</td> <td>97,811部</td> </tr> <tr> <td>建設事業主のみなさま</td> <td>39,639部</td> </tr> <tr> <td>労働者用チラシ</td> <td>21,250部</td> </tr> <tr> <td>学生用チラシ</td> <td>3,951部</td> </tr> <tr> <td>ポスター</td> <td>13,809部</td> </tr> <tr> <td>共済契約者の皆様へ</td> <td>500部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(注)・備付先には、本部は含まない。</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建退共制度のあらし</td> <td>95,593部</td> </tr> <tr> <td>建退共制度のあらし（外国語版・8月～）</td> <td>5,562部</td> </tr> <tr> <td>建設事業主のみなさま</td> <td>23,097部</td> </tr> <tr> <td>労働者用チラシ</td> <td>17,235部</td> </tr> <tr> <td>学生用チラシ</td> <td>3,898部</td> </tr> <tr> <td>ポスター</td> <td>14,212部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(注)・備付先には、本部は含まない。</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建退共制度のあらし（外国語版を含む）</td> <td>112,433部</td> </tr> <tr> <td>建設事業主のみなさま</td> <td>22,189部</td> </tr> <tr> <td>労働者用チラシ</td> <td>28,958部</td> </tr> <tr> <td>学生用チラシ</td> <td>3,084部</td> </tr> <tr> <td>ポスター</td> <td>14,664部</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建退共制度のあらし（外国語版を含む）</td> <td>143,031部</td> </tr> <tr> <td>建設事業主のみなさま</td> <td>24,918部</td> </tr> <tr> <td>労働者用チラシ</td> <td>20,003部</td> </tr> </table>	【平成30年度】		建退共制度のあらし	97,811部	建設事業主のみなさま	39,639部	労働者用チラシ	21,250部	学生用チラシ	3,951部	ポスター	13,809部	共済契約者の皆様へ	500部	(注)・備付先には、本部は含まない。		【令和元年度】		建退共制度のあらし	95,593部	建退共制度のあらし（外国語版・8月～）	5,562部	建設事業主のみなさま	23,097部	労働者用チラシ	17,235部	学生用チラシ	3,898部	ポスター	14,212部	(注)・備付先には、本部は含まない。		【令和2年度】		建退共制度のあらし（外国語版を含む）	112,433部	建設事業主のみなさま	22,189部	労働者用チラシ	28,958部	学生用チラシ	3,084部	ポスター	14,664部	【令和3年度】		建退共制度のあらし（外国語版を含む）	143,031部	建設事業主のみなさま	24,918部	労働者用チラシ	20,003部	<p>新型コロナウイルス感染症や物価上昇など社会状況の大きな変化や、建設業における労働人口の高齢化や建設業就業者の減少など厳しい環境におかれている中、関係官公庁及び関係事業主団体が開催する説明会や会議等のWEB参加、YouTubeなど動画閲覧サイトを活用した制度説明の動画配信など柔軟な対応により加入勧奨を行った結果、第4期中期計画期間の加入目標545,000人を達成し、最終的に100.6%の達成率となった。</p> <p>＜評価の視点に対する措置＞ ・効率的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。また、新たな取組としてハローワークと各職業能力関連施設等に、一般財団法人建設業振興基金と合同でパンフレットの設置を依頼した他、建退共各都道府県支部協力のもと、電子申請方式に関する説明会を全国規模で開催する等、加入促進対策を講じた。</p>	<p>・未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。また、新たな取組としてハローワークと各職業能力関連施設等に、CCUSと合同でパンフレットの設置を依頼した他、建退共各都道府県支部協力のもと、電子申請方式及び制度改正等に向けた説明会を全国規模で開催する等、効果的な加入促進対策を講じた。</p>	<p>・未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。また、新たな取組としてハローワークと各職業能力関連施設等に、一般財団法人建設業振興基金と合同でパンフレットの設置を依頼した他、建退共各都道府県支部協力のもと、電子申請方式に関する説明会を全国規模で開催する等、効果的な加入促進対策を講じた。</p>
【平成30年度】																																																										
建退共制度のあらし	97,811部																																																									
建設事業主のみなさま	39,639部																																																									
労働者用チラシ	21,250部																																																									
学生用チラシ	3,951部																																																									
ポスター	13,809部																																																									
共済契約者の皆様へ	500部																																																									
(注)・備付先には、本部は含まない。																																																										
【令和元年度】																																																										
建退共制度のあらし	95,593部																																																									
建退共制度のあらし（外国語版・8月～）	5,562部																																																									
建設事業主のみなさま	23,097部																																																									
労働者用チラシ	17,235部																																																									
学生用チラシ	3,898部																																																									
ポスター	14,212部																																																									
(注)・備付先には、本部は含まない。																																																										
【令和2年度】																																																										
建退共制度のあらし（外国語版を含む）	112,433部																																																									
建設事業主のみなさま	22,189部																																																									
労働者用チラシ	28,958部																																																									
学生用チラシ	3,084部																																																									
ポスター	14,664部																																																									
【令和3年度】																																																										
建退共制度のあらし（外国語版を含む）	143,031部																																																									
建設事業主のみなさま	24,918部																																																									
労働者用チラシ	20,003部																																																									

	<p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>iii) 工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>ロ 個別事業主</p>	<table border="0"> <tr> <td>学生用チラシ</td> <td>1,186 部</td> </tr> <tr> <td>ポスター</td> <td>29,523 部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【令和4年度】</td> </tr> <tr> <td>建退共制度のあらまし（外国語版を含む）</td> <td>61,297 部</td> </tr> <tr> <td>建設事業主のみなさま</td> <td>21,793 部</td> </tr> <tr> <td>労働者用チラシ</td> <td>22,821 部</td> </tr> <tr> <td>学生用チラシ</td> <td>51,689 部</td> </tr> <tr> <td>ポスター</td> <td>51,241 部</td> </tr> </table> <p>また、制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・YouTubeアクセス件数 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 12,169 件 【令和元年度】 14,657 件 【令和2年度】 32,600 件 【令和3年度】 70,536 件 【令和4年度】 66,247 件 <p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報資料の窓口備え付け依頼 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 2,906 箇所（内 備え付け 242 団体） 【令和元年度】 2,906 箇所（内 備え付け 223 団体） 【令和2年度】 2,905 箇所（内 備え付け 161 団体） 【令和3年度】 3,049 箇所（内 備え付け 231 団体） 【令和4年度】 3,048 箇所（内 備え付け 210 団体） ・広報記事の掲載依頼 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 1,789 団体（内 記事の掲載 124 箇所） 【令和元年度】 1,789 団体（内 記事の掲載 184 箇所） 【令和2年度】 1,789 団体（内 記事の掲載 248 箇所） 【令和3年度】 1,789 団体（内 記事の掲載 219 箇所） 【令和4年度】 1,789 団体（内 記事の掲載 129 箇所） ・制度紹介用動画（DVD）の配布 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 10 枚 ・ポスターの掲示 <ul style="list-style-type: none"> 【令和2年度】 1,164 箇所 ・一般財団法人建設業振興基金と合同によるパンフレットの窓口設置依頼 <ul style="list-style-type: none"> 【令和4年度】 663 箇所 <p>iii) 工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行った。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p>	学生用チラシ	1,186 部	ポスター	29,523 部	【令和4年度】		建退共制度のあらまし（外国語版を含む）	61,297 部	建設事業主のみなさま	21,793 部	労働者用チラシ	22,821 部	学生用チラシ	51,689 部	ポスター	51,241 部			
学生用チラシ	1,186 部																				
ポスター	29,523 部																				
【令和4年度】																					
建退共制度のあらまし（外国語版を含む）	61,297 部																				
建設事業主のみなさま	21,793 部																				
労働者用チラシ	22,821 部																				
学生用チラシ	51,689 部																				
ポスター	51,241 部																				

	<p>に対する加入勸奨等</p> <p>i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勸奨を行う。</p> <p>ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勸奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ず行うよう要請する。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勸奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勸奨を行う。</p>		<p>i) 相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勸奨を行った。 (相談対応件数) 【平成30年度】 7,219件 【令和元年度】 8,488件 【令和2年度】 9,576件 【令和3年度】 11,718件 【令和4年度】 9,893件</p> <p>ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勸奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を行うよう要請した。 ・文書送付 【平成30年度】 294社 【令和元年度】 286社 【令和2年度】 278社 【令和3年度】 292社 【令和4年度】 292社</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勸奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勸奨を行った。</p> <p>i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勸奨の要請を行った。 【平成30年度】 7回 【令和元年度】 5回 【令和2年度】 2回 【令和3年度】 3回 【令和4年度】 4回</p> <p>ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。 【平成30年度】 12回 【令和元年度】 13回 【令和2年度】 8回 【令和3年度】 8回 【令和4年度】 8回</p> <p>iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。 【平成30年度】 122回 【令和元年度】 129回 【令和2年度】 47回 【令和3年度】 77回 【令和4年度】 65回</p> <p>iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請し</p>			
--	--	--	---	--	--	--

	<p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>	<p>た。</p> <p>【平成30年度】 235回 【令和元年度】 130回 【令和2年度】 64回 【令和3年度】 64回 【令和4年度】 80回</p> <p>さらに各都道府県支部協力のもと電子申請方式及び制度改正等に向けた説明会を全国規模で開催した。</p> <p>【令和2年度】 84回 【令和3年度】 49回</p> <p>令和4年度においても引き続き各都道府県支部協力のもと建退共制度及び電子申請方式に関する説明会を全国規模で開催した。</p> <p>【令和4年度】 68回</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省・国土交通省の支援を得つつ、月間中、次のような活動を行った。</p> <p>i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 ・パンフレット等合計 【平成30年度】 80,448部 【令和元年度】 72,601部 【令和2年度】 75,693部 【令和3年度】 76,313部 【令和4年度】 91,676部</p> <p>ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰を実施した。 【平成30年度】 91事業所 【令和元年度】 90事業所 【令和2年度】 94事業所 【令和3年度】 91事業所 【令和4年度】 83事業所</p> <p>iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。 ・加入促進強化月間実施要綱の配布 【平成30年度】 11,358部 【令和元年度】 11,368部 【令和2年度】 11,608部 【令和3年度】 11,078部 【令和4年度】 11,359部</p> <p>・厚生労働省あて後援名義使用許可願 ・国土交通省あて後援名義使用許可願 ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付。 ・職業訓練校、工業高等学校等への制度周知依頼</p> <p>iv) 厚生労働省及び国土交通省出席のもと、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 【平成30年度】 開催日10/5（関係団体 54団体中、30団体出席） 【令和元年度】 開催日10/4（関係団体 54団体中、32団体出席）</p>			
--	---	--	--	--	--

		<p>【令和2年度】 開催日 10/2 (関係団体 54 団体中、33 団体出席) 【令和3年度】 開催日 10/8 (関係団体 54 団体中、25 団体出席) 【令和4年度】 開催日 10/4 (関係団体 57 団体中、32 団体出席)</p> <p>v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得られるよう、制度普及促進協力依頼文書を送付した (6/10)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請事業主 (訪問) <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 14 社 【令和元年度】 14 社 【令和2年度】 0 社※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問見合わせ 【令和3年度】 0 社※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問見合わせ 【令和4年度】 0 社※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問見合わせ ・専門工事業団体 (訪問) <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 23 団体 【令和元年度】 26 団体 【令和2年度】 0 団体※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問見合わせ 【令和3年度】 0 団体※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問見合わせ 【令和4年度】 0 団体※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問見合わせ <p>vi) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備付・配布のための周知依頼を行い、備え付け・配布を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門工事業団体等 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 12,090 部 【令和元年度】 10,709 部 【令和2年度】 7,378 部 【令和3年度】 10,767 部 【令和4年度】 7,339 部 <p>vii) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界専門誌、業界団体専門誌、テレビ放送、ラジオ放送による広報活動を実施した。 <p>本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 <ul style="list-style-type: none"> 業界専門誌広告掲載 4 回 記事掲載 4 回 業界団体専門誌広告掲載 22 回 記事掲載 4 回 【令和元年度】 <ul style="list-style-type: none"> 業界専門紙広告掲載 4 回 記事掲載 4 回 業界団体専門誌広告掲載 22 回 記事掲載 4 回 【令和2年度】 <ul style="list-style-type: none"> 業界専門紙広告掲載 4 回 記事掲載 4 回 業界団体専門誌広告掲載 25 回 記事掲載 5 回 【令和3年度】 <ul style="list-style-type: none"> 業界専門紙広告掲載 4 回 記事掲載 4 回 業界団体専門誌広告掲載 18 回 記事掲載 1 回 【令和4年度】 <ul style="list-style-type: none"> 業界専門紙広告掲載 4 回 			
--	--	---	--	--	--

	<p>記事掲載 4回 業界団体専門誌広告掲載 25回 記事掲載 3回</p> <p>支部 【平成30年度】 テレビ放送 22回 ラジオ放送 147回 【令和元年度】 テレビ放送 124回 ラジオ放送 155回 【令和2年度】 テレビ放送 156回 ラジオ放送 95回 【令和3年度】 テレビ放送 4回 ラジオ放送 80回 【令和4年度】 テレビ放送 27回 ラジオ放送 148回</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び建設業における産業・</p>		<p>記事掲載 4回 業界団体専門誌広告掲載 25回 記事掲載 3回</p> <p>支部 【平成30年度】 テレビ放送 22回 ラジオ放送 147回 【令和元年度】 テレビ放送 124回 ラジオ放送 155回 【令和2年度】 テレビ放送 156回 ラジオ放送 95回 【令和3年度】 テレビ放送 4回 ラジオ放送 80回 【令和4年度】 テレビ放送 27回 ラジオ放送 148回</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行うための準備、要請を行った。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行った。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施した。</p> <p>・加入促進対策委員会 【平成30年度】 4回 (7/9、9/4、12/5、2/22) 【令和元年度】 4回 (7/5、9/11、12/10、2/27 書面開催) 【令和2年度】 4回 (7/15、9/14、12/11、2/24) 【令和3年度】 4回 (7/14、9/15、12/16、2/24) 【令和4年度】 4回 (7/21、9/16、12/16、2/24)</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>第4期中期計画期間の加入目標 545,000 人に対し、加入実績 548,381 人となった (達成度 100.6%)。</p> <p>【平成30年度】 108,728 人 (達成度 97.1%) 【令和元年度】 113,293 人 (達成度 103.0%)</p>			
--	---	--	--	--	--	--

<p>(4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目</p>	<p>雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p>	<p><定量的指標> ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 <その他の指標> なし <評価の視点></p>	<p>【令和2年度】 116,689人(達成度107.1%) 【令和3年度】 107,403人(達成度99.4%) 【令和4年度】 102,268人(達成度96.5%) 合計 548,381人</p> <p>(4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入・履行証明願受付前の発行対象可否を判別できるよう、「加入・履行証明願受付に関する簡易審査フロー」を作成し、建退共ホームページに掲載した。 電子申請方式申込書をダウンロードできるように建退共ホームページに掲載し、加入者等が行う手続の合理化を図った。 公共工事を受注した共済契約者の事務手続について、イラストなどを用いた資料を作成し、建退共ホームページに掲載した。また、各種申請書のダウンロード様式を項目別にカテゴリー化し、視認性の向上を図った。 新規加入者の事務手続の簡素化を図るため、建退共の共済契約申込を行った事業者に対し、契約締結と同時に電子申請方式の受付もを行い、システムを利用するためのIDとパスワードを通知する仕組みを確立した。また、電子申請専用サイトにおいて、利用者との情報共有や建退共からの案内などを閲覧できるような仕組みを構築した。さらに、誰でも電子申請システムの操作を試すことができるように、電子申請専用サイトの体験版を構築した。 委託業者や関係者との打ち合わせについては、WEB会議を実施し、時間と事務の効率化を図ったほか、タブレット端末を活用し、印刷時間や紙資源の削減に取り組んだ。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、毎年度、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p> <p>ハ 新たな掛金納付方式のための仕組みとして就労実績報告作成ツールを開発し、ホームページ上で公開した。併せて電子申請方式及び就労実績報告作成ツールに関する問い合わせに対応するため、コールセンターを設置し、共済契約者等にとって利用しやすい環境を整えた。</p> <p>利用者からの意見を基に、利便性の向上と事務手続の負担軽減を図るための改良を行うとともに、令和2年10月の試行的実施及び令和3年3月の本格的実施を踏まえた機能改善を行い、併せて建設キャリアアップシステムとの連携に対応するための改修を行った。また、操作マニュアル及び説明動画を作成してホームページに掲載し、さらにパンフレット(計722,000部)・ポスター(500部)・現場標識(600部)を配布するなど、就労実績報告作成ツールを用いた電子申請方式の普及に取り組むとともに、共済契約者等に対して周知を行った。</p> <p>令和4年度において、共済契約者の意見を反映するため建設キャリアアップシステムとの連携をさらに強化し、元請又は一次下請が建設キャリアアップシステムに登録された現場ごとの就業履歴を一括して取り込むことができる機能を追加した。これにより、二次以降の下請は作業</p>	<p>・退職金請求について、毎年度、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。</p> <p>・中期期間中における建退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。 【平成30年度】 749,129件(達成率113.5%) 【令和元年度】 746,189件(達成率113.1%) 【令和2年度】 1,059,585件(達成率160.5%) 【令和3年度】 1,474,574件(達成率223.4%) 【令和4年度】 1,399,490件(達成率212.0%)</p> <p>・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。その結果、民間工事でも掛金納付を促すように現場標識のデザインの変更を行った。また、電子申請においても事務組合が簡便に利用できるようシステムの改修を行った。</p>	<p><評価の視点に対する措置></p>	
---	---	--	--	--	----------------------------	--

<p>標期間（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30日</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p>【指標】 ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目</p>	<p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度66万件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p>	<p>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</p>	<p>が不要となるため、事務の簡略化・迅速化が期待できる（8/22リリース）。</p> <p>また、建設キャリアアップシステムのカードタッチ漏れ等を補完できるよう、就労実績報告作成ツールで作成した就労データを建設キャリアアップシステムへ登録する仕組み「一覧データ登録方式（R方式）」を構築した（令和4年9月末から下請個別作業方式で利用開始。元請/一次一括作業方式は令和5年3月末から利用開始。）。</p> <p>ダウンロード件数 【令和2年度】 4,775件 【令和3年度】 25,468件 【令和4年度】 36,406件</p> <p>都道府県別にオンライン説明会を開催し、電子申請方式による掛金納付の解説を行うとともにオンライン申請についても説明を行った。</p> <p>開催回数 34都道府県（98回・参加事業所5,199所）</p> <p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 中期期間中における建退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。 【平成30年度】 749,129件（達成率113.5%） 【令和元年度】 746,189件（達成率113.1%） 【令和2年度】 1,059,585件（達成率160.5%） 【令和3年度】 1,474,574件（達成率223.4%） 【令和4年度】 1,399,490件（達成率212.0%）</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話等によりきめ細やかな対応を行い、サービスの向上を図った。 ・相談対応件数 【平成30年度】 7,219件 【令和元年度】 8,488件 【令和2年度】 9,576件 【令和3年度】 11,718件 【令和4年度】 9,893件</p>	<p>・利便性向上のため、建退共ホームページに掲載している各種様式のPDFファイルについて、入力可能なものへと変更を行った。また、共済手帳申込手続、共済手帳紛失に係る手続並びに共済契約者証交付申請手続について、オンライン申請ができるようになった。また、新規加入者の事務手続の簡素化を図るため、共済契約申込を行った事業者に対し、契約締結と同時に電子申請方式の受付も行い、システムを利用するためのIDとパスワードを通知する仕組みを確立した。機構内の事務処理については、委託業者や関係者とWEB会議を実施し、時間と事務の効率化を図ったほか、タブレット端末を活用し、印刷時間や紙資源の削減に取り組んだ。</p> <p>・加入履行証明書の発行基準が厳格化されたことに伴い、建退共ホームページに発行基準のフロー図を掲載し共済契約者へ情報提供を行ったほか、発行についての簡易審査ページを設けて、共済契約者が簡便に自己で発行の有無を調べられるようにした。また、「よくあるご質問」及び「各種申請書等」ページについても表示方法について見直しをし、ユーザーの利便性向上を図った。さらに、公共工事を受注した共済契約者の事務手続について、イラストなどを用いた資料を作成し建退共ホームページに掲載し、情報の充実を図った。</p> <p>その他、各種情報提供についても適宜建退共ホームページに掲載し、特に新型コロナウイルスによる支部業務の対応については迅速に情報提供を行った。</p>	<p>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理、マニュアル等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行った。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点から、電子申請方式及び就労実績報告作成ツールに係る操作マニュアル及び説明動画を作成してホームページに掲載するなどホームページの充実を図った。また、電子申請方式等に関するコールセンターを設置するなど共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図った。</p>	<p>・加入者の利便性向上のため、建退共ホームページに掲載している各種様式のPDFファイルについて、入力可能なものへと変更を行った。また、共済手帳申込手続などについて、オンライン申請ができるようにした。</p> <p>・建退共ホームページに加入履行証明書の発行基準のフロー図を掲載し共済契約者へ情報提供を行ったほか、発行についての簡易審査ページを設けて、共済契約者が簡便に自己で発行の有無を調べられるようするなど、ユーザーの利便性向上及び情報の充実を図った。</p>
---	--	---	---	---	--	---

<p>標期間中 (2013 (平成25) ~2016 (平成28) 年度)における平均アクセス件数: 661,819件</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 建退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整</p>	<p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、建退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共・特退共合同参与会 【平成30年度】 2回 (11/28、3/22) 【令和元年度】 1回 (11/11) 【令和2年度】 2回 (11/27 書面開催、3/29 書面開催) 【令和3年度】 2回 (11/26、3/28) 【令和4年度】 2回 (11/28、3/27) <p>ロ 建退共事業への加入状況、退職金支払状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業月報 (毎月) ・事業年報 (毎年度7月) <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会・評議員会 【平成30年度】 2回 (6/22、3/18) 【令和元年度】 3回 (6/18、7/31 書面開催、3/30 書面開催) 【令和2年度】 2回 (6/30、3/17 書面開催) 【令和3年度】 4回 (4/6 書面開催、6/30、11/18 書面開催、3/3 書面開催) 【令和4年度】 3回 (6/30、7/28 書面開催、3/14) <ul style="list-style-type: none"> ・中退共・特退共合同参与会 【平成30年度】 2回 (11/28、3/22) 【令和元年度】 1回 (11/11) 【令和2年度】 2回 (11/27 書面開催、3/29 書面開催) 【令和3年度】 2回 (11/26、3/28) 【令和4年度】 2回 (11/28、3/27) 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度説明会や中退共・特退共合同参与会並びに運営委員会・評議員会の場を通じて、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討した結果、電子申請システム利用者との情報共有や建退共からの案内などを閲覧できるような仕組みを構築し、またホームページにおいては、公共工事における共済証紙購入の目安となる金額と枚数を自動算出できるファイルに掲載したり、項目ごとにわかりやすく整理するなどの改善を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中退共・特退共合同参与会及び運営委員会・評議員会の場を通じて、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度説明会や中退共・特退共合同参与会及び運営委員会・評議員会の場を通じて、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った。
--	---	---	--	---	---	---

<p>理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>		<p>たか。</p>			<p><今後の課題> 退職金共済手帳の未更新者を減少させるため、現行中期計画の下で実施した調査等により把握した住所情報把握者に対する取組を一層強化する。</p>	<p><今後の課題> 退職金共済手帳の未更新者を減少させるため、第4期中期計画の下で実施した調査等により把握した住所情報把握者に対する取組を一層強化する。</p>
------------------------------------	--	------------	--	--	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	I 退職金共済事業 3 清酒製造業退職金共済事業		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(厚生労働省 政策体系基本目標IV-施策大目標 3-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度 高】</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>【指標】</p> <p>委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。</p> <p>(理由)</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における各資産の複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率) ※ 2020(令和2)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保	複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保 ※ 2020(令和2)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保		国内債券 【0.06%】	国内債券 【0.10%】	国内債券 【0.30%】	国内債券 【0.15%】	国内債券 【△0.02%】	予算額(千円)	334,852	337,779	342,344	379,376	341,799
			国内株式 【△5.70%】	国内株式 【1.72%】	国内株式 【2.85%】	国内株式 【0.36%】	国内株式 【0.34%】	決算額(千円)	221,903	212,942	306,374	190,741	191,307
			外国債券 【-】	外国債券 【-】	外国債券 【1.19%】	外国債券 【0.21%】	外国債券 【0.88%】	経常費用(千円)	244,265	247,184	302,537	191,136	199,543
			外国株式 【-】	外国株式 【-】	外国株式 【5.50%】	外国株式 【△3.21%】	外国株式 【△0.43%】	経常利益(千円)	198,513	△94,731	5,601	△58,279	△87,004
			合計 【△2.60%】	合計 【0.82%】	-	-	-	行政コスト(千円)	-	247,206	302,547	191,185	199,546
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請		実施済	実施済	実施済	実施済	実施済	行政サービス実施コスト(千円)	△180,441	-	-	-	-
								従事人員数	7	9	9	8	8

中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 3,021人		—	—	—	—	令和4年度末 114人減少 (2,907人)		
中期目標期間中の新規被共済者目標数	600人以上		30年度目標数 125人	元年度目標数 120人	2年度目標数 120人	3年度目標数 120人	4年度目標数 115人		
新規被共済者数【達成度】			129人 【103.2%】	117人 【97.5%】	65人 【54.2%】	101人 【84.2%】	78人 【67.8%】		
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給		100%	100%	100%	100%	100%		
ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度1万6,000件以上		340,477件	333,987件	354,257件	514,358件	510,605件		
同上【達成度】			【2,128.0%】	【2,087.4%】	【2,214.1%】	【3,214.7%】	【3,191.3%】		
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上		1回	1回	1回	1回	1回		
同上【達成度】			【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】		

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)	
3 清酒製造業退職金共済事業	3 清酒製造業退職金共済事業		3 清酒製造業退職金共済事業		自己評価	評価	B	評価	B	
機構は、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった清酒製造業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退					<自己評価> 評価：B 委託運用部分については、限られた資金量の下で、令和元年度まで国内債券と国内株式の2資産で単独運用を行っており、運用受託機関も1資産1先であったため、十分なリスク分散が難しく、国内株式中心に収益率が大きく振れる傾向があった。また委託手数料も、バランス型かつ少額のために割高となっていた。このため、中退共、林退共との合同運用の是非について検討、委託手数料の低減と、運用資産の種類拡大によるリスク	評価 <評価に至った理由> 重要度を高く設定した、資産の運用については、中退共等との合同運用に移行するなど、法人が自主的に、目標策定時には想定していなかった取組を行い、委託手数料の低減や、運用資産の種類拡大によるリスク分散強化等の成果につながった。 加入促進対策の効果的実施については、令和2年度の達成率が特に				

<p>職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び清酒製造業界を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。</p>				<p>分散強化等による運用の効率性向上効果が大きいと判断し、合同運用への意向を提案、資産運用委員会、運営委員会において承認された。合同運用移行後の3年間でみると、4資産全てでベンチマーク収益率を上回った。また、合同運用への移行後は、中退共に相乗りする形で、スチュワードシップ活動にも参画している。</p> <p>更に諸改革の集大成として新「資産運用の基本方針」を策定。これらの実績は資産運用委員会からも高く評価された。</p> <p>委託運用部分について、令和2年の合同運用開始後は、4資産すべてにおいて、ベンチマークを上回る収益率を確保した。</p> <p>この結果、令和4年度末の利益剰余金は24億円となった。</p> <p>確実な退職金の支給に向けた取組については、長期未更新者が令和4年度末は2,907人と平成29年度末の3,021人を下回ることができた。これは、平成30年度からの5年間で、長期未更新者が新たに124人発生したが、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が238人となったためである。</p> <p>対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時（機構への旧手帳返却時）の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時には清退共済制度に加入したことを本人に通知している。</p> <p>その上で、平成29年度に日本酒造杜氏組合連合会の協力も得ながら未更新期間3年以上の被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本台</p>	<p>果的实施については、令和2年度の達成率が特に伸び悩み、令和3年度は回復に向かった。伸び悩みについては、新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛、飲食店の休業・時短営業・酒類提供自粛の要請が断続的に発出される中、酒造製造量が落ち込み、加入促進は極めて困難な状況となるなど、目標策定時には想定しなかったことが要因である。</p> <p>加入促進対策の効果的実施における定量的指標を除いた項目については概ね目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>	<p>伸び悩み、令和3年度は前年度の大幅な落ち込みによる反動から持ち直したものの、令和4年度においても厳しい状況となった。伸び悩みについては、令和2年度はコロナ禍の影響から外出自粛、飲食店の休業・時短営業・酒類提供自粛の要請が断続的に発出されたため、酒類製造量はコロナ禍前と比較して大幅に落ち込み、令和4年度においても酒類製造量の減少が続いたことから、加入促進は極めて困難な状況となるなど、目標策定時には想定しなかった状況となったことが要因である。</p> <p>加入促進対策の効果的実施における定量的指標を除いた項目については概ね目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>
---	--	--	--	--	--	---

					<p>帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請し、その結果、長期未更新者数が大幅に減少した。また、それ以降も、未更新期間が3年経過時点での現況調査、及び同調査から2年を経過した後におけるフォローアップ調査を行い、長期未更新者に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>加入促進対策の効果的実施について、清退共の対象事業所（酒類等製造免許事業所）の約90%を超える事業所が共済契約者であることから、新規免許取得事業所と未加入事業所に対し加入勧奨の通知を发出するほか、既加入のすべての事業所（休造除く）に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を发出するなどきめ細かな対策を講じた。</p> <p>しかし、清酒製造業部門における従業員数のうち、制度の対象である季節従業員数の割合は年々減少傾向であり、加えて令和2年度はコロナ禍の影響から外出自粛、飲食店の休業・時短営業・酒類提供自粛の要請が断続的に发出されたため、酒類製造量はコロナ禍前と比較して大幅に落ち込み、令和3年度については前年度の大幅な落ち込みによる反動から新規加入目標数が若干持ち直したものの、令和4年度においても酒類製造量の減少は続いたことから、加入促進は極めて困難な状況となった。</p> <p>この結果、第4期中期目標期間での加入目標数600人に対し加入実績は490人となり、達成率は81.7%にとどまった。</p> <p>以上のとおり、加入目標数を除いた項目については、おおむね目標を達成していることから、B評価とする。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目指す。</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保する。</p> <p>※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。</p>	<p><定量的指標></p> <p>・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。</p> <p>※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。</p> <p><その他の指標>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的な運用を基本として実施した。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>・委託運用部分の収益率については複合ベンチマーク収益率を下回った。特に、国内株式において運用実績がベンチマークを下回ったため、リスク管理体制等についてヒアリングを行い、改善策を提案させた。また、効率性の改善やリスク分散力の強化を図るため、中退共等の合同運用について検討を行い、運営委員会に報告した。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>・委託運用部分の収益率については複合ベンチマーク収益率を上回り、中期的清退共事業運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保した。</p> <p>また、資産運用委員会に諮り令和2年度からの中退共等の合同運用を開始することを決定し、これに伴い、基本ポートフォリオの見直しを行った。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・中退共等の合同運用を開始し、収益率については、全資産においてベンチマークを上回る水準を確保した。</p> <p>なお、中退共が実施した平成30年度から令和元年度において、マネジャー・ストラクチャー見直しの際に資産運用委員会で行われた審議内容を踏まえた新たな評価体系を導入し適用した。</p> <p>・流動性の確保</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、「臨時資産運用委員会」の承認を得た上で、令和2年5月以降大部分の満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後3月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから、「資産運用委員会」の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。</p> <p>・基本ポートフォリオの見直し</p> <p>基本ポートフォリオ定例検証の結果、資産運用委員会から見直しの必要性を指摘されたことを踏まえ、令和3年度に基本ポートフォリオを見直すこととなった。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>・年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落する局面があったが、委託運用部分の利回りはプラスを確保した。</p> <p>・令和3年10月1日付で新基本ポートフォリオに移行すると共にホームページ上で对外公表した。</p> <p>【令和4年度】</p> <p>・グローバルな物価上昇や、インフレ抑制のため海外主要中央銀行が急ピッチで利上げを実施したこと等から、世界的に金利が上昇し、内外債券相場が下落したことを主因に、委託運用部分の利回りはマイナスとなった。</p> <p>・資産運用の基本方針以下の改定を実施した。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>中退共との合同運用参加に伴う改正</p> <p>【令和3年度】</p>	<p>・委託運用部分について、平成30年度は国内株式が市場を大きく下回ったが、令和元年度については、複合ベンチマーク収益率を確保し、令和2年度より中退共・林退共との合同運用を開始したため、合同運用後の累計では各資産のベンチマーク収益率確保することとなったが、合計での5年間年率では、82.02%の達成率となった。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>複合ベンチマーク収益率を下回ったものの、運用状況については、定期的に資産運用委員会に報告し、適切との評価を得た。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>複合ベンチマーク収益率を上回り、中期的に清退共事業に必要な利回りを最低限のリスクで確保した。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>全資産においてベンチマーク収益率を上回る水準を確保した。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>各資産の収益率は、外国株式を除く資産において市場平均を上回る水準を確保した。</p> <p>【令和4年度】</p> <p>委託運用部分の収益率について、4資産のうち、外国株式は市場平均を下回る水準となったが、国内株式・外国債券は市場平均を上回った。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみ</p>	<p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当</p>	<p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とミー</p>
---	--	---	---	---	--	--

			<p>基本ポートフォリオ変更に伴う改正</p> <p>○パフォーマンス状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>3年間年率 (令和2～4年度)</th> <th>達成率</th> <th>5年間年率</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><評価></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.06%</td> <td>0.10%</td> <td>0.30%</td> <td>0.15%</td> <td>△0.02%</td> <td>0.14%</td> <td>111.99%</td> <td>0.12%</td> <td>131.10%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△5.70%</td> <td>1.72%</td> <td>2.85%</td> <td>0.36%</td> <td>0.34%</td> <td>1.03%</td> <td>106.70%</td> <td>△0.35%</td> <td>93.87%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1.19%</td> <td>0.21%</td> <td>0.88%</td> <td>0.76%</td> <td>112.83%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5.50%</td> <td>△3.21%</td> <td>△0.43%</td> <td>0.13%</td> <td>100.51%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△2.60%</td> <td>0.82%</td> <td>1.17%</td> <td>△0.35%</td> <td>0.13%</td> <td>0.29%</td> <td>109.01%</td> <td>△0.19%</td> <td>82.02%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和2年度から中退共との合同運用を実施している。 ※2 令和2年度以降の超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。 ※3 令和3年10月に基本ポートフォリオの改定を行った。</p> <p>令和2年4月1日改定基本ポートフォリオ (期待収益率0.59%、標準偏差0.92%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産配分</td> <td>90.1%</td> <td>3.5%</td> <td>4.8%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年10月1日改定基本ポートフォリオ (期待収益率0.57%、標準偏差0.99%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">自家運用 (簿価)</th> <th colspan="4">委託運用 (時価)</th> </tr> <tr> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産配分</td> <td>77.8%</td> <td>11.2%</td> <td>2.0%</td> <td>4.9%</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産内資産配分</td> <td>—</td> <td>50.7%</td> <td>9.0%</td> <td>22.0%</td> <td>18.3%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産に対する乖離許容率</td> <td>—</td> <td>±5.3%</td> <td>±2.4%</td> <td>±2.4%</td> <td>±5.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ベンチマーク収益率が確保出来ない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p> <p>【平成30年度】 ・運営委員会・評議員会において、中退共との合同運用の開始について、資産運用委員会で流動性水準の妥当性、リスク管理、効率性の観点から合同運用の可否・適否や実施方法について審議し、その結果を踏まえて適切に対応することについて承認を得た。 【令和元年度】 ・基本ポートフォリオの検証を行い、リスク対比で十分な金額の剰余金を有しているが、運用規模が小さいため運用効率やリスク分散に限界があるため、令和2年度から中退共事業との合同運用開始することとし、基本ポートフォリオの見直しを行った。 【令和2年度】</p>	超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	3年間年率 (令和2～4年度)	達成率	5年間年率	達成率	<評価>						-	-		-	国内債券	0.06%	0.10%	0.30%	0.15%	△0.02%	0.14%	111.99%	0.12%	131.10%	国内株式	△5.70%	1.72%	2.85%	0.36%	0.34%	1.03%	106.70%	△0.35%	93.87%	外国債券	-	-	1.19%	0.21%	0.88%	0.76%	112.83%	-	-	外国株式	-	-	5.50%	△3.21%	△0.43%	0.13%	100.51%	-	-	合計	△2.60%	0.82%	1.17%	△0.35%	0.13%	0.29%	109.01%	△0.19%	82.02%		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産配分	90.1%	3.5%	4.8%	1.6%		自家運用 (簿価)	委託運用 (時価)				国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産配分	77.8%	11.2%	2.0%	4.9%	4.1%	委託運用資産内資産配分	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%	委託運用資産に対する乖離許容率	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%	<p>ならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。</p> <p>ロシアのウクライナ侵攻等資産運用に係る重要事項発生時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適時適切な対応が採れるように備えると共に、運用受託機関の評価にも活用している。</p> <p>令和2年度には、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャー見直しをアクティブファンドと同様にゼロベースで実施した。この際、運用受託機関だけでなく、契約形態の見直しを合わせて実施（指定単契約から投資一任契約と包括信託契約の運管分離方式に変更）、委託コストの低下を実現した（令和2年度約0.04%→令和3年度約0.02%）。</p> <p>運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施している。</p> <p>・リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分について令和2年4月より中退共等との合同運用に移行し、令和2年度には、国内債券・外国債券・国内株式・外国株式パッシブ運用の運用受託機関・管理受託機関を選定。契約形態の見直しも行き、委託手数料の大幅な低減も実</p>	<p>者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。</p> <p>・ロシアのウクライナ侵攻時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適切な対応を行った。</p> <p>・運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容について、年1回の定期報告会などで報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を行っている。</p>	<p>ティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。</p> <p>・ロシアのウクライナ侵攻時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適切な対応を行った。</p>
超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	3年間年率 (令和2～4年度)	達成率	5年間年率	達成率																																																																																																									
<評価>						-	-		-																																																																																																									
国内債券	0.06%	0.10%	0.30%	0.15%	△0.02%	0.14%	111.99%	0.12%	131.10%																																																																																																									
国内株式	△5.70%	1.72%	2.85%	0.36%	0.34%	1.03%	106.70%	△0.35%	93.87%																																																																																																									
外国債券	-	-	1.19%	0.21%	0.88%	0.76%	112.83%	-	-																																																																																																									
外国株式	-	-	5.50%	△3.21%	△0.43%	0.13%	100.51%	-	-																																																																																																									
合計	△2.60%	0.82%	1.17%	△0.35%	0.13%	0.29%	109.01%	△0.19%	82.02%																																																																																																									
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																																														
資産配分	90.1%	3.5%	4.8%	1.6%																																																																																																														
	自家運用 (簿価)	委託運用 (時価)																																																																																																																
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																																													
資産配分	77.8%	11.2%	2.0%	4.9%	4.1%																																																																																																													
委託運用資産内資産配分	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%																																																																																																													
委託運用資産に対する乖離許容率	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%																																																																																																													

<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p>【指標】</p>	<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p> <p>【重要度 高】</p>	<p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させたか。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握したか。</p>	<p>・中退共等との合同運用を4月1日から開始し、基本ポートフォリオの見直しを実施した。また、基本ポートフォリオの検証を行い、ヘッジ付き外国債券及び自家運用債券のリターン予測値が低下傾向であるが、リスク対比で十分な剰余金を維持していることが確認されたため、「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>・「資産運用委員会」の議を経て、基本ポートフォリオの見直しを行った。</p> <p>【令和4年度】</p> <p>・最新の金融・経済情勢を踏まえ、重要な前提条件の変化の有無や、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。ただし、中退共と合同運用している委託運用部分については、中退共と同一の内容とする。</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>イ 「資産運用委員会」に毎四半期の業務上の剰余金の運用状況を報告し、なお、必要に応じ審議を受け資産運用の基本方針等の改正を行った。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>・資産運用の基本方針の記述を第4期中期計画の目標に合致するよう改正した。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・令和2年度の中退共等との合同運用開始に伴い、資産運用の基本方針を改正した。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>基本ポートフォリオの変更に伴い、資産運用の基本方針を改正した。</p> <p>【令和4年度】</p> <p>・「資産運用企画会議」を四半期毎に開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づく資産運用結果等を分析するとともに、四半期毎の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。また、シリコンバレー銀行・シグネチャー銀行破綻時には、臨時会議を開催し、状況の把握と対応方針の審議・決定を行った。</p> <p>i) 「資産運用企画会議」の開催</p> <p>「資産運用企画会議」を四半期ごとに開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づく資産運用結果等を分析するとともに、四半期ごとの運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。また、ロシアのウクライナ侵攻時には、臨時会議を開催し、状況の把握と対応方針の審議・決定を行った。</p> <p>ロ 「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況について随時報告し、審議を受けた。また、資産運用結果について審議を受け、委員の助言も踏まえて公表内容を改善した。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告</p> <p>四半期の業務上の剰余金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。</p> <p>【平成30年度】 8回 【令和元年度】 7回 【令和2年度】 10回 【令和3年度】 8回 【令和4年度】 5回</p> <p>ii) 情報公開</p> <p>退職金共済事業に係る業務上の剰余金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、「資産運用委員会」に報告するとともに、機構ホームページに公表した。</p> <p>主な公表内容は以下のとおり。</p>	<p>現。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の剰余金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、審議を経て、了承を得てから実施している。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。</p> <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <p>資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）</p> <p>・財政検証に必要な期待リターン、リスク及び相関係数（令和元年度、令和2年度）</p>	<p>・「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の剰余金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。</p>	<p>・「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の剰余金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。</p>
---	--	--	--	--	---	---

<p>・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、清退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（※）を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。</p> <p>※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。</p> <p>【重要度高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨（平成29年度～令和4年度） ・資産運用委員会議事録（平成27年度第1～第2回） ・四半期毎の運用実績及び運用資産の構成状況 ・年度毎の資産運用残高及び利回り状況等 ・年度毎の資産運用結果報告 ・スチュワードシップ活動状況の概要（平成29年7月～令和3年6月） ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂版の受入れについて（令和2年度） ・合同運用資産のパッシブ運用に係る運用受託機関および管理受託機関の見直しについて―選考過程・結果の総括―（令和2年度） <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） ・財政検証に必要な期待リターン、リスク及び相関係数（令和元年度、令和2年度） <p>主に以下の項目について「資産運用委員会」の審議の結果を反映させた。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関の評価方法等 ・資産運用の基本方針の改正 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共等との合同運用について ・自家運用対象債券の拡充 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共等との合同運用に伴う資産運用の基本方針の改正 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の改定 ・基本ポートフォリオの見直し <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理ごとに制定されていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定 			
---	--	--	---	--	--	--

<p>要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p>加えて、2017（平成29）年度に実施した被共済者の実態調査の結果を踏まえ、長期未更新者数縮減のための取組を検討するとともに、効果的な周知広報を行うこと。</p> <p>【指標】</p> <p>・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用</p>	<p>< 定量的指標 ></p> <p>なし</p> <p>< その他の指標 ></p> <p>なし</p> <p>< 評価の視点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。 	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。</p> <p>前中期目標期間終了時 3,021 人</p> <p>【平成 30 年度末】 2,915 人（△106 人）</p> <p>【令和元年度末】 2,897 人（△124 人）</p> <p>【令和 2 年度末】 2,913 人（△108 人）</p> <p>【令和 3 年度末】 2,921 人（△100 人）</p> <p>【令和 4 年度末】 2,907 人（△114 人）</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。</p> <p>通知件数 490 件</p> <p>【平成 30 年度】 129 件</p> <p>【令和元年度】 117 件</p> <p>【令和 2 年度】 65 件</p> <p>【令和 3 年度】 101 件</p> <p>【令和 4 年度】 78 件</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。</p> <p>更新件数 5,344 件</p> <p>【平成 30 年度】 1,245 件</p> <p>【令和元年度】 1,153 件</p> <p>【令和 2 年度】 1,094 件</p> <p>【令和 3 年度】 1,010 件</p> <p>【令和 4 年度】 842 件</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>【平成 30 年度】 調査 22 件、手帳更新 0 件、退職金請求 9 件</p> <p>【令和元年度】</p>	<p>< 評価の視点に対する措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋がった。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・被共済者の重複加入が少数であることから、重複加入が疑われる被共済者に対し支部職員及び本部職員による重複加入に係る電話調査を行い、注意喚起を実施した。その結果、中期計画 6 人について重複を解消し、退職金請求時の支給漏れを防止した。 <p>平成 30 年度 退職者 222 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋がった。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋がった。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し支部職員及び本部職員による重複加入に係る電話調査を行い、注意喚起を実施した。
---	---	---	--	--	---	--

<p>間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。</p> <p>※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移</p> <p>2014（平成26）年度末 3,187人、2015（平成27）年度末 3,202人、2016（平成28）年度末 3,199人、2017（平成29）年12月末 3,009人</p>	<p>しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 2017（平成29）年度に実施した、3年以上共済手帳の更新手続を行っていない被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施する。</p> <p>ホ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p> <p>へ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職</p>	<p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。</p>	<p>調査23件、手帳更新1件、退職金請求7件 【令和2年度】 調査23件、手帳更新1件、退職金請求5件 【令和3年度】 調査19件、手帳更新0件、退職金請求7件 【令和4年度】 調査20件、手帳更新0件、退職金請求5件 計 手帳更新2件、退職金請求33件</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 調査3件、手帳更新0件、退職金請求0件 【令和元年度】 調査3件、手帳更新0件、退職金請求1件 【令和2年度】 調査9件、手帳更新0件、退職金請求2件 【令和3年度】 調査11件、手帳更新0件、退職金請求1件 【令和4年度】 調査14件、手帳更新0件、退職金請求1件 計 手帳更新0件、退職金請求5件</p> <p>ニ 平成29年度に実施した被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施した。（平成30年度、令和元年度）</p> <p>退職金請求者数 105人 【平成30年度】 104人 【令和元年度】 1人</p> <p>ホ 毎年度、被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し支部職員ならびに本部職員による電話調査により注意喚起を行った。（退職時重複チェック）</p> <p>【平成30年度】 退職者222人 うち重複解消者1人 金額286,980円 【令和元年度】 退職者163人 うち重複解消者1人 金額740,700円 【令和2年度】 退職者188人 うち重複解消者2人 金額1,716,750円 【令和3年度】 退職者125人 うち重複解消者0人 【令和4年度】 退職者136人 うち重複解消者2人 金額2,563,650円</p> <p>へ 事業主団体の広報誌、ポスターにより、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。 【平成30年度～令和4年度】 ・全国酒類製造名鑑</p>	<p>うち重複解消者1人 金額286,980円 令和元年度 退職者163人 うち重複解消者1人 金額740,700円 令和2年度 退職者188人 うち重複解消者2人 金額1,716,750円 令和3年度 退職者125人 うち重複解消者0人 令和4年度 退職者136人 うち重複解消者2人 金額2,563,650円</p> <p>・ホームページや事業主団体の広報誌等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p>	<p>・ホームページや事業主団体の広報誌等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を実施した。</p>	<p>・ホームページや事業主団体の広報誌等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を実施した。</p>
---	--	---	---	---	---	---

<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 ・中期目標期</p>	<p>金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>ト ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>チ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行う</p>	<p><定量的指標></p> <p>・中期目標期間における新たに加入する被共済者数の目標を、600人以上とすること。</p> <p><その他の指標>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体</p>	<p>・日杜連情報 ・能登杜氏組合員名簿 ・醸界タイムス</p> <p>ト ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>チ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。</p> <p>【平成30年度～令和4年度】</p> <p>・全国酒類製造名鑑 ・日杜連情報 ・能登杜氏組合員名簿 ・醸界タイムス</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講じた。</p>	<p>・第4期中期計画期間の加入目標 600人に対し、加入実績 490人(目標達成率 81.7%)となった。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所であり、免許事業所(清酒・単式蒸留焼酎・みりん)のうち約90%以上がすでに清退共制度に加入している。 全国酒類製造名鑑に記載された焼酎、みりん製造の未加入事業所を抽出し、これら</p>	<p>・酒類製造名鑑に記載された焼酎、みりん製造の未加入事業所を抽出し、加入勧奨を実施した。また、すでに制度に加入している全事業所(休造除く)に対し、対象となる期間(休造除く)に対し、対象となる期間</p>	<p>・全国酒類製造名鑑に記載された焼酎、みりん製造の未加入事業所を抽出し、加入勧奨を実施した。また、すでに制度に加入している全事業者(休造除く)に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場</p>
---	---	---	---	--	---	---

<p>間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数 (2013(平成25)年度～2017(平成29)年12月末現在) 655人 ※ 実績値 2013(平成25)年度:142人、2014(平成26)年度:137人、2015(平成27)年度:134人、2016(平成28)年度:131人</p>	<p>こととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における</p>	<p>との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。</p>	<p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、10月の加入促進強化月間を通じて協力を要請した。 <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、相談員連絡会議開催 <p>ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 1,871件 【令和元年度】 1,849件 【令和2年度】 1,831件 【令和3年度】 1,815件 【令和4年度】 1,801件</p> <p>酒類等製造免許新規取得事業所 (平成30年度～令和4年度、15所)</p> <p>全国酒類製造名鑑に記載された焼酎、みりん製造の未加入事業所を抽出し、これらすべてに対し加入勧奨を実施した。</p> <p>【平成30年度】 111件 【令和元年度】 117件 【令和2年度】 119件 【令和3年度】 122件 【令和4年度】 179件※</p> <p>※令和4年度は、日本酒造組合中央会の協力のもと、同中央会との連名による制度への加入勧奨を実施した。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p>	<p>べてに対し加入勧奨を実施した。</p> <p>【平成30年度】 111件 【令和元年度】 117件 【令和2年度】 119件 【令和3年度】 122件 【令和4年度】 179件</p> <p>また、すでに制度に加入している全事業者(休造除く)に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。</p> <p>【平成30年度】 1,871件 【令和元年度】 1,849件 【令和2年度】 1,831件 【令和3年度】 1,815件 【令和4年度】 1,801件</p> <p>なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKへ放送(映)の依頼や厚生労働省へ後援名義申請のもと各事業本部間相互に連携して実施した。</p> <p>しかし、清酒製造業部門における従業員数のうち、制度の対象である季節従業員数の割合は年々減少傾向であり、加えて令和2年度はコロナ禍の影響から外出自粛、飲食店の休業・時短営業・酒類提供自粛の要請が断続的に発出されたため、酒類製造量はコロナ禍前と比較して大幅に落ち込み、令和3年度以降においても酒類製造量の減少は続いたことから、加入促進は極めて困難な状況となった。この結果、第4期中期目標期間での加入目標の達成率は81.7%にとどまった。</p> <p><今後の課題(見込評価時)> 加入促進対策について、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。</p> <p><今後の課題の対応> ・予定運用利回りが2.3%・中退共制度等からの通算も可能といった清退共制度の特徴をアピールしたリーフレットを作成し、状況に応じた効果的</p>	<p>雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請するなど、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講じた。</p> <p>なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKに対し、制度の普及促進に係る放送(映)の依頼を各事業本部間相互に連携して実施した。</p>	<p>合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請するなど、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講じた。</p> <p>なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKへ放送(映)の依頼や厚生労働省へ後援名義申請のもと各事業本部間相互に連携して実施した。</p>
---	---	--	---	---	--	---

	<p>る加入勸奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勸奨を行う。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p>		<p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、毎年度、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勸奨を行った。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国税庁、関係団体の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。</p> <p>○関係団体等による広報記事掲載 【平成30年度～令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・醸界タイムス社 「醸界タイムス」 ・日本酒造組合中央会 「酒造情報」 「会員専用ホームページ」 <p>○NHKへの放送（映）依頼（54支局）</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>運営委員会・評議員会及び参与会等の場を活用し、被共済者の動向や清退共資産の運用状況等について情報提供した。</p> <p>【平成30年度～令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会、評議員会 ・中退共・特退共合同参与会 <p>【令和4年度】</p> <p>令和3年度の参与会において、加入促進に係る周知についての意見があったため、令和4年度に予定運用利回りが2.3%・中退共制度等からの通算も可能といった清退共制度の特徴をアピールしたリーフレットを作成した。その旨を3月の参与会で同リーフレットのデザインとともに報告した。</p> <p>③ 加入目標数</p>	<p>な加入勸奨の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国酒類製造名鑑2022年版より抽出した未加入事業所（「単式蒸留焼酎」「みりん」区分）に対して制度の加入勸奨を実施したが、初めて日本酒造組合中央会の協力のもと、同中央会との連名により行った（全国酒類製造名鑑より抽出 179事業所）。 		
--	--	--	--	--	--	--

<p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】</p> <p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給するこ</p>	<p>最近における加入状況、財務内容及び清酒製造業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当た</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析 	<p>第4期中期期間の加入目標600人に対し、加入実績490人となった(達成率81.7%)。</p> <p>清退共の対象事業所(酒類等製造免許事業所)の約90%を超える事業所が共済契約者であることから、新規免許取得事業所と未加入事業所に対し加入勧奨の通知を发出するほか、既加入のすべての事業所(休造除く)に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を发出するなどきめ細かな対策を講じた。</p> <p>しかし、清酒製造業部門における従業員数のうち、制度の対象である季節従業員数の割合は年々減少傾向であり、加えて令和2年度はコロナ禍の影響から外出自粛、飲食店の休業・時短営業・酒類提供自粛の要請が断続的に发出されたため、酒類製造量はコロナ禍前と比較して大幅に落ち込み、令和3年度以降においても酒類製造量の減少は続いたことから、加入促進は極めて困難な状況となった。</p> <p>この結果、第4期中期目標期間での加入目標数600人に対し加入実績は490人となり、達成率は81.7%にとどまった。</p> <p>【平成30年度】 129人(達成率103.2%) 【令和元年度】 117人(達成率97.5%) 【令和2年度】 65人(達成率54.2%) 【令和3年度】 101人(達成率84.2%) 【令和4年度】 78人(達成率67.8%) 合 計 490人</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところである。</p> <p>諸様式等の見直しについて、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図った。</p> <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元号改正に伴う変更 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・押印廃止に伴う変更 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接入力可能な申請書様式に修正(掛金助成共済手帳更新申請書、共済手帳更新申請書、退職金請求書) <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接入力可能な申請書様式に修正(共済契約申込書、共済手帳申込書) <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、毎年度、受付から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p>	<p>・退職金請求について、毎年度、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。</p> <p>・中期期間中における清退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。</p> <p>【平成30年度】 340,477件(2,128.0%) 【令和元年度】 333,987件(2,087.4%) 【令和2年度】 354,257件(2,214.1%) 【令和3年度】 514,358件(3,214.7%) 【令和4年度】 510,605件(3,191.3%)</p> <p>・運営委員会の場等を活用し、各種統計等の情報を提供した。関係者からの事業運営に対する意見・要望等を求めたが、特段意見等が出ることはなかった。</p>	
---	--	--	--	--	--

<p>と。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目標期間中 (2013(平成25)～2017(平成29)年度)に目標として定めた処理日数の最終期限(暦日)30日</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p>【指標】</p>	<p>り、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度1万6千件以上とす</p>	<p>し、対応策を検討・実施すること。</p> <p><その他の指標>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。 <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</p>	<p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 中期期間中における清退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>340,477件</td> <td>(2,128.0%)</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>333,987件</td> <td>(2,087.4%)</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>354,257件</td> <td>(2,214.1%)</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>514,358件</td> <td>(3,214.7%)</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】</td> <td>510,605件</td> <td>(3,191.3%)</td> </tr> </table>	【平成30年度】	340,477件	(2,128.0%)	【令和元年度】	333,987件	(2,087.4%)	【令和2年度】	354,257件	(2,214.1%)	【令和3年度】	514,358件	(3,214.7%)	【令和4年度】	510,605件	(3,191.3%)	<p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところである。 諸様式等の見直しについて、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図った。 【令和元年度】 ・元号改正に伴う変更 【令和2年度】 ・押印廃止に伴う変更 【令和3年度】 ・直接入力可能な申請書様式に修正 (掛金助成共済手帳更新申請書、共済手帳更新申請書、退職金請求書) 【令和4年度】 ・直接入力可能な申請書様式に修正 (共済契約申込書、共済手帳申込書) ・上記のとおりホームページの充実を図ったほか、加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が行う諸手続について、ホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し、加入者の利便性の向上を図った。 ・加入者等に対する相談対応については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が行う諸手続について、ホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し、加入者の利便性の向上を図った。 ・加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。
【平成30年度】	340,477件	(2,128.0%)																			
【令和元年度】	333,987件	(2,087.4%)																			
【令和2年度】	354,257件	(2,214.1%)																			
【令和3年度】	514,358件	(3,214.7%)																			
【令和4年度】	510,605件	(3,191.3%)																			

<p>・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中 (2013(平成25)～2016(平成28)年度)における平均アクセス件数：16,319件</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種</p>	<p>る。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関</p>	<p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに</p>	<p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応した。また、令和3年度の参与会において、加入促進に係る周知についての意見があったため、4年度に予定運用利回りが2.3%・中退共制度等からの通算も可能といった清退共制度の特徴をアピールしたリーフレットを作成した。その旨を3月の参与会で同リーフレットのデザインとともに報告した。</p> <p>・中退共・特退共同参与会 【平成30年度】 2回(11/28、3/22) 【令和元年度】 1回(11/11) 【令和2年度】 2回(11/27 書面開催、3/29 書面開催) 【令和3年度】 2回(11/26、3/28) 【令和4年度】 2回(11/28、3/27)</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整理した。</p> <p>・事業季報 【平成30年度】 146号、147号、148号、149号 【令和元年度】 150号、151号、152号、153号 【令和2年度】 154号、155号、156号、157号 【令和3年度】 158号、159号、160号、161号 【令和4年度】 162号、163号、164号、165号</p> <p>ハ 運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を</p>	<p>・運営委員会・評議員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運</p>	<p>・運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を</p>	<p>・運営委員会・評議員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。</p>
--	---	-----------------------------	--	---	--------------------------------------	--

<p>統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 清退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理、分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>聴取し適切に対応する。 ・運営委員会、評議員会</p> <p>【平成30年度】 1回(3/8) 【令和元年度】 3回(6月書面開催、12/20、3月書面開催) 【令和2年度】 2回(6/24、3月書面開催) 【令和3年度】 2回(6/30書面開催、3/9) 【令和4年度】 3回(6/30書面開催、8/8書面開催、3/8)</p>	<p>営に対する意見・要望等を求めたが、特段意見等が出ることはなかった。</p>	<p>提供した。清退共事業の運営に対する意見・要望等を聴取し事業の運営に反映させた。</p> <p><今後の課題> 加入促進対策について、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。</p>	<p><今後の課題> 加入促進対策について、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。</p>
---	---	--	--	--	--	---

--	--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	I 退職金共済事業 4 林業退職金共済事業		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度 高、困難度 高】</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>【指標】</p> <p>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。（財政検証の翌年度以降）</p> <p>（理由）</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから重要度を高とする。</p> <p>また、累積欠損金解消計画の見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組も含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指 標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保	各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保		国内債券【0.08%】	国内債券【0.12%】	国内債券【0.30%】	国内債券【0.15%】	国内債券【△0.02%】	予算額（千円）	2,347,093	1,725,715	1,690,600	1,931,554	1,795,265
			国内株式【△0.43%】	国内株式【△0.29%】	国内株式【2.85%】	国内株式【0.36%】	国内株式【0.34%】	決算額（千円）	1,575,664	1,600,703	1,676,087	1,621,751	1,517,502
			外国債券【△0.17%】	外国債券【△0.97%】	外国債券【1.19%】	外国債券【0.21%】	外国債券【0.88%】	経常費用（千円）	1,788,059	1,774,388	1,794,099	1,847,420	1,727,812
			外国株式【△0.13%】	外国株式【0.78%】	外国株式【5.50%】	外国株式【△3.21%】	外国株式【△0.43%】	経常利益（千円）	△41,207	△89,539	521,111	△120,240	△181,818
見直し後の累積欠損金解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させる。（財政検証の翌年度以降）	—		—	—	計画策定を速やかに実施。2年度は新計画に基づき累積欠損金を解消	新計画に基づき累積欠損金を解消	新計画に基づき累積欠損金を解消	行政コスト（千円）	—	1,774,410	1,794,124	1,847,483	1,727,817
							行政サービス実施コスト（千円）	132,706	—	—	—	—	—

								従事人員数	9	9	9	8	8
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請		実施済	実施済	実施済	実施済	実施済						
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 2,259人		—	—	—	—	—	令和4年度 149人減少 (2,110人)					
共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度1回以上		1回	1回	1回	1回	1回						
同上【達成度】			【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】						
中期目標期間中の新規被共済者目標数	9,500人以上		30年度目標数 1,900人	元年度目標数 1,900人	2年度目標数 1,900人	3年度目標数 1,900人	4年度目標数 1,900人						
新規被共済者数【達成度】			1,735人 【91.3%】	1,548人 【81.5%】	1,545人 【81.3%】	1,668人 【87.8%】	1,593人 【83.8%】						
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給		100%	100%	100%	100%	100%						
ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度3万2,000件以上		357,679件	355,342件	389,729件	536,287件	537,272件						
同上【達成度】			【1,117.8%】	【1,110.4%】	【1,217.9%】	【1,675.9%】	【1,679.0%】						
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上		1回	1回	1回	1回	1回						
同上【達成度】			【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】						

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)	
						評価	B	評価	B	
4 林業退職金共済事業 機構は、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった林業業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び林業を営む中小企業業界の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。	4 林業退職金共済事業		4 林業退職金共済事業	<p><自己評価> 評価：B 5年間通期では、委託運用の収益率は4資産全てでベンチマークを上回った。平成30年度から令和元年度には、アクティブファンドのマネジャー・ストラクチャーのゼロベースからの見直しを実施した。まず評価基準について、超過収益率の短期的な動向を偏重した従来方式から、運用力の裏付けとなる運用哲学、超過収益の源泉に関する考え方の論理性、その考え方にに基づく運用の一貫性、組織体制、人材養成、意思決定プロセス等を多角的に評価する方式に改めた。その上で、書類による第1次選考を経た第2次選考では、理事長を含む選考委員による50先、延べ100時間に及ぶ面接を実施した。また、最終選考では、個々のパフォーマンスだけでなく、スタイルの組合せ、金額配分においてリスク分散効果が得られるよう配慮した。</p> <p>令和2年度には、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャー見直しをアクティブファンドと同様にゼロベースで実施した。この際、運用受託機関だけでなく、契約形態の見直しを合わせて実施（指定単契約から投資一任契約と包括信託契約の運管分離方式に変更）、委託コストの低下を実現した（令和2年度約0.04%→令和3年度約0.02%）。</p> <p>令和4年度には、一連の改革の総仕上げとして、委託運用における全経理合同運用の実現、経理ごとに制定されていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」の制定を行った。</p>	<p><自己評価> 評価：B 5年間通期では、委託運用の収益率は4資産全てでベンチマークを上回った。平成30年度から令和元年度には、アクティブファンドのマネジャー・ストラクチャーのゼロベースからの見直しを実施した。まず評価基準について、超過収益率の短期的な動向を偏重した従来方式から、運用力の裏付けとなる運用哲学、超過収益の源泉に関する考え方の論理性、その考え方にに基づく運用の一貫性、組織体制、人材養成、意思決定プロセス等を多角的に評価する方式に改めた。その上で、書類による第1次選考を経た第2次選考では、理事長を含む選考委員による50先、延べ100時間に及ぶ面接を実施した。また、最終選考では、個々のパフォーマンスだけでなく、スタイルの組合せ、金額配分においてリスク分散効果が得られるよう配慮した。</p> <p>令和2年度には、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャー見直しをアクティブファンドと同様にゼロベースで実施した。この際、運用受託機関だけでなく、契約形態の見直しを合わせて実施（指定単契約から投資一任契約と包括信託契約の運管分離方式に変更）、委託コストの低下を実現した（令和2年度約0.04%→令和3年度約0.02%）。</p> <p>令和4年度には、一連の改革の総仕上げとして、委託運用における全経理合同運用の実現、経理ごとに制定されていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」の制定を行った。</p>	<p><評価に至った理由> 重要度を高く設定した、資産の運用については、4年間年率としては4資産全てでベンチマークを上回った。</p> <p>同様に重要度を高く設定した、累積欠損金については、財政検証終了後に新たな累積欠損金解消計画を策定し、計画に沿って着実に累積欠損金の解消に努め、解消計画を上回る結果となっている。</p> <p>加入促進対策の効果的実施については、林業従事者の増加が見込まれず、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）の割合も減少しているという厳しい状況の中、定量的指標としては未達成であったものの、林野庁に対して加入指導の推進を要請する等の新たな対策を順次行い、令和3年度は3年ぶりに増加した。</p> <p>加入促進対策の効果的実施における定量的指標を除いた項目については概ね目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>	<p><評価に至った理由> 重要度を高く設定した、資産の運用については、5年間年率としては4資産全てでベンチマークを上回った。</p> <p>同様に重要度を高く設定した、累積欠損金については、財政検証終了後に新たな累積欠損金解消計画を策定し、計画に沿って着実に累積欠損金の解消に努め、解消計画を上回る結果となっている。</p> <p>加入促進対策の効果的実施については、林業従事者の増加が見込まれず、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）の割合も減少しているという厳しい状況の中、定量的指標としては未達成であったものの、林野庁に対して「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請する等の新たな対策を順次行い、令和3年度は3年ぶりに増加し、令和4年度も令和元年度、令和2年度に比して増加した。</p> <p>加入促進対策の効果的実施における定量的指標を除いた項目については概ね目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>			

					<p>さらに、今後、サステナビリティ関連業務の重要性が増すことを見据え、高度専門人材を確保したほか、資産運用部の課の編成を見直すなど組織体制の強化も実施した。これらの実績は資産運用委員会からも高く評価された。</p> <p>累積欠損金処理の取組について、累積欠損金解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画を策定・公表（令和2年11月）した。令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。</p> <p>確実な退職金の支給に向けた取組について、長期未更新者は、令和4年度末は2,110人と平成29年度末の2,259人を下回ることができた。これは、平成30年度からの5年間で、長期未更新者が新たに755人発生したが、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が904人となったためである。対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時（機構への旧手帳返却時）の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時には林退共制度に加入したことを本人に通知している。</p> <p>その上で、平成30年度に掛金納付月数12月以上の全被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請し、その結果、長期未更新者数が大幅に減少した。また、それ</p>	
--	--	--	--	--	--	--

					<p>以降も、未更新期間が3年経過時点での現況調査、及び同調査から2年を経過した後におけるフォローアップ調査を行い、長期未更新者に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>また、加入促進対策の効果的実施について、林業については、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を発出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に加入勧奨を実施したことに加えて、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターが実施する「水源林整備事務所における会議」での、パンフレット配付を順次実施した。このように、関係官庁等の協力を得て、効率的かつ効果的な対策を講じたが、林業従事者数は、平成2年度に10.0万人であったところ、平成27年度には4.5万人まで減少した上に、令和2年度は4.4万人まで減少しており、また、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）の割合も減少しているという厳しい状況にある中、加入促進は非常に困難な状況であり、加入実績は目標数9,500人に対し8,089人となり、達成率は85.1%となった。</p> <p>以上のとおり、加入目標数を除いた項目については、おおむね目標を達成していることから、B評価とする。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。ただし、今後行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は、上記によらず、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、2018（平成30）年度末までに検討し、必要に応</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、各年度において、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。ただし、今後行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は上記によら</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 ・見直し後の累積欠損金解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。 	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的な運用を基本として実施した。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託運用部分の収益率については各資産の収益率は、何れも概ねベンチマーク並みの水準となった（ベンチマーク収益率に対する達成率はすべて9割以上）。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託運用部分について各資産の収益率何れも概ねベンチマーク並みの水準となり、中期的に林退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保した。 ・令和2年4月1日より清退共の合同運用開始に伴い、基本ポートフォリオの見直しを行った。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共が実施した平成30年度から令和元年度において、マネジャー・ストラクチャー見直しの際に資産運用委員会で行われた審議内容を踏まえた新たな評価体系を導入し適用した。なお、令和2年度の決算では、資産運用の委託運用において大きな収益を計上し、累積欠損金解消計画で定める解消額を上回った。 また、新たな累積欠損金解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表した。 ・流動性の確保 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、「臨時資産運用委員会」の承認を得た上で、令和2年5月以降大部分の満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後3月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから、「資産運用委員会」の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。 ・基本ポートフォリオ見直し ・基本ポートフォリオ定例検証の結果、資産運用委員会から見直しの必要性を指摘されたことを踏まえ、令和3年度に基本ポートフォリオを見直すこととなった。 ・中退共事業との合同運用部分の割合について 令和元年度に行った資産運用委員会における中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、合同運用の運用額を約1億円増額した。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落する局面があったが、委託運用部分の利回りはプラスを確保した。 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルな物価上昇や、インフレ抑制のため海外主要中央銀行が急ピッチで利上げを実施したこと等から、世界的に金利が上昇し、内外債券相場が下落したことを主因に、委託運用部分の利回りはマイナスとなった。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本ポートフォリオ変更に伴う改正 <p>令和3年10月1日付で新基本ポートフォリオに移行すると共にホームページ上で对外公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用の基本方針 以下の改定を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本ポートフォリオ変更に伴う改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託運用部分について、各資産の収益率は、5年間通算では4資産すべてにおいて、ベンチマークを上回る収益率を確保した。 ・令和2年度において、新たな累積欠損金解消計画を策定し、公表した。 令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。 <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。 ロシアのウクライナ侵攻等資産運用に係る重要事項発生時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適切に対応が採れるように備えると共に、運用受託機関の評価にも活用している。 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施してい 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。 ロシアのウクライナ侵攻時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適切な対応を行った。 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容について、年1回の定期報告会などで報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトッ 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。 ロシアのウクライナ侵攻等資産運用に係る重要事項発生時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適切な対応を行った。 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容について、年1回の定期報告会などで報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトッ
---	--	--	---	--	--	--

じて見直しを行うこと。

ず、被共済者の実態調査を2018（平成30）年度に行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、同年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行う。

・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。

・財政検証（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合をどの程度まで高くできるかについて、2018（平成30）年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行ったか。

○パフォーマンス状況

超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間年率	達成率
<評価>							-
国内債券	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	△0.02%	0.13%	133.69%
国内株式	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.34%	0.40%	107.00%
外国債券	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.88%	0.26%	114.25%
外国株式	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	△0.43%	0.25%	101.74%
合計	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.13%	0.14%	-

※1 超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

※2 令和3年10月に基本ポートフォリオの改定を行った。

令和2年4月1日改定基本ポートフォリオ
（期待収益率0.91%、標準偏差1.72%）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分	81.3%	6.6%	9.1%	3.0%

令和3年10月1日改定基本ポートフォリオ
（期待収益率0.93%、標準偏差1.75%）

	自家運用 （簿価）	委託運用（時価）			
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分	60.8%	19.9%	3.5%	8.6%	7.2%
委託運用資産内資産配分	-	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%
委託運用資産に対する乖離許容率	-	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%

各年度の基本ポートフォリオの検証結果は、次のとおり。

【平成30年度】

・下方リスクが許容範囲内に収まっていることや、効率性の顕著な低下がみられない事が確認された。この検証結果を踏まえ、「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。

【令和元年度】

・令和2年度から中退共との合同運用部分の増額に伴い、基本ポートフォリオの見直しを行った。

【令和2年度】

・委託資産の増額に伴い資産運用の基本方針の改正及び基本ポートフォリオを変更した。

【令和3年度】

・中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、合同運用増額を実施し、基本ポートフォリオの見直しを実施した。また、基本ポートフォリオの検証を行い、見直し後の基本ポートフォリオを基に今年度策定された累積欠損金解消計画に沿って令和30年度に累積欠損金解消予定であることを報告した。この検証結果を踏まえ、「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。

【令和4年度】

・最新の金融・経済情勢を踏まえ、重要な前提条件の変化の有無や、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。

る。

・運用受託機関について、前回の見直しから長期間が経過しその構成に偏りが生じてきたことから見直しを行うこととし、資産運用委員会での審議内容を踏まえて、スタイル分散を行なった。

【平成30年度】国内債券及び外国債券アクティブ運用の運用受託機関を選定

【令和元年度】国内株式及び外国株式アクティブ運用の運用受託機関を選定。

【令和2年度】国内債券・外国債券・国内株式・外国株式パッシブ運用の運用受託機関・管理受託機関を選定。契約形態の見直しも行き、委託手数料の大幅な低減も実現。

・累積欠損金処理の取組については、令和元年度においては、財政検証のとりまとめが完了しなかったため、累積欠損金解消計画の見直しは実施しなかった。

令和2年8月に労働政策審議会において財政検証がとりまとめられた。機構では、検証に先立ち、林退共の運営状況や林業業界の様々なデータを整理し、累積欠損金解消のリスク要素について分析し、被共済者数の維持・増加が必要であるとの結論に至った。さらに、機構内の分析結果及びその帰結としての短期、中期、長期、中でも中期、長期の加入促進策を策定し、PDCAサイクルを回すことの重要性について、林業業界、林野庁、厚生労働省と共通認識を形成した。

これらの取組の結果、中期目標では、累積欠損金解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表し

社のトップと意見交換を行っている。
・平成30年度から令和2年度にかけてマネジャー・ストラクチャーの見直しを行った。

・財政検証がとりまとめられてから3ヶ月後に、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表した。また、中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、令和2年度より合同運用の運用額を約1億円増額した。

プマネジメント等と意見交換を行っている。
・平成30年度から令和2年度にかけてマネジャー・ストラクチャーの見直しを行った。

・財政検証がとりまとめられてから3ヶ月後に、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表した。また、中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、令和2年度より合同運用の運用額を約1億円増額した。

<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p>	<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。 ・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。 ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。 	<p>ただし、中退共と合同運用している委託運用部分については、中退共と同一の内容とする。</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けた。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用の基本方針の記述を第4期中期計画の目標に合致するよう改正した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度より清退共の合同運用開始に伴い資産運用の基本方針の改正及び基本ポートフォリオを変更した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託資産の増額に伴い資産運用の基本方針の改正及び基本ポートフォリオを変更した。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共と合同運用している委託運用部分の変更に伴い、基本ポートフォリオの見直しについて「資産運用委員会」で審議を行い、基本ポートフォリオ変更を行った。 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資産運用企画会議」を四半期毎に開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づく資産運用結果等を分析するとともに、四半期毎の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。また、シリコンバレー銀行・シグネチャー銀行破綻時には、臨時会議を開催し、状況の把握と対応方針の審議・決定を行った。 <p>i) 「資産運用企画会議」の開催</p> <p>「資産運用企画会議」を四半期ごとに開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づく資産運用結果等を分析するとともに、四半期ごとの運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。</p> <p>ロ 「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況について随時報告し、審議を受けた。また、資産運用結果について審議を受け、委員の助言も踏まえて公表内容を改善した。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告</p> <p>四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。</p> <p>【平成30年度】 8回</p> <p>【令和元年度】 7回</p> <p>【令和2年度】 10回</p> <p>【令和3年度】 8回</p> <p>【令和4年度】 5回</p> <p>ii) 情報公開</p> <p>退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、「資産運用委員会」に報告するとともに、機構ホームページに公表した。主な公表内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨（平成29年度～令和4年度） ・資産運用委員会議事録（平成27年度第1～第2回） ・四半期毎の運用実績及び運用資産の構成状況 ・年度毎の資産運用残高及び利回り状況等 ・年度毎の資産運用結果報告 ・スチュワードシップ活動状況の概要（平成29年7月～令和3年6月） ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂版の受入れについて（令和2年度） ・合同運用資産のパッシブ運用に係る運用受託機関および管理受託機関の見直しについて— 	<p>た。</p> <p>なお、令和元年度に行った、中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、令和2年度より約1億円増額することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。 ・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。 ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） ・財政検証に必要な期待リターン、リスク及び相関係数（令 	<ul style="list-style-type: none"> ・「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。 ・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。 ・月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。 ・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。 ・月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。
--	--	---	--	--	--	--

<p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収</p>	<p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行う。また、見直し後の解消計画において、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額を定め、着実に解消を図る。</p> <p>【重要度</p>	<p>・平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ったか。</p>	<p>選考過程・結果の総括一（令和2年度）</p> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。 ・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） ・財政検証に必要な期待リターン、リスク及び相関係数（令和元年度、令和2年度）</p> <p>主に以下の項目について「資産運用委員会」の審議の結果を反映させた。 【平成30年度】 ・運用受託機関の評価方法等 ・資産運用の基本方針の改正 【令和元年度】 ・自家運用対象債券の拡充 【令和2年度】 ・基本ポートフォリオの変更 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明 【令和3年度】 ・基本方針の改定 ・基本ポートフォリオの見直し 【令和4年度】 ・経理ごとに制定されていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定</p> <p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>累積欠損金処理の取組について、累積欠損金解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画を策定・公表（令和2年11月）した。令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。 年度別の内訳をみると、令和2年度にコロナ禍対応として取られた世界的な緩和的金融政策の下で、金利低下による債券価格上昇と、潤沢な流動性による内外株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したものである。一方、令和3年度、令和4年度については、金融政策の転換による相場の反転下落により委託運用部分の収益が悪化したことに加え、令和3年度は予定運用利回り引下げに伴う技術的な責任準備金増加※等のため、累積欠損金額は増加した。 結果的に、令和4年度末はトータルとして累積剰余金目安額を上回る結果となったが、累積損失を抱える運用機関の基本ポートフォリオとしては過大なリスクを抱える中、毎年のパフォーマンスは振れが大きくなっており、累積損失額が再び大きく膨らむリスクを内包している。このようなリスクを抱える中、「Iの第1のIの4 林業退職金共済事業（3）加入促進対策の効果的実施 ③加入目標数」に記載したとおり、加入促進も非常に厳しい状況にあることから、改めて制度のあり方の検討が必要と考えられる。 ※令和3年度は、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加した。</p>	<p>和元年度、令和2年度）</p> <p>・累積欠損金処理の取組について、累積欠損金解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画を策定・公表（令和2年11月）した。令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。 年度別の内訳をみると、令和2年度にコロナ禍対応として取られた世界的な緩和的金融政策の下で、金利低下による債券価格上昇と、潤沢な流動性による内外株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したものである。一方、令和3年度、令和4年度については、金融政策の転換による相場の反転下落により委託運用部分の収益が悪化したことに加え、令和3年度は予定運用利回り引下げに伴う技術的な責任準備金増加※等のため、累積欠損金額は増加した。</p>	<p>・令和3年度末における累積欠損金は、見直し後の累積欠損金解消計画で定める目安額を上回っている。</p>	<p>・令和4年度末における累積欠損金は、見直し後の累積欠損金解消計画で定める目安額を上回っている。</p>
---	---	--	--	--	--	--

<p>益率)を確保すること。 見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。(財政検証の翌年度以降)</p> <p>【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオを①の目標を達成し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。 見直し後の解消計画に基づき、累積欠損金の着実な解消が必要であることから、指標として設定することとする。</p> <p>【重要度 高、難易度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。 また、累積欠損金解消計画の</p>	<p>高、難易度高】</p>							<p>結果的に、令和4年度末はトータルとして累積剰余金目安額を上回る結果となったが、累積損失を抱える運用機関の基本ポートフォリオとしては過大なリスクを抱える中、毎年のパフォーマンスは振れが大きくなっており、累積損失額が再び大きく膨らむリスクを内包している。このようなリスクを抱える中、「Iの第1のIの4 林業退職金共済事業(3) 加入促進対策の効果的実施 ③加入目標数」に記載したとおり、加入促進も非常に厳しい状況にあることから、改めて制度のあり方の検討が必要と考えられる。 ※令和3年度は、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ(令和3年10月実施)前の利回りが保全されるよう調整した分が増加した。</p>			
---	-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組みも含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p>【指標】</p> <p>長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間の最終年度まで</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済</p>	<p><定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。 	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。</p> <p>前中期目標期間終了時 2,259人</p> <p>【平成30年度末】 2,128人 (△131人)</p> <p>【令和元年度末】 2,151人 (△108人)</p> <p>【令和2年度末】 2,125人 (△134人)</p> <p>【令和3年度末】 2,131人 (△128人)</p> <p>【令和4年度末】 2,110人 (△149人)</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。</p> <p>通知件数 8,089件</p> <p>【平成30年度】 1,735件</p> <p>【令和元年度】 1,548件</p> <p>【令和2年度】 1,545件</p> <p>【令和3年度】 1,668件</p> <p>【令和4年度】 1,593件</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。</p> <p>更新件数 76,675件</p> <p>【平成30年度】 15,705件</p>	<p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・被共済者の重複加入が少数であることから、重複加入が疑われる被共済者に対し支部職員及び本部職員による重複加入に係る電話調査を行い、注意喚起を実施した。その結果、中期計画中27人について重複を解消し、退職金請求時の支給漏れを防止した。 <p>平成30年度 退職者1,577人 うち重複解消者11人 金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し支部職員及び本部職員による重複加入に係る電話調査を行い、注意喚起を実施した。
--	--	---	---	--	--	--

<p>に、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2014（平成26）年度末 2,369人、2015（平成27）年度末 2,338人、2016（平成28）年度末 2,294人、2017（平成29）年12月末 2,242人</p>	<p>者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の年齢構成等を把握・分析し、長期未更新者のうち住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ホ 2018（平</p>	<p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。</p>	<p>【令和元年度】 15,703件 【令和2年度】 15,541件 【令和3年度】 15,084件 【令和4年度】 14,642件</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 調査108件、手帳更新17件、退職金請求29件 【令和元年度】 調査161件、手帳更新22件、退職金請求24件 【令和2年度】 調査144件、手帳更新40件、退職金請求20件 【令和3年度】 調査129件、手帳更新18件、退職金請求32件 【令和4年度】 調査132件、手帳更新13件、退職金請求33件 計 手帳更新110件、退職金請求138件</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 調査96件、手帳更新26件、退職金請求13件 【令和元年度】 調査30件、手帳更新1件、退職金請求3件 【令和2年度】 調査43件、手帳更新3件、退職金請求3件 【令和3年度】 調査70件、手帳更新3件、退職金請求7件 【令和4年度】 調査41件、手帳更新1件、退職金請求4件 計 手帳更新34件、退職金請求30件</p> <p>ニ 被共済者の年齢構成等を把握・分析し、長期未更新者のうち住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した（平成30年度、令和元年度）。</p> <p>ホ 平成30年度に実施した被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共</p>	<p>額9,190,756円 令和元年度 退職者1,352人 うち重複解消者1人 金額405,015円 令和2年度 退職者1,262人 うち重複解消者8人 金額7,352,630円 令和3年度 退職者1,264人 うち重複解消者2人 金額1,190,204円 令和4年度 退職者1,256人 うち重複解消者5人 金額3,327,554円</p> <p>・ホームページや事業主団体の広報誌等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p>	<p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p>	<p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p>
--	--	---	---	---	--	--

	<p>成 30) 年度に実施する被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施する。</p> <p>へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を</p>	<p>済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施した(平成 30 年度、令和元年度)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金請求者数 225 人 【平成 30 年度】 220 人 【令和元年度】 5 人 <p>へ 毎年度、被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し支部職員ならびに本部職員による電話調査により注意喚起を行った。</p> <p>(退職時重複チェック)</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成 30 年度】</td> <td>退職者 1,577 人</td> <td>うち重複解消者 11 人</td> <td>金額 9,190,756 円</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>退職者 1,352 人</td> <td>うち重複解消者 1 人</td> <td>金額 405,015 円</td> </tr> <tr> <td>【令和 2 年度】</td> <td>退職者 1,262 人</td> <td>うち重複解消者 8 人</td> <td>金額 7,352,630 円</td> </tr> <tr> <td>【令和 3 年度】</td> <td>退職者 1,264 人</td> <td>うち重複解消者 2 人</td> <td>金額 1,190,204 円</td> </tr> <tr> <td>【令和 4 年度】</td> <td>退職者 1,256 人</td> <td>うち重複解消者 5 人</td> <td>金額 3,327,554 円</td> </tr> </table> <p>ト 事業主団体の広報誌、ポスターにより、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成 30 年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・「森林組合」 ・各振興山村の広報誌 (掲載 218 自治体) 【令和元年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・「森林組合」 ・各振興山村の広報誌 (掲載 226 自治体) 【令和 2 年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・「森林組合」 ・各振興山村の広報誌 (掲載 202 自治体) 【令和 3 年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・「森林組合」 ・「林材安全」 ・各振興山村の広報誌 (掲載 178 自治体) 【令和 4 年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・「森林組合」 ・「林材安全」 ・各振興山村の広報誌 (掲載 155 自治体) <p>チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成 30 年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる注意喚起 【令和元年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる注意喚起 ・文書による注意喚起 3,245 所 (全契約者) 	【平成 30 年度】	退職者 1,577 人	うち重複解消者 11 人	金額 9,190,756 円	【令和元年度】	退職者 1,352 人	うち重複解消者 1 人	金額 405,015 円	【令和 2 年度】	退職者 1,262 人	うち重複解消者 8 人	金額 7,352,630 円	【令和 3 年度】	退職者 1,264 人	うち重複解消者 2 人	金額 1,190,204 円	【令和 4 年度】	退職者 1,256 人	うち重複解消者 5 人	金額 3,327,554 円			
【平成 30 年度】	退職者 1,577 人	うち重複解消者 11 人	金額 9,190,756 円																						
【令和元年度】	退職者 1,352 人	うち重複解消者 1 人	金額 405,015 円																						
【令和 2 年度】	退職者 1,262 人	うち重複解消者 8 人	金額 7,352,630 円																						
【令和 3 年度】	退職者 1,264 人	うち重複解消者 2 人	金額 1,190,204 円																						
【令和 4 年度】	退職者 1,256 人	うち重複解消者 5 人	金額 3,327,554 円																						

<p>行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。</p>	<p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。</p> <p>林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うことと</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間における新たに加入する被共済者数の目標を、9,500人以上とする。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。 	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる注意喚起 ・文書による注意喚起 3,216 所（全契約者） <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる注意喚起 ・文書による注意喚起 3,255 所（全契約者） <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる注意喚起 ・文書による注意喚起 3,266 所（全契約者） <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振興山村の市町村に対し林業界での就労経験者へ退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の呼びかけを広報誌に掲載依頼した。 <p>【平成30年度】 734 自治体 【令和元年度】 734 自治体 【令和2年度】 734 自治体 【令和3年度】 734 自治体 【令和4年度】 734 自治体</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講じた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期中期計画期間の加入目標9,500人に対し、加入実績8,089人（目標達成率85.1%）となった。 <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を発出した。 ・国有林野事業の受託事業体 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 35件 【令和元年度】 36件 【令和2年度】 49件 【令和3年度】 54件 【令和4年度】 33件 ・意欲と能力のある林業経営 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を発出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出した。ま 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を発出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出した。ま
--	---	--	--	---	--	--

<p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）9,048人 ※ 実績値 2013（平成25）年度：1,736人、2014（平成26）年度：1,820人、2015（平成27）年度：2,372人、2016（平成28）年度：1,768人</p>	<p>する。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。</p>		<p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。</p> <p>【平成30年度】 ・全国林材業労働災害防止大会において、大会誌へ記事掲載。 ・加入促進強化月間の協力依頼を通じて、制度への加入促進を要請した。</p> <p>【令和元年度】 ・全国林材業労働災害防止大会において会場内ポスターの掲示、大会誌へ記事掲載。 ・加入促進強化月間の協力依頼を通じて、制度への加入促進を要請した。</p> <p>【令和2年度】 ・全国林材業労働災害防止大会において会場内ポスターの掲示、大会誌へ記事掲載をお願いしているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となったため、主催協会の機関誌「林材安全」に広報記事掲載を要請した。 ・加入促進強化月間の協力依頼を通じて、制度への加入促進を要請した。</p> <p>【令和3年度】 ・全国林材業労働災害防止大会において会場内ポスターの掲示、大会誌へ記事掲載をお願いしている。また、主催協会の機関誌「林材安全」に広報記事掲載を要請した。 ・加入促進強化月間の協力依頼を通じて、制度への加入促進を要請した。</p> <p>【令和4年度】 ・全国林材業労働災害防止大会において会場内ポスターの掲示、大会誌へ記事掲載をお願いしている。また、主催協会の機関誌「林材安全」に広報記事掲載を要請した。 ・加入促進強化月間の協力依頼を通じて、制度への加入促進を要請した。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>・既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。</p> <p>【平成30年度】 3,264件 【令和元年度】 3,245件 【令和2年度】 3,216件 【令和3年度】 3,255件 【令和4年度】 3,266件</p> <p>・林野庁の協力（履行指導の要請）のもと「国有林野事業の受託事業体」に対する履行確保について文書により実施した。</p> <p>【平成30年度】 既加入事業所 196所 【令和元年度】 既加入事業所 227所 【令和2年度】 既加入事業所 187所 【令和3年度】 既加入事業所 228所 【令和4年度】 既加入事業所 214所</p> <p>「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を发出了。</p> <p>・国有林野事業の受託事業体 【平成30年度】 35件 【令和元年度】 36件</p>	<p>体</p> <p>【令和元年度】 515件※ 【令和2年度】 122件 【令和3年度】 148件 【令和4年度】 146件</p> <p>・育成を図る林業経営体 【令和2年度】 85件 【令和3年度】 90件 【令和4年度】 85件</p> <p>※令和元年度については、「育成を図る林業経営体」に係る分は「意欲と能力のある林業経営体」に係る分を含む。</p> <p>なお、既加入事業所に対して、期間雇用者を雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を发出了した。</p> <p>【平成30年度】 3,264件 【令和元年度】 3,245件 【令和2年度】 3,216件 【令和3年度】 3,255件 【令和4年度】 3,266件</p> <p>また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請した。</p> <p>加えて、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体にも加入勧奨を実施した。</p> <p>【令和3年度:92団体 令和4年度:87団体】</p> <p>その他、林業従事者が多いと思われる振興山村指定の全自治体に対し、広報記事掲載の要請等を実施した。</p> <p>【平成30年度～令和4年度：734自治体】</p> <p>さらに、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKに対し制度の普及促進に係る放送（映）の依頼を各事業本部間相互に連携して実施した。</p> <p>【平成30年度～令和4年度：54支局】</p> <p>しかし、林業従事者数は、平成2年度に10.0万人であったところ、平成27年度には4.5万人まで減少した上に、令和2年度は4.4万人まで減少しており、また、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日</p>	<p>よう依頼通知を发出了した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体にも加入勧奨を実施する等の取組を行った。これらにより、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講じた。</p> <p>なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKに対し、制度の普及促進に係る放送（映）の依頼を各事業本部間相互に連携して実施した。</p>	<p>た、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体にも加入勧奨を実施する等の取組を行った。</p> <p>これらにより、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講じた。</p> <p>なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKに対し、制度の普及促進に係る放送（映）の依頼を各事業本部間相互に連携して実施した。</p>
--	---	--	--	---	---	---

	<p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策</p>	<p>【令和2年度】 49件 【令和3年度】 54件 【令和4年度】 33件</p> <p>・意欲と能力のある林業経営体 【令和元年度】 515件※ 【令和2年度】 122件 【令和3年度】 148件 【令和4年度】 146件</p> <p>・育成を図る林業経営体 【令和2年度】 85件 【令和3年度】 90件 【令和4年度】 85件</p> <p>※令和元年度については、「育成を図る林業経営体」に係る分は「意欲と能力のある林業経営体」に係る分を含む。</p> <p>・一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体へ加入勧奨を実施した。 【令和3年度:92団体 令和4年度:87団体】</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。 【平成30年度】 ・ブロック林材業安全管理推進会議 ・雇用管理セミナー ・岩手林業アカデミー 【令和元年度】 ・ブロック林材業安全管理推進会議 ・林業労働災害撲滅キャンペーン ・雇用管理セミナー 【令和2年度】 ・ブロック林材業安全管理推進会議 ・林業労働災害撲滅キャンペーン ・雇用管理セミナー 【令和3年度】 ・ブロック林材業安全管理推進会議 ・林業労働災害撲滅キャンペーン ・雇用管理セミナー ・全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会に対し、「国有林野事業受託事業体より抽出した未加入事業主」等の未加入者の加入促進について協力を要請。 【令和4年度】 ・ブロック林材業安全管理推進会議 ・林業木材産業作業安全講習会 ・林業就業支援事業研修会 ・国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターは水源林造成事業を実施しており、同センターが開催する「水源林整備事務所における事業運営会議」での、パンフレット配付を順次実施しているところである。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p>	<p>数の少ない労働者)の割合も減少しているという厳しい状況にある中、加入促進は非常に困難な状況であり、加入目標数の達成率は85.1%となった。</p> <p><今後の課題(見込評価時)> 加入促進対策について、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。</p> <p><今後の課題の対応> ・一人親方の加入も可能・中退共制度等からの通算も可能といった林退共制度の特徴をアピールしたリーフレットを作成した。加えて、一人親方への加入促進用リーフレットも作成し、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨を実施した。</p> <p>国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターは水源林造成事業を実施しており、同センターが開催する「水源林整備事務所における事業運営会議」での、パンフレット配付を順次実施しているところである(令和5年2月より開始し3月までに計21水源林整備事務所へ計862部配付)。</p>		
--	---	--	--	--	--

	<p>の実施</p> <p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>	<p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び林野庁の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体等による広報記事掲載 「森林組合」 NHKへの放送（映）依頼 「国有林野事業の受託事業体」に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。 林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体等による広報記事掲載 「森林組合」 「林材安全」 NHKへの放送（映）依頼 「国有林野事業の受託事業体」及び「意欲と能力のある林業経営体」に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。 林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体等による広報記事掲載 「森林組合」 「林材安全」 NHKへの放送（映）依頼 林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していただいた上で、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。 林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体等による広報記事掲載 「森林組合」 「林材安全」 NHKへの放送（映）依頼 林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していただいた上で、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。 林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体等による広報記事掲載 「森林組合」 「林材安全」 NHKへの放送（映）依頼 林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していただいた上で、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。 林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 			
--	--	---	--	--	--

	<p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策</p>		<p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国森林組合連合会が開催する「緑の雇用」事業全国担当者会議等で加入勧奨を要請した。 ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国森林組合連合会が開催する「緑の雇用」事業全国担当者会議等で加入勧奨を要請した。 ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和 2 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和 3 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和 4 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 ・国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターは水源林造成事業を実施しており、同センターが開催する「水源林整備事務所における事業運営会議」での、パンフレット配付を順次実施しているところである。 <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も踏まえ、加入勧奨を実施した。</p> <p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係業界団体等で構成する「林業退職金共済事業の安定的運営に向けた検討委員会」において、林業界の産業・雇用環境などの実態を踏まえた加入促進対策について検討審議した(6/19、2/27 開催)。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意欲と能力のある林業経営者」へ、加入勧奨を実施し、「林業労働災害撲滅キャンペーン」の場を活用して制度の周知と加入勧奨を要請した。 <p>【令和 2 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政検証を踏まえ、累積欠損金解消計画を策定。 ・林野庁に依頼し、林野庁より各都道府県関係部署に林退共制度加入促進への協力通知文書を発出。 ・「意欲と能力のある林業経営体」、「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施。 ・各地域の林業関係者に対しアンケート調査を行った。 <p>【令和 3 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体(92 団体)に対し、加入勧奨を実施した。 ・全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会(森林労連)に対し、「国有林野事業受託事業体より抽出した未加入事業主」等の未加入者の加入促進について協力を要請した。 			
--	---	--	---	--	--	--

<p>の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び林業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に</p>	<p>の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び林業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。 	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の参与会において、加入促進に係る周知についての意見があったため、令和4年度に一人親方の加入も可能・中退共制度等からの通算も可能といった林退共制度の特徴をアピールしたリーフレットを作成した。加えて、一人親方への加入促進用リーフレットも作成した。その旨を3月の参与会で同リーフレットのデザインとともに報告した。 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターは水源林造成事業を実施しており、同センターが開催する「水源林整備事務所における事業運営会議」での、パンフレット配付を順次実施しているところである（令和5年2月より開始し、3月までに計21水源林整備事務所へ計862部配付。）。 <p>③ 加入目標数</p> <p>第4期中期期間の加入目標9,500人に対し、加入実績8,089人となった（達成率85.1%）。林業については、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を发出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を发出した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に加入勧奨を実施したことに加えて、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターが実施する「水源林整備事務所における会議」での、パンフレット配付を順次実施した。このように、関係官庁等の協力を得て、効率的かつ効果的な対策を講じたが、林業従事者数は、平成2年度に10.0万人であったところ、平成27年度には4.5万人まで減少した上に、令和2年度は4.4万人まで減少しており、また、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）の割合も減少しているという厳しい状況にある中、加入促進は非常に困難な状況であり、加入実績は目標数9,500人に対し8,089人となり、達成率は85.1%となった。</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>1,735件</td> <td>(達成率91.3%)</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>1,548件</td> <td>(達成率81.5%)</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>1,545件</td> <td>(達成率81.3%)</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>1,668件</td> <td>(達成率87.8%)</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】</td> <td>1,593件</td> <td>(達成率83.8%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,089件</td> <td></td> </tr> </table> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところである。 諸様式等の見直しについて、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図った。</p> <table border="0"> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>・元号改正に伴う変更</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>・押印廃止に伴う変更</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>・直接入力可能な申請書様式に修正 (掛金助成共済手帳更新申請書、共済手帳更新申請書、退職金請求書)</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】</td> <td></td> </tr> </table>	【平成30年度】	1,735件	(達成率91.3%)	【令和元年度】	1,548件	(達成率81.5%)	【令和2年度】	1,545件	(達成率81.3%)	【令和3年度】	1,668件	(達成率87.8%)	【令和4年度】	1,593件	(達成率83.8%)	合計	8,089件		【令和元年度】	・元号改正に伴う変更	【令和2年度】	・押印廃止に伴う変更	【令和3年度】	・直接入力可能な申請書様式に修正 (掛金助成共済手帳更新申請書、共済手帳更新申請書、退職金請求書)	【令和4年度】		<ul style="list-style-type: none"> 退職金請求について、毎年度、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。 中期期間中における林退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。 【平成30年度】 357,679件 (1,117.8%) 【令和元年度】 355,342件 (1,110.4%) 【令和2年度】 389,729件 (1,217.9%) 【令和3年度】 	
【平成30年度】	1,735件	(達成率91.3%)																													
【令和元年度】	1,548件	(達成率81.5%)																													
【令和2年度】	1,545件	(達成率81.3%)																													
【令和3年度】	1,668件	(達成率87.8%)																													
【令和4年度】	1,593件	(達成率83.8%)																													
合計	8,089件																														
【令和元年度】	・元号改正に伴う変更																														
【令和2年度】	・押印廃止に伴う変更																														
【令和3年度】	・直接入力可能な申請書様式に修正 (掛金助成共済手帳更新申請書、共済手帳更新申請書、退職金請求書)																														
【令和4年度】																															

<p>当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前目標期間中（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30日</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p>【指標】</p>	<p>要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの林退共</p>	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p><その他の指標> >なし</p> <p><評価の視点> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相</p>	<p>・直接入力可能な申請書様式に修正（共済契約申込書、共済手帳申込書）</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、毎年度受付から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 中期期間中における林退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。 【平成30年度】 357,679件（1,117.8%） 【令和元年度】 355,342件（1,110.4%） 【令和2年度】 389,729件（1,217.9%） 【令和3年度】 536,287件（1,675.9%） 【令和4年度】 537,272件（1,679.0%）</p>	<p>536,287件（1,675.9%） 【令和4年度】 537,272件（1,679.0%）</p> <p>・運営委員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。 なお、林退共事業の運営に対する意見・要望として、令和4年度3月に開催の運営委員会において将来的な共済証紙のキャッシュレス化・ペーパーレス化の考えがあるのかという意見が出されたため、建退共の電子化の進捗状況を見ながら検討することとした。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。</p> <p><評価の視点に対する措置> ・加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところである。 諸様式等の見直しについて、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図った。 【令和元年度】 ・元号改正に伴う変更 【令和2年度】 ・押印廃止に伴う変更 【令和3年度】 ・直接入力可能な申請書様式に修正 （掛金助成共済手帳更新申請書、共済手帳更新申請書、退職金請求書） 【令和4年度】 ・直接入力可能な申請書様式に修正 （共済契約申込書、共済手帳申込書）</p> <p>・加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサ</p>	<p>・加入者が行う諸手続について、ホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し、加入者の利便性の向上を図った。</p> <p>・加入者等に対する相談対応については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対</p>	<p>・加入者が行う諸手続について、ホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し、加入者の利便性の向上を図った。</p> <p>・加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対</p>
---	---	---	--	---	--	---

<p>ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：32,557件</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p>	<p>制度の情報に関するアクセス件数を毎年度3万2千件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や研究会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査</p>	<p>談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や研究会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応した。また、令和3年度の研究会において、加入促進に係る周知についての意見があったため、令和4年度に一人親方の加入も可能・中退共制度等からの通算も可能といった林退共制度の特徴をアピールしたリーフレットを作成した。加えて、一人親方への加入促進用リーフレットも作成した。その旨を3月の研究会で2つのリーフレットのデザインとともに報告した（前述の、森林整備センターの会議でも同リーフレットを配付した。）。</p> <p>・中退共・特退共合同研究会 【平成30年度】 2回（11/28、3/22） 【令和元年度】 1回（11/11） 【令和2年度】 2回（11/27 書面開催、3/29 書面開催） 【令和3年度】 2回（11/26、3/28） 【令和4年度】 2回（11/28、3/27）</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整備した。 【平成30年度】 事業季報 130号、131号、132号、133号 【令和元年度】 事業季報 134号、135号、136号、137号 【令和2年度】 事業季報 138号、139号、140号、141号 【令和3年度】 事業季報 142号、143号、144号、145号 【令和4年度】 事業季報 146号、147号、148号、149号</p>	<p>サービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p>	<p>してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p>	<p>てストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p>
---	---	---	---	--	---

<p>と。</p> <p>【目標設定等の考え方】 林退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>ハ 運営委員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。なお、林退共事業の運営に対する意見・要望として、令和4年度3月に開催の運営委員会において将来的な共済証紙のキャッシュレス化・ペーパーレス化の考えがあるのかという意見が出されたため、建退共の電子化の進捗状況を見ながら検討することとした。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。</p> <p>・運営委員会 【平成30年度】 2回 (6/25、3/20) 【令和元年度】 2回 (6/24、3月書面開催) 【令和2年度】 3回 (6/30書面開催、10/23書面開催、3/12書面開催) 【令和3年度】 2回 (6/28、3/18) 【令和4年度】 3回 (6/28、8/8書面開催、3/17)</p>	<p>・運営委員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。なお、林退共事業の運営に対する意見・要望として、令和4年度3月に開催の運営委員会において将来的な共済証紙のキャッシュレス化・ペーパーレス化の考えがあるのかという意見が出されたため、建退共の電子化の進捗状況を見ながら検討することとした。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。</p>	<p>・運営委員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。事業の運営に対する意見・要望等を聴取し事業の運営に反映させた。</p> <p><今後の課題> 加入促進対策について、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。</p>	<p>・運営委員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。</p> <p><今後の課題> 加入促進対策について、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。</p>
--	---	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的实施 3 財務運営		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第2項
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
貸付決定までの審査期間	財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下		3.99日	4.02日	4.11日	4.08日	3.97日	予算額 （千円）	217,225,361	199,832,576	194,137,613	159,963,468	154,432,673
同上【達成度】			【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	決算額 （千円）	170,129,734	154,733,571	148,625,178	112,831,866	107,096,755
財形持家融資等に関する相談受付件数	毎年度700件以上		752件	728件	656件	710件	566件	経常費用 （千円）	2,310,438	1,996,894	1,798,840	1,742,727	1,595,140
同上【達成度】			【107.4%】	【104.0%】	【93.7%】	【101.4%】	【80.9%】	経常利益 （千円）	705,394	572,196	352,232	185,094	181,255
財形持家融資の新規借入申込件数	中期目標期間中の合計で2,080件以上		平成30年度目標502件以上 実績：666件	令和元年度目標454件以上 実績：873件	令和2年度目標410件以上 実績：753件	令和3年度目標371件以上 実績：589件	令和4年度目標343件以上 実績：501件	行政コスト （千円）	-	1,997,070	1,799,591	1,743,336	1,601,676
同上【達成度】			【132.7%】	【192.3%】	【183.7%】	【158.8%】	【146.1%】	行政サービス実施コスト （千円）	△728,864	-	-	-	-
ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数	毎年度31万件以上		648,489件	678,628件	800,601件	862,953件	1,337,918件	従事人員数	21	21	21	21	21
同上【達成度】			【209.2%】	【218.9%】	【258.3%】	【278.4%】	【431.6%】						
ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）	毎年度80%以上		73.3%	81.9%	83.1%	81.0%	89.6%						
同上【達成度】			【91.6%】	【102.4%】	【103.9%】	【101.3%】	【112.0%】						

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価					
			業務実績		自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)			
II 財産形成促進事業	II 財産形成促進事業		II 財産形成促進事業				<自己評価>		評価	B	評価	B
<p>1 融資業務の着実な実施</p> <p>融資業務の運営に当たっては、勤労者世帯の持家取得について、自営業主世帯に比べて立ち後れが見られることに鑑み、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。</p> <p>また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により中期計画に定める審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。</p> <p>【指標】 貸付決定までの審査期間について、財形持家</p>	<p>1 融資業務の着実な実施</p> <p>融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、貸付金利については、転貸貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定する。なお、その際には、業務経費の削減を通じたスプレッドの抑制に努めつつ、制度の安定性を損なうことのないよう適切なスプレッドの設定に配慮する。</p> <p>調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性を検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施する。</p> <p>また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施すること。</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。 ・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。 ・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。 	<p>1 融資業務の着実な実施</p> <p>貸付金利については、資金の調達にかかる金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定した。</p> <p>【平成30年度】 4月 0.67% 7月 0.67% 10月 0.71% 1月 0.67%</p> <p>【令和元年度】 4月 0.64% 7月 0.59% 10月 0.53% 1月 0.70%</p> <p>【令和2年度】 4月 0.59% 7月 0.67% 10月 0.70% 1月 0.68%</p> <p>【令和3年度】 4月 0.72% 7月 0.69% 10月 0.68% 1月 0.69%</p> <p>【令和4年度】 4月 0.75% 7月 0.82% 10月 0.80% 1月 0.87%</p> <p>調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性等に関する検証を行っているところである。</p> <p>勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品設計面での工夫として、以下の見直しを行った。</p> <p>【平成30年度～令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を各年ごとに1年間延長した。 ・審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修や通信 				<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>以下のとおり、評価の指標について概ね達成していることを踏まえ、B評価とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以内に貸付決定した。 【平成30年度】3.99日（達成率100%） 【令和元年度】4.02日（達成率100%） 【令和2年度】4.11日（達成率100%） 【令和3年度】4.08日（達成率100%） 【令和4年度】3.97日（達成率100%） <p>・財形持家融資等に関する相談受付件数は、以下のとおりとなった。</p> <p>【平成30年度】752件（達成率107.4%）</p> <p>【令和元年度】728件（達成率104.0%）</p> <p>【令和2年度】656件（達成率93.7%）</p> <p>【令和3年度】710件（達成率101.4%）</p> <p>【令和4年度】566件（達成率80.9%）</p> <p>・財形持家融資の新規借入申込件数は、以下のとおりとなった。</p> <p>【平成30年度】666（年度目標502）件（達成率132.7%）</p> <p>【令和元年度】873（年度目標454）件（達成率192.3%）</p> <p>【令和2年度】753（年度目標410）件（達成率183.7%）</p> <p>【令和3年度】</p>		<p>＜評価に至った理由＞</p> <p>定量的指標としては、各年度において、借入申込受理日から平均5日以内に融資の貸付決定を行っていること、財形持家融資の新規借入申込件数が各年度の目標を達成していること、ホームページアクセス件数について、各年度において31万件以上であったこと等、数値目標を概ね達成しており、計画の水準を満たしていることを踏まえ「B」評価とする。詳細は以下のとおり。</p> <p>各年度において、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5日以内に貸付決定を行った。</p> <p>財形持家融資等に関する相談受付件数については、令和2年度は目標値を下回ったものの、その他の各年度では700件以上となっており、目標値を上回っている。また、下回った令和2年度も、前年度との月別対比から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の影響を受けていることを要因分析し、ウェブサイトの内容充実につなげるなど取り組まれている。</p> <p>財形持家融資の新</p>	<p>＜評価に至った理由＞</p> <p>定量的指標としては、各年度において、借入申込受理日から平均5日以内に融資の貸付決定を行っていること、ホームページアクセス件数について、各年度において31万件以上であったこと等、数値目標を概ね達成しており、計画の水準を満たしていることを踏まえ「B」評価とする。詳細は以下のとおり。</p> <p>各年度において、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5日以内に貸付決定を行った。</p> <p>・財形持家融資等に関する相談受付件数については、令和2年度、令和4年度は目標値を下回ったものの、その他の各年度では700件以上となっており、目標値を上回っている。また、下回った令和2年度も、前年度との月別対比から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の影響を受けていることを要因分析し、ウェブサイトの内容充実につなげるなど取り組まれている。</p> <p>・財形持家融資の新規</p>		

<p>融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する必要があるため、前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均審査期間を指標とすることとする。</p>	<p>働省の政策体系・目的にも配慮した、対象層を限定した特例金利の設定等商品設計面で工夫を凝らす。</p> <p>手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を毎年度1回以上実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。</p>	<p>・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。</p>	<p>講座を受講した。</p> <p>【令和2年度】 ・融資利用者に押印を求める手続全般について見直しを行い、申請手続に係る書類の押印省略の取組を行った。 ・東日本大震災による被災者の貸付金利引下げ措置の適用期間を令和8年3月31日まで延長した。 ・自然災害で被災した勤労者に対する融資制度について、以下の拡充を行った。 ①融資限度額を所要額の90%から99%に引き上げた。 ②中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置若しくは子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置との併用を可能とし、金利の更なる引下げを行った。</p> <p>審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、毎年度、外部専門家による職員研修や通信講座を受講した。</p> <p>貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以内に貸付決定した。</p> <p>【平成30年度】 3.99日（達成率 100%） 【令和元年度】 4.02日（達成率 100%） 【令和2年度】 4.11日（達成率 100%） 【令和3年度】 4.08日（達成率 100%） 【令和4年度】 3.97日（達成率 100%）</p>	<p>589（年度目標 371）件（達成率 158.8%）</p> <p>【令和4年度】 501（年度目標 343）件（達成率 146.1%）</p> <p>今中期目標期間における新規借入申込件数は 3,382 件であり、計画（合計 2,080 件以上）に対する達成率は 162.6% である。</p> <p>なお、財形持家融資の新規借入申込件数については、継続実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置等が、引き続き勤労者の利用促進に大きく寄与したことにより、目標件数を達成した。</p>	<p>規借入申込件数は、各年度において年度目標を上回るとともに、平成30年度から令和3年度までで2,881件であり、今中期計画である2,080件を上回っている。</p>	<p>借入申込件数は、各年度において年度目標を上回るとともに、今中期目標期間における新規借入申込件数は3,382件であり、今中期計画である2,080件を上回っている。</p>
<p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>（1）特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。</p>	<p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>（1）特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた以下の利用促進対策に取り組む。</p> <p>これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年</p>	<p>・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。</p>	<p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>（1）特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>特別な支援を必要とする利用者への対応として、以下の融資内容の見直しを行った。</p> <p>・中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を令和6年3月31日まで、東日本大震災による被災者の貸付金利引下げ措置の適用期間を令和8年3月31日まで延長した。 ・自然災害で被災した勤労者に対する融資制度について、以下①、②の拡充を行った。 ①融資限度額を所要額の90%から99%に引き上げた。 ②中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置若しくは子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置との併用を可能とし、金利の更なる引下げを行った。</p> <p>財形持家融資等に関する相談受付件数は以下のとおりとなった。</p> <p>【平成30年度】 752件（達成率 107.4%） 【令和元年度】 728件（達成率 104.0%） 【令和2年度】 656件（達成率 93.7%） 【令和3年度】 710件（達成率 101.4%） 【令和4年度】 566件（達成率 80.9%）</p> <p>財形持家融資の新規借入申込件数は以下のとおりとなった。</p> <p>【平成30年度】 666件（達成率 132.7%） 【令和元年度】 873件（達成率 192.3%） 【令和2年度】 753件（達成率 183.7%） 【令和3年度】 589件（達成率 158.8%） 【令和4年度】 501件（達成率 146.1%）</p>	<p>・中期期間中における財形持家融資制度ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。</p> <p>【平成30年度】 648,489件（209.2%） 【令和元年度】 678,628件（218.9%） 【令和2年度】 800,601件（258.3%） 【令和3年度】 862,953件（278.4%） 【令和4年度】 1,337,918件（431.6%）</p> <p>なお、ホームページアクセス件数の目標値と実績値が乖離しているのは、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されているためである。</p> <p>この通信監視サービス件数を除いても、アクセス件数は目標値を超えているが、その主な要因は、毎年実施している財形制度周知キャンペーンにおける集中取組期間のアクセス件数が大幅に増加したこ</p>	<p>・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するホームページのアクセス件数については、訴求年齢層を意識し、漫画とコラボを行うなど工夫した情報発信を行い、各年度において31万件以上のアクセスを得ており、目標値を上回っている。</p>	<p>・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するホームページのアクセス件数については、訴求年齢層を意識し、漫画とコラボを行うなど工夫した情報発信を行い、各年度において31万件以上のアクセスを得ており、目標値を上回っている。</p>

<p>度 700 件以上とし、中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計 2,080 件以上とする。</p> <p>① 広告代理店等外部専門家も活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を毎年度実施、効果を検証のうえ、改良を重ねる。</p> <p>② 行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。</p> <p>③ 事業主転貸融資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバイザーである社労士や税理士等の会議・集会・研修等に積極的に参加し、顧客である中小企業事業主への周知・推奨を依頼する。</p>	<p>・毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を 80%以上とすること。</p> <p><その他の指標>なし</p>	<p>今中期目標期間における新規借入申込件数は 3,382 件であり、計画（合計 2,080 件以上）における達成率は 162.6%である。</p> <p>なお、財形持家融資の新規借入申込件数については、継続実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置等が、引き続き勤労者の利用促進に大きく寄与したことにより、目標件数を達成した。</p> <p>① 広告代理店等外部専門家を活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を毎年度実施し、効果を検証のうえ、改良を重ねた。特に、若年層への制度浸透をより深めるために、テレビCM・ドラマ配信・SNS等の新たな手法での広報を実施した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度以降はオンライン媒体（Twitter・Facebook・YouTube等）による広報を強化した。</p> <p>加えて、インターネットを活用したアンケートも実施し、広報手段の効果測定のほか、財形に対する認知度合いの確認や啓発・周知を実施した。</p> <p>② 行政機関等が発行する掲載料無料のメールマガジンを活用して、以下のとおり財形制度の周知を行った。</p> <p>【平成30年度】2機関活用・182,596件周知 【令和元年度】2機関活用・182,682件周知 【令和2年度】2機関活用・184,389件周知 【令和3年度】2機関活用・185,192件周知 【令和4年度】1機関活用・2,062件周知</p> <p>・各事業年度、複数の機関誌において財形制度の広告掲載を行った。</p> <p>③ 事業主転貸融資の利用に繋げるため、平成30年度・令和元年度は日本FP協会主催のイベントに参加したほか、令和元年度には全国18労働局主催のセミナーにて制度説明を実施した。新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和2年度は社労士や税理士等の会議・集会・研修等への参加を見送ったが、令和3年度には、厚生労働省・日本FP協会・労働金庫連合会・中退共と連携し、ファイナンシャル・プランナー向けオンデマンドセミナーをYouTube上で配信し、財形転貸融資の利用促進に努めた。</p> <p>令和元年度には、各都道府県労働局主催の「働き方改革セミナー」等において、財形制度に併せて、中退共制度についても説明を行った（18か所・3,639社・4,476名参加）。</p> <p>また、令和3・4年度において、働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーに参加し、周知広報を実施した。</p> <p>・東京働き方改革推進支援センター 令和4年2月24日 10者参加 令和4年3月14日 6者参加 令和5年2月1日 3者参加 令和5年2月27日 5者参加</p> <p>・埼玉働き方改革推進支援センター 令和4年1月28日 16者参加 令和5年2月2日 8者参加 令和5年2月28日 5者参加</p> <p>・千葉働き方改革推進支援センター 令和5年2月2日 2者参加 令和5年2月28日 2者参加</p> <p>・神奈川働き方改革推進支援センター</p>	<p>とである。財形制度周知キャンペーンにおいては、入社直後の若年層に財形貯蓄制度を訴求することが効果的であるものの、効果検証により若年層の認知度が低いことが明らかになったことから、①テレビCM動画、②オリジナルドラマ、③オンデマンドセミナー、④バナー広告などの広報手段を活用して、若年層をはじめとして訴求年齢層を意識した情報発信を行った結果、アクセス件数が大幅に増加したものと考えている。具体的には、若年層の共感を得られるよう、令和2年度には、特設サイトに漫画「サラリーマン山崎シゲル」とコラボを行った動画を掲載し、令和3年度には、特設サイトに①実写とアニメーションを融合させたテレビCM動画の掲載や、②「幸せの積立て」をキャッチコピーとして、給与天引きによる堅実・計画的な資産形成をアピールするオリジナルドラマの掲載を行うとともに、③制度のメリットや利用方法等を専門家がわかりやすく説明するオンデマンドセミナーを開催するなどを行った。</p> <p>また、令和4年度には経営者層に制度導入を勧奨するため、ストーリー性のあるアニメーション動画を作成し、特設サイトへの掲載を行った。</p> <p>・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）については以下のとおりであった。（満足度） 【平成30年度】73.3%（達成率 91.6%） 【令和元年度】81.9%（達成率 102.4%） 【令和2年度】83.1%（達成率 103.9%） 【令和3年度】81.0%（達成率 101.3%） 【令和4年度】89.6%（達成率 112.0%）</p>	<p>・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）は、初年度である平成30年度は目標値である80%を下回っているものの、他の各年度においては達成している。</p>	<p>・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）は、初年度である平成30年度は目標値である80%を下回っているものの、他の各年度においては達成している。</p>
---	--	---	--	---	---

	<p>④ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を毎年度開催する。</p>	<p><評価の視点> ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定を行い、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどの検証等を実施しているか。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、特例金利の設定などの商品設計や審査業務の迅速化に向けた取組を行ったか。</p>	<p>令和5年2月2日 2者参加 令和5年2月27日 6者参加 ・岡山働き方改革推進支援センター 令和4年12月22日 10者参加 令和5年1月12日 4者参加 令和5年1月17日 14者参加 令和5年1月24日 10者参加</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、セミナーの開催を見送ることとした令和2年度を除き、ファイナンシャル・プランナーの講師を招いてセミナーを実施した。令和3年度については、動画配信によるオンデマンドセミナーを、令和4年度については住宅展示場にて対面型の住宅ローンセミナーを開催し、財形制度の利用促進を図った。</p>	<p><評価の視点に対する措置> ・貸付金利の設定に関して、国及び関係機関と密接に連携し、勤労者の生活の安定に資するという目的を踏まえつつ、現在の金融情勢も勘案し、財務の健全性に問題が生じないような適切なスプレッドを設定して決定した。 なお、調達金利が金融情勢を適切に反映した水準となっているかなどについて、妥当性等に関する検証を行っているところである。 ・勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品設計面での工夫として、以下の見直しを行った。 【平成30年度～令和4年度】 ・中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を1年間延長した。 ・審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、毎年度、外部専門家による職員研修や通信講座を受講した。 【令和2年度】 ・融資利用者に押印を求める手続全般について見直しを行い、申請手続に係る書類の押印省略の取組を行った。 ・東日本大震災による被災者の貸付金利引下げ措置の適用期間を令和8年3月31日まで延長した。 ・自然災害で被災した勤労者に対する融資制度について、以下①、②の拡充を行った。 ①融資限度額を所要額の90%から99%に引き上げた。 ②中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置若しくは子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置との併用を可能とし、金利の更なる引下げを行った。 審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、毎年度、外部専門家による職員研修や通信講座を受講し</p>	<p>・勤労者が制度をより利用しやすくなるよう、手続きの見直しを行うとともに、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置、東日本大震災による被災者の貸付金利引下げ措置の適用期間を延長した。 自然災害で被災した勤労者に対する融資制度についても拡充を行った。</p>	<p>・勤労者が制度をより利用しやすくなるよう、手続きの見直しを行うとともに、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置、東日本大震災による被災者の貸付金利引下げ措置の適用期間を延長した。 自然災害で被災した勤労者に対する融資制度についても拡充を行った。</p>
--	--------------------------------------	--	--	--	--	--

<p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させること。</p> <p>【指標】 財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計</p>	<p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況や閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させ、ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とする。ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度(わかりやすい等の割合)を、</p>	<p>・政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組んだか。</p> <p>・ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させているか。</p>	<p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページについて、WEB広告を活用した積極的な広報展開を行ったほか、被災者・中小企業勤労者・子育て中の勤労者向けの貸付金利引下げ特例措置などを紹介する専用ページ、若年層にも認知率の高い著名人や漫画キャラクターを起用した特設サイトの開設や相談窓口の電話番号をトップページの目立つ場所に掲示する等、情報提供の質の向上に努めた。</p> <p>特に令和3年度は若年層から経営者層まで訴求年齢層を意識した情報発信に取り組み、ユーザーインターフェース改善(主にスマートフォン対応)とWEBアクセシビリティの向上を勘案しつつ、利用者の視点に立った分かりやすい表現に努め、全面的な見直しを行った。</p> <p>また、財形転貸融資の利用者やホームページの閲覧者の意見を踏まえ、訴求力のあるホームページとリーフレットを作成した。</p> <p>中期期間中における財形持家融資制度ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。</p> <p>【平成30年度】 648,489件 (209.2%) 【令和元年度】 678,628件 (218.9%) 【令和2年度】 800,601件 (258.3%) 【令和3年度】 862,953件 (278.4%) 【令和4年度】 1,337,918件 (431.6%)</p> <p>なお、ホームページアクセス件数の目標値と実績値が乖離しているのは、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されているためである。</p> <p>この通信監視サービス件数を除いても、アクセス件数は目標値を超えているが、その主な要因は、毎年実施している財形制度周知キャンペーンにおける集中取組期間のアクセス件数が大幅に増加したことである。財形制度周知キャンペーンにおいては、入社直後の若年層に財形貯蓄制度を訴求することが効果的であるものの、効果検証により若年層の認知度が低いことが明らかになったことから、①テレビCM動画、②オリジナルドラマ、③オンデマンドセミナー、④バナー広告などの広報手段を活用して、若年層をはじめとして訴求年齢層を意</p>	<p>た。</p> <p>・特別な支援を必要とする利用者への対応として、以下の融資内容の見直しを行った。</p> <p>① 中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を令和6年3月31日まで、東日本大震災による被災者の貸付金利引下げ措置の適用期間を令和8年3月31日まで延長した。</p> <p>② 自然災害で被災した勤労者に対する融資制度について、融資限度額の引上げ(所要額の90%から99%に引上げ)及び中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置若しくは子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置との併用を可能とし、金利の更なる引下げを行った。</p> <p>・広告代理店等外部専門家を活用し、最新の媒体やツールを積極的に利用した広報を毎年度実施し、効果を検証したうえ、次年度以降の広報手法について改良を重ねた。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度以降はオンライン媒体(Twitter・Facebook・YouTube・TVer等)による広報を強化した。</p> <p>加えて、インターネットを活用したアンケートも実施し、広報手段の効果測定のほか、財形に対する認識度合いの確認や啓発・周知を実施した。</p> <p>行政機関等が発行する掲載料無料のメールマガジンを活用して、財形制度の周知を行った。また、各事業年度、複数の機関誌において財形制度の広告掲載を行った。</p> <p>事業主転貸融資の利用に繋げるため、平成30年度・令和元年度は日本FP協会主催のイベントに参加したほか、令和元年度には全国18労働</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度を除いては、各年度において、労働局や日本FP協会等と連携し財形転貸融資の周知を行い利用促進を図った。</p> <p>また、ホームページでは、訴求年齢層を意識した情報発信に取り組んだ。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度を除いては、各年度において、労働局や日本FP協会等と連携し財形転貸融資の周知を行い利用促進を図った。</p> <p>また、ホームページでは、訴求年齢層を意識した情報発信に取り組んだ。</p>
--	--	--	--	---	---	---

<p>2,080件以上とすること。 ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。 毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を80%以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 利用促進のためには広く相談を受けることが重要であることから、相談受付件数については、前中期目標期間で最多であった2016（平成28）年度ベースの相談件数を目標とすることとする。 ※ 2016（平成28）年度実績707件 新規借入申込件数については、前中期目標期間中の取組水準及び新規貸付件数の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 2014（平成26）～2016（平成28）年度における貸付決定件数に基づく年度平均減少率10% ※ 実績値2014（平成</p>	<p>毎年度80%以上とする。</p>		<p>識した情報発信を行った結果、アクセス件数が大幅に増加したものと考えている。具体的には、若年層の共感を得られるよう、令和2年度には、特設サイトに漫画「サラリーマン山崎シゲル」とコラボを行った動画を掲載し、令和3年度には、特設サイトに①実写とアニメーションを融合させたテレビCM動画の掲載や、②「幸せの積立て」をキャッチコピーとして、給与天引きによる堅実・計画的な資産形成をアピールするオリジナルドラマの掲載を行うとともに、③制度のメリットや利用方法を専門家がわかりやすく説明するオンデマンドセミナーを開催するなどを行った結果、広報施策の事後アンケート調査において、広告接触者が非接触者に比して制度利用に前向きな傾向にあることが確認された。</p> <p>令和4年度においては、メインターゲットを経営者層とし、制度導入を勧奨するための取組を行った。広報施策の目的が訴求対象者をWEB広告等により特設サイトへ誘導し、詳細な制度説明ページへ遷移させることであったため、特設サイトの内容の充実に努めた。その結果、事後アンケート調査による効果検証において、「財形貯蓄制度」及び「財形持家転貸融資制度」について、勤労者・経営者層いずれにおいても特設サイトを認知していた方が非認知の方に比して利用・導入意向が高まっており、特設サイトへの誘導が有効であることが確認された。</p> <p>ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）については以下のとおりであった。 （満足度） 【平成30年度】73.3%（達成率91.6%） 【令和元年度】81.9%（達成率102.4%） 【令和2年度】83.1%（達成率103.9%） 【令和3年度】81.0%（達成率101.3%） 【令和4年度】89.6%（達成率112.0%）</p>	<p>局主催のセミナーにおいて制度説明を実施した。令和3年度には、厚生労働省・日本FP協会・労働金庫連合会・中退共と連携し、ファイナンシャル・プランナー向けオンデマンドセミナーをYouTube上で配信し、財形転貸融資の利用促進に努めた。</p> <p>令和元年度において、各都道府県労働局主催の「働き方改革セミナー」等において、財形制度に併せて、中退共制度についても説明を行った（18か所・3,639社・4,476名参加）。</p> <p>また、令和3・4年度において、働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーに参加し、周知広報を実施した。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、セミナーの開催を見送ることとした令和2年度を除き、ファイナンシャル・プランナーの講師を招いてセミナーを実施した。令和3年度については、動画配信によるオンデマンドセミナーを、令和4年度については住宅展示場にて対面型の住宅ローンセミナーを開催し、財形制度の利用促進を図った。</p> <p>ホームページについて、WEB広告を活用した積極的な広報展開を行ったほか、被災者・中小企業勤労者・子育て中の勤労者向けの貸付金利引下げなどを紹介する専用ページ、若年層にも認知率の高い著名人や漫画キャラクターを起用した特設サイトの開設や相談窓口の電話番号をトップページが目立つ場所に掲示する等、情報提供の質の向上に努めた。</p> <p>特に令和3年度は若年層から経営者層まで幅広い世代に向けた情報発信に取り組み、ユーザーインターフェース改善（主にスマートフォン対応）とWEBアクセシビリティの向上を勘案しつつ、利用</p>		
---	---------------------	--	---	--	--	--

<p>26) 年度：751件、2015（平成27）年度：681件、2016（平成28）年度：614件</p> <p>アクセス件数については、ホームページの利便性を図るため、これまでの実績を基に指標を設定することとする。</p> <p>※ 2013（平成25）～2016（平成28）年度の平均アクセス件数 31万件</p> <p>ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度については、利用者等の満足度を調査した上で、更なる向上を図るため、大多数の利用者から満足（わかりやすい等の割合）が得られる水準を指標として設定することとする。</p> <p>3 財務運営</p> <p>（1）自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。</p> <p>（2）剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等</p>	<p>3 財務運営</p> <p>自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。</p>	<p>・自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施しているか。</p>	<p>3 財務運営</p> <p>中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ、中期期間中において継続実施したが、その際には、当該措置が財政状況に与える影響を毎年度検証のうえ、財務の健全性に問題が生じないことを確認した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。</p>	<p>者の視点に立った分かりやすい表現に努め、全面的な見直しを行った。</p> <p>また、財形転貸融資の利用者やホームページの閲覧者の意見を踏まえ、訴求力のあるホームページとリーフレットを作成した。</p> <p>令和4年度は、メインターゲットを経営者層とし、制度導入を勧奨するための取組を行った。広報施策の目的が訴求対象者をWEB広告等により特設サイトへ誘導し、詳細な制度説明ページへ遷移させることであったため、特設サイトの内容の充実に努めた。</p> <p>・中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ、中期期間中において継続実施したが、その際には、当該措置が財政状況に与える影響を毎年度検証のうえ、財務の健全性に問題が生じないことを確認した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。</p> <p><今後の課題(見込評価時)> 勤労者世帯の持家率は自営</p>	<p><今後の課題> 勤労者世帯の持家</p>	<p><今後の課題> 勤労者世帯の持家率</p>
--	--	---	--	--	-----------------------------------	------------------------------------

<p>に充てること。</p>		<p>・剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てたか。</p>		<p>業主世帯と比べて今なお立ち後れが見られることや、転貸融資件数・金額が減少している状況を踏まえ、利用者の増加に繋がるよう、引き続き、低利・長期にわたる財形持家融資制度の普及と利用促進に取り組む必要がある。</p> <p><今後の課題の対応> 特別な支援を必要とする利用者に対する特例措置の適用期間を延長したほか、広告代理店等外部専門家を活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を毎年度実施し、低利・長期にわたる財形持家融資制度の普及と利用促進に取り組んだ。</p> <p>・実績なし。</p>	<p>率は自営業主世帯と比べて今なお立ち後れが見られることや、転貸融資件数・金額が減少している状況を踏まえ、利用者の増加に繋がるよう、引き続き、低利・長期にわたる財形持家融資制度の普及と利用促進に取り組む必要がある。</p>	<p>は自営業主世帯と比べて今なお差が見られることや、転貸融資件数・金額が減少している状況を踏まえ、利用者の増加に繋がるよう、引き続き、低利・長期にわたる財形持家融資制度の普及と利用促進に取り組む必要がある。</p>
----------------	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	Ⅲ 雇用促進融資事業		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法附則第2条第1項第4号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
									予算額（千円）				
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									行政コスト（千円）				
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数				

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)
Ⅲ 雇用促進融資事業	Ⅲ 雇用促進融資事業		Ⅲ 雇用促進融資事業		<自己評価> 評価：B 雇用促進融資業務については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。 リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、適切な管理と併せて必要に応じた措置を検討する等して効果的な回収、処理を進めた（リスク管理債権処理件数は5年間で20件）。 なお、財政投融資からの借入金残高 974,998 千円（平成29年度末時点）を令和元年度末までに全て償還した。		評価 B <評価に至った理由> 適切な債権管理及び財政投融資への償還等を行い、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。	評価 B <評価に至った理由> 適切な債権管理及び財政投融資への償還等を行い、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。
雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権	雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権	<定量的指標> なし <その他の指標>	雇用促進融資業務については、適切な債権管理及び財政投融資への償還等を以下のとおり行った。 ① 債権管理 金融機関との連携を密にし、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）につい					

<p>(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)の処理を進めるとともに、財政投融資の償還期限が2019(平成31)年度末であることを踏まえ、期限までに着実な償還を行うこと。</p>	<p>(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)の処理を進めるとともに、財政投融資からの借入金残高974,998千円(2017(平成29)年度末時点)を2019(平成31)年度までに着実に償還する。</p>	<p>> なし</p> <p><評価の視点> ・雇用促進融資業務について、債権管理を適切に行い、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)の処理を進めるとともに、財政投融資の償還期限が2019(令和元)年度末であることを踏まえ、償還を進めたか。</p>	<p>ては、債権の回収・処理を着実にを行った。</p> <p>リスク管理債権処理件数 【平成30年度】5件 【令和元年度】6件 【令和2年度】4件 【令和3年度】2件 【令和4年度】3件</p> <p>② 財政投融資への償還 財政投融資からの借入金残高974,998千円(平成29年度末時点)を令和元年度までに全て償還した。 【平成30年度】 元金362,499千円 利息21,879千円(5/25) 元金362,499千円 利息13,846千円(11/25) 【令和元年度】 元金125,000千円 利息5,813千円(5/25) 元金125,000千円 利息2,906千円(11/25)</p>	<p>以上の根拠を踏まえ、B評価とする。</p> <p><評価の視点に対する措置> ・雇用促進融資業務については、適切な債権管理及び財政投融資への償還等を以下のとおり行った。</p> <p>① 債権管理 金融機関との連携を密にし、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)については、債権の回収・処理を着実にを行った。</p> <p>リスク管理債権処理件数 【平成30年度】5件 【令和元年度】6件 【令和2年度】4件 【令和3年度】2件 【令和4年度】3件</p> <p>② 財政投融資への償還 財政投融資からの借入金残高974,998千円(平成29年度末時点)を令和元年度までに全て償還した。 【平成30年度】 元金362,499千円 利息21,879千円(5/25) 元金362,499千円 利息13,846千円(11/25) 【令和元年度】 元金125,000千円 利息5,813千円(5/25) 元金125,000千円 利息2,906千円(11/25)</p>	<p>・金融機関との連携を密にし、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)について、債権の回収・処理を着実にを行った。</p> <p>・財政投融資からの借入金残高を令和元年度までに全て償還した。</p>	<p>・金融機関との連携を密にし、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)について、債権の回収・処理を着実にを行った。</p> <p>・財政投融資からの借入金残高を令和元年度までに全て償還した。</p>
--	---	--	---	--	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
2-1	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進	
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)	
中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。	同左		実施済	実施済	実施済	実施済	実施済		
建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。	同左		実施済	実施済	—	—	—		
建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末ま	同左		—	—	実施済	実施済	実施済		

で電子申請方式を導入すること。								
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	B	評価	B
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等</p> <p>機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図ること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等</p> <p>機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図る。</p>		<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等</p> <p>機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施した。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図った。</p> <p>○ 諸手続・事務処理等の再点検を行い、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。</p> <p>[改善実績件数]</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構内事務処理に関すること 11件 ・加入者が行う手続に関すること 3件 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構内事務処理に関すること 9件 ・加入者が行う手続に関すること 6件 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構内事務処理に関すること 11件 ・加入者が行う手続に関すること 5件 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構内事務処理に関すること 7件 ・加入者が行う手続に関すること 7件 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構内事務処理に関すること 3件 ・加入者が行う手続に関すること 10件 <p>[主な改善実績]</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業においては、事務処理方法の迅速化として、契約審査業務（新規契約申込書・追加契約申込書）に係る文書の受入・開封及び審査業務等について、1月から新規契約申込書を加え業務委託契約を更新した。 	<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から、ダウンロード様式の充実化や各種マニュアルの策定・見直しなどを行った。また、機構の事務に関しては、中退共の退職金共済契約申込書に係る審査業務の委託について、委託対象となる申込書を加えて委託契約を更新するなど、外部委託の拡大に努め、事務処理の効率化及び経費の削減を図った。さらに、諸手続・事務処理等の再点検を行い、加入者が行う諸手続の合理化、機構内の事務処理の簡素化、迅速化につながる改善を行った。</p> <p>経費節減については、一般管理費について、2017（平成29）年度予算額に比べて41.7%削減、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）について、2017（平成29）年度予算額に比べて10.2%の削減を行い、目標値を大幅に上回る実績を達成した。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮の上検証するとともに、その結果や取組状況を毎年度公表した。</p> <p>業務の電子化に関する取組として、中退共事業における中退共電算システムについては、プログラミング言語刷新によるサステナビリティ確保と、予定運用利回り等制度変更への対応の機動性向上を目的としており、事前の大規模</p>	<p>所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。</p> <p>業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から、ダウンロード様式の充実化や各種マニュアルの策定・見直しなどを行った。事務に関しては、中退共の退職金共済契約申込書に係る審査業務の委託について、委託対象となる申込書を加えて委託契約を更新するなど、外部委託の拡大に努め、事務処理の効率化及び経費の削減を図った。さらに、諸手続・事務処理等の再点検を行い、「事務処理改善計画」を作成して加入者が行う諸手続の合理化、機構内の事務処理の簡素化、迅速化につながる改善を行った。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。</p> <p>業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から、ダウンロード様式の充実化や各種マニュアルの策定・見直しなどを行った。事務に関しては、中退共の退職金共済契約申込書に係る審査業務の委託について、委託対象となる申込書を加えて委託契約を更新するなど、外部委託の拡大に努め、事務処理の効率化及び経費の削減を図った。さらに、諸手続・事務処理等の再点検を行い、「事務処理改善計画」を作成して加入者が行う諸手続の合理化、機構内の事務処理の簡素化、迅速化につながる改善を行った。</p>		

		<p>・建退共事業においては、共済証紙の現物交付に係る様式の策定及び様式策定用のアプリケーションの開発とダウンロード化を実施した。</p> <p>・財形事業においては、財形災害融資の新規実施に伴い、業務実施マニュアル、勤労者財産形成システムマニュアルに係る見直しを行った。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>・旅費支給業務について規程等を見直し、旅費マニュアルを改訂することによって、関与人員を縮減するなどの業務改善を行った。これにより、当該業務に要する時間短縮となり、情報セキュリティ関係業務や委員会関係業務等の他作業に専念することができた。</p> <p>・中退共事業においては、廃止特退共移換事業所の特例掛金月額経過措置期間満了に係るプログラム開発及び事務処理マニュアルを構築し、経過措置期間満了の共済契約者へ掛金月額変更後の共済手帳を発送し通知を行った。</p> <p>・建退共事業においては、共済証紙現物交付に係る様式を新たに策定し、ホームページ掲載のダウンロード様式の見直しを行うとともに、外国人労働者に向けて、「退職金請求手続きのご案内」について英語版の作成を行い、加入者等が行う手続きの合理化を図った。また、相談対応マニュアルの見直し・刷新を行うとともに、元号改定に伴う事務処理の手引きの改訂・記載内容等の見直しを行い、事務処理の改善を図った。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革の推進を目的として、会議や研修等のWEB上での開催・実施のための「WEB会議等の利用に係る手順書」を策定した。</p> <p>またWEB会議等のみならず、書面又はメール開催方式の導入や会議体のスマート化を行うことにより会議全体の効率化を図った。</p> <p>・財形事業においては、東日本大震災特例貸付及び財形災害融資に係る貸付制度の拡充に伴い、業務実施マニュアルを見直し、事務処理の改善を図った。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革の推進を目的として、主な会議室にWi-Fi回線を敷設することで、WEB会議等が安定的に実施可能な通信環境を構築し、会議や研修等の開催・実施の効率化を図った。</p> <p>・建退共事業において、共済手帳申込書、共済手帳紛失届及び共済契約者証交付申請書について、電子申請専用サイトから直接手続きが行えるようシステム改修を行った。</p> <p>【令和4年度】</p> <p>・代理店（金融機関）専用ページをリニューアルし、頻度の高い問い合わせを“Q&A”として掲載するとともに、代理店が使用する様式等のダウンロードを可能とし、利便性を高めることで代理店事務担当者の利用を促し、代理店からの問い合わせの削減を図った。</p> <p>・新規加入者の事務手続きの簡素化を図るため、建退共の共済契約申込をした事業者に対し、契約締結と同時に電子申請方式の受付も行い、システムを利用するためのIDとパスワードを通知する仕組みを確立した。</p> <p>○ 調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した。</p> <p>【平成30年度】 13回 【令和元年度】 40回 【令和2年度】 37回 【令和3年度】 28回 【令和4年度】 23回</p>	<p>システム開発ケーススタディを基に、ドキュメント整備、新規開発案件の絞り込み、理事長の節目での会議出席と重要事項の決裁、業務部門の全面的参画等の施策を実施した。</p> <p>要件定義、PMO支援、設計・開発の各業務の調達にも意を尽くし、優秀なコンサルタントとの協働により、プロジェクトの順調な進捗に加え、IT人材育成、機構のITリテラシーの底上げにも繋がっている。</p> <p>建退共制度における掛金納付方式の事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的とした電子申請方式の導入について、新型コロナウイルスの影響によりスケジュール調整が非常に困難な中、業界団体との連携や開発事業者との打合せ、利用申込事業所に対する説明会の開催等を行った。また、安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図った上でシステムのセキュリティ構成を万全にし、令和2年10月からの試行的実施を経て、参加企業からの意見などを踏まえつつ、令和3年3月から本格的に導入した。</p> <p>導入以降においては、普及促進活動を展開するとともに、共済契約者からの要望を基に、電子申請サイトの体験版を構築し、未利用者においても電子申請システムの操作を試すことができるよう利便性の向上を図った。さらに、利用者からの要望を基に「建設キャリアアップシステム」に蓄積された就業履歴情報等を元請及び一次下請が一括して就労実績報告作成ツールに登録できるよう「元請・一次下請一括作業方式」の機能を追加し、元請・下請間のデータファイルの授受や二次下請以降の作業を軽減し、事務の簡略化・迅速化を図る改修を行った。</p>	
--	--	---	--	--

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）について

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）について

<定量的指標>
・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）について

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）について、各年度の削減率は以下のとおりである。

一般管理費

【平成29年度（基準額） 215,782千円】 単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実績額	137,082	135,102	143,674	121,049	125,852
削減率	36.5%	37.4%	33.4%	43.9%	41.7%

業務経費

【平成29年度（基準額） 4,363,378千円】 単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実績額	3,823,701	3,726,486	3,824,381	3,911,074	3,916,420
削減率	12.4%	14.6%	12.4%	10.4%	10.2%

上記の改修を実施した結果、令和5年3月の電子申請による掛金納付率は4.3%となり、対前年同期比で2.0%上昇した（令和4年3月実績2.3%）。

契約の適正化については、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施した。また、一者応札の件数は前中期目標期間における一者応札の平均件数と同数となり、増加させないとする目標を達成した。また、監事及び会計監査人において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。

これらを踏まえ、B評価とする。

・平成29年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については、平成30年度は36.5%、令和元年度は37.4%、令和2年度は33.4%、令和3年度は43.9%、令和4年度は41.7%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成30年度は12.4%、令和元年度は14.6%、令和2年度は12.4%、令和3年度は10.4%、令和4年度は10.2%の削減を行い、目標を達成した。

・経費削減については、一般管理費について、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減見込みであり、経費削減に努めてきた。

・経費削減については、一般管理費（人件費を除く。）について、2017（平成29）年度予算額に比べて平成30年度は36.5%、令和元年度は37.4%、令和2年度は33.4%、令和3年度は43.9%、令和4年度は41.7%、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成30年度は12.4%、令和元年度は14.6%、令和2年度は12.4%、令和3年度は10.4%、令和4年度は10.2%の削減を行い、目標を達成した。

<p>は、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。</p>	<p>は、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行う。</p>	<p>上の削減を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。 ・建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。 <p><その他の指標></p>		<p>・2018（平成30）年4月から2019（令和元）年3月までの期間において基本構想策定を行い、システム再構築の目的や開発規模等、基本構想を具体化した。</p> <p>2020（令和2）年5月から2021（令和3）年3月までの要件定義工程では、コンサルタントの支援を受け、業務部門を巻き込んだ業務要件及び非機能要件（移行方式等）の策定を行うと共に、設計・開発業者の募集・選定を行った。</p> <p>2021（令和3）年4月からコンサルタントによる全体工程管理支援業務が開始された。</p> <p>2021（令和3）年10月から設計・開発工程を開始し、設計・開発業者がプロジェクトに参画した。</p> <p>2022（令和4）年3月までの期間に要件定義工程で策定した要件について確認を行った。</p> <p>2022（令和4）年4月より基本設計工程を開始し、2023（令和5）年3月に基本設計工程のうち業務設計を終了した。これを以て、仕様凍結期間に入った。</p> <p>・2018（平成30）年1月から6月までの期間において実証実験を行い、同年8月31日付で、電子申請方式に係る実証実験の実施結果について証紙貼付方式の存続を前提とすれば、電子申請方式を導入することは可能であるとの総括を行った。</p> <p>この結果を外部有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」に報告し、システムの導入等について意見を求めたところ、システム開発に当たっては、人為的ミスが発生しないように無理のない業務フローを設定するとともに、システムのセキュリティ要件を明確化すること等多岐に亘る</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>3 給与水準の適正化</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表すること。</p>	<p>3 給与水準の適正化</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>なし</p> <p><評価の視点> ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等について検証及び公表したか。</p>	<p>3 給与水準の適正化</p> <p>機構の給与水準について、以下のとおり毎年度検証を行うとともに、毎年度（6月末）機構ホームページ上に公表した。検証結果については、以下のとおりである。</p> <p>年齢のみで比較した対国家公務員指数は以下のとおり 110%台で推移しているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高く、また、職員の大卒者の割合が国家公務員よりも高いことによるものである。</p> <p>年齢に加え地域の要素を考慮した地域勘案指数、及び年齢に加え地域・学歴の要素を考慮した地域・学歴勘案指数のいずれについても、以下のとおり毎年度国家公務員とほぼ均衡している。</p> <p>対国家公務員指数</p> <p>【平成30年度】 114.7 【令和元年度】 113.5 【令和2年度】 112.3 【令和3年度】 112.9 【令和4年度】 112.0</p> <p>地域勘案指数</p> <p>【平成30年度】 101.5 【令和元年度】 100.7 【令和2年度】 99.7 【令和3年度】 100.4 【令和4年度】 100.0</p> <p>地域・学歴勘案指数</p> <p>【平成30年度】 101.7 【令和元年度】 100.4</p>	<p>意見が提出され、電子申請システムの電子申請方式の速やかな導入を図ることが適当であるとの意見書が取りまとめられたものである。</p> <p>電子申請方式の導入に向けたシステム構築については、意見書を踏まえ、安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件を明確化し、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和2年10月から令和3年2月までの試行的実施を経て、同年3月より電子申請方式を本格的に導入した（電子申請方式導入企業16,157社 令和5年3月31日現在）。また、電子申請方式の導入後もユーザーからの要望や意見等を踏まえたシステムの改善を行い、利便性の向上に努めた。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・機構の給与水準について、以下のとおり毎年度検証を行うとともに、毎年度（6月末）機構ホームページ上に公表した。検証結果については、以下のとおりである。</p> <p>諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。</p> <p>東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、引き続き国家公務員の支給割合（20%）よりも低い水準に留めている。</p> <p>総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。</p> <p>年齢のみで比較した対国家公務員指数は毎年度 110%台で推移しているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が</p>	<p>・諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。地域勘案指数等は毎年度いずれの指数も国家公務員とほぼ均衡している。職員の給与等については毎年度公表した。</p>	<p>・諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。地域勘案指数等は毎年度いずれの指数も国家公務員とほぼ均衡している。職員の給与等については毎年度公表した。</p>
---	--	---	--	---	---	---

<p>4 業務の電子化に関する取組</p> <p>(1) 中退共電算システム 中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。</p>	<p>4 業務の電子化に関する取組</p> <p>(1) 中退共電算システム 中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するため、2018(平成30)年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020(令和2)年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021(令和3)年度からシステム再構築を開始する。</p>	<p>・中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を着実に進めているか。</p>	<p>【令和2年度】 99.5 【令和3年度】 99.7 【令和4年度】 99.2</p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、以下のとおりであり、極めて小さい。</p> <p>【平成30年度】: 1.4% (国からの財政支出額 9,026 百万円、支出予算の総額 662,083 百万円:平成30年度予算) 【令和元年度】: 1.4% (国からの財政支出額 9,252 百万円、支出予算の総額 660,248 百万円:令和元年度予算) 【令和2年度】: 1.3% (国からの財政支出額 8,857 百万円、支出予算の総額 651,545 百万円:令和2年度予算) 【令和3年度】: 1.2% (国からの財政支出額 7,655 百万円、支出予算の総額 635,999 百万円:令和3年度予算) 【令和4年度】: 1.2% (国からの財政支出額 7,570 百万円、支出予算の総額 630,822 百万円:令和4年度予算)</p> <p>4 業務の電子化に関する取組</p> <p>(1) 中退共事業における中退共電算システム</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトにおける課題の整理、システム化方式と要件の基本方針等の決定、ロードマップの策定等を行うために構想策定業者の調達を行った(平成30年5月から7月)。 構想策定業務を実施した(平成30年7月から令和元年5月)。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行のシステム設計書等を整備するためドキュメント整備業者の調達を行った(令和元年9月から11月)。 ドキュメント整備業務を開始した(優先度①令和元年11月から令和2年3月)。 構想策定の成果を踏まえ計画策定及び要件定義を行うため要件定義業者の調達を行った(令和2年1月から令和2年4月)。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続きドキュメント整備業務を行った(優先度②令和2年4月から9月、優先度③令和2年10月から令和3年3月)。 要件定義業務を実施した(令和2年4月から令和3年3月)。 システム再構築の工程管理及び、システム部門への支援を行うため全体工程管理支援業者の調達を行った(令和2年11月から令和3年2月)。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続きドキュメント整備業務を行った(優先度③令和3年4月から9月)。 全体工程管理支援業務が開始された(令和3年4月)。 要件定義の成果を踏まえ設計・開発を行うためシステム再構築の設計・開発業者を調達した(令和3年6月から9月)。 設計・開発業務が開始され、要件確認工程が実施された(令和3年10月から令和4年3月)。 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に調達したシステム設計・開発業者により基本設計工程を実施した(令和4年4月から令和5年3月)。 全体工程管理及びシステム部門支援業者(PMO支援業者)と共に再構築プロジェクトの進捗管理を行った。進捗状況は適宜役員に報告し、必要に応じ、スケジュール見直しの決裁を受けた(令和4年5月、令和4年9月)。 	<p>国家公務員に支給される手当(地域手当)の額の平均よりも高く、また、職員の大卒者の割合が国家公務員よりも高いことによるものである。</p> <p>年齢に加え地域の要素を考慮した地域勘案指数、及び年齢に加え地域・学歴の要素を考慮した地域・学歴勘案指数のいずれについても毎年度国家公務員とほぼ均衡している。</p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、極めて小さい。</p> <p>・一般の中退共事業における基幹システムである中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するため、再構築プロジェクトを立ち上げた。</p> <p>平成30年度にはコンサルタントを活用し、基本方針の確認やロードマップの策定等の基本構想策定を実施した。</p> <p>この構想に基づき、令和2年度にはコンサルタントの助力を得て、業務の現場を巻き込んだ要件定義を実施した。この際、コロナ禍が発生したが、WEB会議システムの迅速な導入等により、予定した期間内で作業を完了した。</p> <p>この間、基本構想過程で判明した設計書等ドキュメンテーションの不足に対応するため、令和元年11月にドキュメント整備業務に着手、令和3年9月に予定通り完了させた。</p> <p>令和3年度初からは、コンサルタントによる全体工程管理支援業務が開始される中、コミュニケーションツールの導入等、プロジェクトの円滑な遂行のための体制整備を実施した。</p> <p>令和3年9月に設計・開発</p>	<p>・中退共電算システムの再構築について、令和3年10月に開始された設計・開発工程では、機構(PMO、業務部門)、PMO支援業者、設計・開発業者の3者が密接に連携して効率的に作業が進められている。</p> <p>トップのリーダーシップの下で遂行されるプロジェクトにおいて、コンサルタントとの協働作業により、システム要員育成や、機構全体のITリテラシー底上げに繋がっている。</p> <p>また、業務部門職員は関係課毎に複数の担当者が任命され、当事者意識を持って頻繁な会議に参加すると共に、業者への情報提供を行っている。</p>	<p>・中退共電算システムの再構築について、令和3年10月に開始された設計・開発工程では、機構(PMO、業務部門)、PMO支援業者、設計・開発業者の3者が密接に連携して効率的に作業が進められている。</p> <p>トップのリーダーシップの下で遂行されるプロジェクトにおいて、コンサルタントとの協働作業により、システム要員育成や、機構全体のITリテラシー底上げに繋がっている。</p> <p>また、業務部門職員は関係課毎に複数の担当者が任命され、当事者意識を持って頻繁な会議に参加すると共に、業者への情報提供を行っている。</p>
---	--	--	---	---	--	--

<p>(2) 建退共の電子申請方式導入 建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、その結果等を踏まえ、システム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とし、電子申請方式を導入すること。また、導入にあたっては、全ての共済契約者に対し電子申請方式に関する周知を行うとともに、電子申請方式の導入に関する意向を調査し、その結果を利用促進のための方策に反映すること。</p>	<p>(2) 建退共の電子申請方式導入 建退共制度における掛金納付方式に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的として、電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、同年12月までに検討結果を取りまとめる。 また、その検討結果等を踏まえ、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入しつつ、証紙貼付方式も存続させることとする。 システム構築に際しては、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件の明確化、情報システムと業務系システムとの物</p>	<p>・建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため、令和3年度に本格的に導入した電子申請方式について、安全かつ確実な稼働を実施しつつ、マニュアルやコールセンターの充実などソフト面についても向上を図ったか。</p>	<p>・基本設計内の業務設計工程を終了し（令和5年3月）、これを以て仕様凍結とした。</p> <p>(2) 建退共の電子申請方式導入</p> <p>【平成30年度】 建退共制度における新たな掛金納付方式に係る電子申請方式の導入の可否について、平成30年1月から6月までの期間において実証実験を行うとともに、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえ、「建退共制度における電子申請方式の導入の可否及びそれに関連する課題等に関する意見書」を取りまとめた。 同年8月31日付で、電子申請方式に係る実証実験の実施結果について証紙貼付方式の存続を前提とすれば、電子申請方式を導入することは可能であるとの総括を行った。</p> <p>「建退共掛金の納付に係る電子申請方式の実証実験に関する運営ワーキンググループ」を2回開催した。 （共済契約者19社他との意見交換） 平成30年4月26日、6月28日</p> <p>「建退共制度に関する検討会」を4回開催した。 （有識者との意見交換） 平成30年5月31日、8月6日、10月9日 （有識者の意見取りまとめ） 平成30年11月12日</p> <p>第5回「財務問題・基本問題検討委員会」を開催し、取りまとめた意見の報告を行った。 平成30年11月20日</p> <p>【令和元年度】 電子申請方式の根拠となる中小企業退職金共済法の改正を含むデジタル手続法案については、第198回通常国会で成立し、令和元年5月31日に公布された。 建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式の導入を踏まえ、安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件の明確化、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図り、要件定義書、調達仕様書等必要な資料を作成し、システム構築に着手した。 また、同方式の導入について、パンフレットを作成し、共済契約者に対して周知した（令和2年1月28日）。</p> <p>【令和2年度】 情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和2年10月から令和3年2月までの試行的実施を経て、同年3月より電子申請方式を本格的に導入した。 （電子申請方式導入企業887社 令和3年3月31日現在） なお、電子申請専用サイトのセキュリティ強度を確認するため、ペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。 また、同方式の普及に向けて、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において説明を行った。</p>	<p>業者を決定、10月から設計・開発業務を開始した。当初の半年間では要件確認工程を実施、令和4年4月より基本設計工程を開始した。令和5年3月には基本設計工程のうち業務設計を終了した。これを以て、仕様凍結期間に入った。 以上のとおり、着実に進捗している。</p> <p>・建退共制度における掛金納付方式に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的とした電子申請方式の導入について、新型コロナウイルスの影響によりスケジュール調整が非常に困難な中、業界団体との連携や開発事業者との打合せ、利用申込事業所に対する説明会の開催及び要望の聴取等を行った。 また電子申請方式においては、安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件の明確化、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったうえでシステムのセキュリティ構成を万全にし、令和2年10月からの試行的実施を経て、参加企業からの意見などを踏まえつつ、令和3年3月から本格的に導入した（電子申請方式導入企業16,157社 令和5年3月31日現在）。 情報セキュリティ確保については、電子申請専用サイトを構築した際、さらに改修の都度、セキュリティ強度を確認するため、ペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。 ソフト面については、同方式を周知するためのパンフレットの作成・配布、ホームページ上での利用受付の整備や手続を説明するためのマニュアル及び動画作成、問い合わせに対応するためのコールセンターの設置・拡充、元請・下請</p>	<p>・建退共制度における電子申請方式について、業界団体との連携や開発事業者との打合せ、利用申込事業所に対する説明会の開催等を行った。情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったうえでシステムのセキュリティ構成を万全にし、令和2年10月からの試行的実施を経て、参加企業からの意見などを踏まえつつ、令和3年3月から本格的に導入した。 電子申請方式を周知するためのパンフレットの作成・配布、ホームページ上での利用受付の整備や手続を説明するためのマニュアル及び動画作成、問合せに対応するためのコールセンターの設置により、共済契約者及び被共済者にとって利用しやすい環境を整えた。</p>	<p>・建退共制度における電子申請方式について、業界団体との連携や開発事業者との打合せ、利用申込事業所に対する説明会の開催等を行った。情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったうえでシステムのセキュリティ構成を万全にし、令和2年10月からの試行的実施を経て、参加企業からの意見などを踏まえつつ、令和3年3月から本格的に導入した。 電子申請方式を周知するためのパンフレットの作成・配布、ホームページ上での利用受付の整備や手続を説明するためのマニュアル及び動画作成、問い合わせに対応するためのコールセンターの設置により、共済契約者及び被共済者にとって利用しやすい環境を整えた。</p>
---	--	--	---	---	--	--

	<p>理的分離等を図るとともに、半年程度の試行的実施期間を設けることとする。</p> <p>導入にあたっては、中期目標期間中に全ての共済契約者に電子申請方式の導入について周知することとする。</p> <p>また、電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日建連会員企業向け説明会 1会場 130事業所 ・建設労務安全研究会理事会 1会場 50事業所 ・各都道府県支部協力による説明会 <p>33都道府県 66会場 84回 10,559事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請試行的実施参加者説明会（元請用） <p>33事業所 131名（10/21） 24事業所 78名（10/23） 30事業所 102名（10/27）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請試行的実施参加者説明会（下請用） <p>84事業所 139名（10/29） 62事業所 115名（11/4） 67事業所 146名（11/5）</p> <p>併せて、パンフレット（260,000部）・ポスター（500部）・現場標識（600部）を配布し、共済契約者等に対して周知を行った。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>10月に実施された制度改正に対応するため、就労実績報告作成ツールにより作成された就労実績ファイルの就労月によって掛金単価の異なる退職金ポイントが自動的にかつ確実に充当される機能を実装するためのシステム改修を行った。</p> <p>同時に、昨今の行政手続に関するデジタル化の傾向を踏まえ、共済手帳申込等の手続について、オンライン申請が可能となるシステム改修を実施した。</p> <p>ソフト面では、初めて電子申請方式を利用する方のためのマニュアル及び解説動画を作成し、ホームページに掲載して利用者の利便性の向上に努めた（説明動画再生回数2,256回）。</p> <p>電子申請方式の普及に向けて、国土交通省主催の発注機関向け説明会（WEB会議）に出席し、電子申請方式を踏まえた公共工事における建退共制度の適正履行の確保に関する周知を行った（5月21日、5月28日、6月4日）。</p> <p>また、同方式の普及促進のため、従来から実施している説明会に加え、オンライン説明会を積極的に採用し、関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において説明を行った（開催数27回・参加者数4,318名）。</p> <p>さらに電子申請方式の本格的実施に伴い、新たなパンフレットを作成し、共済契約者及び自治体等に配布して周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電子申請方式が始まりました」（三折版・両面版計420,000部） ・「この機会に電子申請方式を利用しませんか」（22,000部） ・「建退共にご加入の共済契約者の皆様へ」（20,000部） <p>電子申請方式を利用している共済契約者に対してアンケートを実施し、電子申請方式に対する意見や要望を取りまとめた。</p> <p>また、建退共制度のあり方等についての検討材料を得ることを目的とした実態調査について、質問項目に電子申請方式の利用状況に関する設問を追加して共済契約者等に調査依頼し、電子申請方式を導入しない共済契約者の理由や意見を取りまとめた。</p> <p>実態調査の結果を把握・分析し、同方式の利用促進のための方策に反映させ、さらなる効率化に取り組むとともに、建設技能労働者の就業履歴等を登録・蓄積する建設業界全体の仕組みである「建設キャリアアップシステム」との連携についてもさらに推し進めていく。</p> <p>（電子申請方式導入企業7,750社 令和4年3月31日現在）</p> <p>【令和4年度】</p> <p>電子申請方式に係るシステムの稼働に対して、重大な障害もなく、安全かつ確実な運用を行った（電子申請方式導入企業16,157社 令和5年3月31日現在）。</p> <p>また、誰でも電子申請システムの操作を試すことができるように、電子申請専用サイトの体験版を構築した。</p> <p>さらに、新規加入者の事務手続の簡素化を図るため、建退共の共済契約申込を行った事業者に対し、契約締結と同時に電子申請方式の受付も行き、システムを利用するためのIDとパスワードを通知する仕組みを確立した（令和4年7月申込受付分から開始）。それに伴い、新規申込契約者向けのパンフレットを作成した（12,000部）。</p> <p>また、電子申請専用サイトに問い合わせフォームを設け、ユーザーと情報のやり取りができるように改修した。併せて、全ユーザー又は指定したユーザーに対し、建退共からの案内も通知できるように改良を行った。</p> <p>就労実績報告作成ツールについても建設キャリアアップシステムとの連携を強化し、「元請・一次下請一括作業方式」により、建設キャリアアップシステムに蓄積された就業履歴情</p>	<p>などの立場に合わせた説明会の開催など、共済契約者及び被共済者にとって利用しやすい環境を整えた。</p>	
--	--	--	--	--

<p>(3) 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を進めること。</p> <p>(4) PMOの設置 情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための検討を進めること。</p> <p>【指標】 中退共事業における中退共電算システムについて、2018(平成30)年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020(令和2)年度末までに新システムの要件定</p>	<p>(3) 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を進める。</p> <p>(4) PMOの設置 情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための検討を進める。</p>	<p>・情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を進めたか。</p> <p>・情報システムの整備及び管理 を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための検討を進めたか。</p>	<p>報等を一括して登録できるように改修を行った。併せて建設キャリアアップシステムのカードタッチ漏れなどによる就業履歴の不足分を補うため、就労実績報告作成ツールに登録した就労実績情報を建設キャリアアップシステムに登録することができる「一覧データ登録方式(R方式)」もリリースした。</p> <p>一連の施策による利用者増加に対応するため、コールセンター業務内容を見直し、要員の増加や情報連携の強化等、ソフト面についても拡充を図った。</p> <p>さらに、昨今の行政手続に関するデジタル化の傾向を踏まえ、現在電子申請専用サイトで運用している共済手帳申込等以外にも、オンライン申請が可能となるよう、第5期中期計画の中にシステム改修を行うための準備を進めた。</p> <p>また、令和3年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、同方式を導入しない共済契約者に対する利用促進のため、都道府県別にオンライン説明会を開催し、電子申請方式による掛金納付の解説をするとともに、建設キャリアアップシステムとの連携に係る操作方法に特化した説明会も開催した。(参加事業所5,199所)</p> <p>(3) 情報システムの整備及び管理 【令和4年度】 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システム化委員会において、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を行った。</p> <p>(4) PMOの設置 【令和4年度】 情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための議論をシステム化委員会において行った。</p>	<p>・【令和4年度】 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システム化委員会において、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を行った。</p> <p>・【令和4年度】 情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための議論をシステム化委員会において行った。</p>		
---	--	--	--	--	--	--

<p>義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。</p> <p>建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。</p> <p>建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。</p> <p>電子申請方式に関する周知の実施率（全ての共済契約者）※共済契約者数（2018（平成30）年度末）172,062所</p> <p>電子申請方式の導入に関する意向調査の実施状況</p> <p>[目標設定等の考え方]</p>						
--	--	--	--	--	--	--

<p>中退共事業における中退共電算システムについて、再構築の目的を達成するために必要な工程を指標として設定することとする。</p> <p>建退共制度における実証実験について、実験終了年度に検討結果を取りまとめることを指標として設定することとする。</p> <p>建退共制度の電子申請方式の導入に向けたシステム構築及び周知等の目的等を達成するために必要な要件や工程を設定することとする。</p> <p>電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。</p>	<p>5 契約の適正化の推進</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進</p>	<p>・「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施したか。</p>	<p>5 契約の適正化の推進</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進した。</p>	<p>・「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するため、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行うことにより、取組を着実に実施した。</p>	<p>・「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するため、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行うことにより、取組を着実に実施した。</p>	<p>・「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するため、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行うことにより、取組を着実に実施した。</p>
--	--	------------------------------------	---	---	---	---

<p>すること。</p> <p>(1) 公正かつ透明な調達手続による適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施すること。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保すること。また、契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検を受けること。</p> <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よりも増加させないよう努めること。</p> <p>(3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>する。</p> <p>(1) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。</p> <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。</p> <p>(3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施しているか。</p> <p>・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。</p>	<p>(1) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施した。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保するよう努めた。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けた。</p> <p>なお、競争性のない随意契約に係る契約情報をホームページに公表した。</p> <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。</p> <p>公告期間の延長、十分な履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなどの取組により、第4期中期目標期間における一者応札の平均件数は、前中期目標期間における一者応札の平均件数と同数となり、増加させないとする目標を達成した。</p> <p>・第3期中期目標期間における一者応札の年間平均件数 36件 ・第4期中期計画期間における一者応札の年間平均件数 36件 (平成30年度78件、令和元年度22件、令和2年度31件、令和3年度32件、令和4年度17件)</p> <p>(3) 業務監査、会計検査による監査・検査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。</p>	<p>・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。</p> <p>・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。</p>	<p>・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。</p> <p>・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。</p>	<p>・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。</p> <p>・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。</p>
--	--	---	--	---	---	---

			<ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検が行われたか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者による契約監視委員会を開催し、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見をj得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者による契約監視委員会を開催し、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見をj得た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者による契約監視委員会を開催し、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見をj得た。
--	--	--	--	--	---	---	---

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)

注) 削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。
 削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 「第3 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。また、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	第3 財務内容の改善に関する事項 累積欠損金処理の取組について、累積欠損金解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画を策定・公表（令和2年11月）した。令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。 年度別の内訳をみると、令和2年度にコロナ禍対応として取られた世界的な緩和的金融政策の下で、金利低下による債券価格上昇と、潤沢な流動性による内外株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したものである。一方、令和3年度、令和4年度については、金融政策の転換による相場の反転下落により委託運用部分の収益が悪化したことに加え、令和3年度は予定運用利回り引下げに伴う技術的な責任準備金増加※等のため、累積欠損金額は増加した。 結果的に、令和4年度末はトータルとして累積剰余金目安額を上回る結果となったが、累積損失を抱える運用機関の基本ポートフォリオとしては過大なリスクを抱える中、毎年のパフォーマンスは振れが大きくなっており、累積損失額が再び大きく膨らむリスクを内包している。このようなリスクを抱える中、「第1 I 4 林業退職金共済事業（3）加入促進対策の効果的实施 ③加入目標数」に記載したとおり、加入促進も非常に厳しい状況にあることから、改めて制度のあり方の検討が必要と考えられる。 ※令和3年度は、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加した。 中期目標に定める経費削減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度までに、平成29年度予算（中期計画（第四期）から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管	<自己評価> 評価：B ・累積欠損金処理の取組について、累積欠損金解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画を策定・公表（令和2年11月）した。令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。 年度別の内訳をみると、令和2年度にコロナ禍対応として取られた世界的な緩和的金融政策の下で、金利低下による債券価格上昇と、潤沢な流動性による内外株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したものである。一方、令和3年度、令和4年度については、金融政策の	評価 B <評価に至った理由> 所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。	評価 B <評価に至った理由> 所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。		

理費を15%以上減及び業務経費を5%以上減とした中期計画予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。

*削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など）

一般管理費

【平成29年度（基準額） 215,782千円】 単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実績額	137,082	135,102	143,674	121,049	125,852
削減率	36.5%	37.4%	33.4%	43.9%	41.7%

業務経費

【平成29年度（基準額） 4,363,378千円】 単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実績額	3,823,701	3,726,486	3,824,381	3,911,074	3,916,420
削減率	12.4%	14.6%	12.4%	10.4%	10.2%

転換による相場の反転下落により委託運用部分の収益が悪化したことに加え、令和3年度は予定運用利回り引下げに伴う技術的な責任準備金増加※等のため、累積欠損金額は増加した。

結果的に、令和4年度末はトータルとして累積剰余金目安額を上回る結果となったが、累積損失を抱える運用機関の基本ポートフォリオとしては過大なリスクを抱える中、毎年のパフォーマンスは振れが大きくなっており、累積損失額が再び大きく膨らむリスクを内包している。このようなリスクを抱える中、「Iの第1のIの4 林業退職金共済事業（3）加入促進対策の効果的実施 ③加入目標数」に記載したとおり、加入促進も非常に厳しい状況にあることから、改めて制度のあり方の検討が必要と考えられる。

※令和3年度は、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加した。

中期目標に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度までに、平成29年度予算（中期計画（第四期）から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費15%以上減及び業務経費5%以上減とした中期計画予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。

*削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など）

これらを踏まえ、B評価とする。

<評価の視点に対する措置>

・累積欠損金処理の取組について、累積欠損金解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証

・累積欠損金について、財政検証終了後3か月後に新たな累積欠損金解消計画（令和2年度～30年度解消）

・累積欠損金について、財政検証終了後3か月後に新たな累積欠損金解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・

<評価の視点>
・累積欠損金の着実な解消を図ったか。

			<p>・業務運営の効率化に考慮した予算を作成し、適切な管理を行ったか。</p>		<p>を踏まえた新たな累積欠損金解消計画を策定・公表（令和2年11月）した。令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。</p> <p>年度別の内訳をみると、令和2年度にコロナ禍対応として取られた世界的な緩和的金融政策の下で、金利低下による債券価格上昇と、潤沢な流動性による内外株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したものである。一方、令和3年度、令和4年度については、金融政策の転換による相場の反転下落により委託運用部分の収益が悪化したことに加え、令和3年度は予定運用利回り引下げに伴う技術的な責任準備金増加※等のため、累積欠損金額は増加した。</p> <p>結果的に、令和4年度末はトータルとして累積剰余金目安額を上回る結果となったが、累積損失を抱える運用機関の基本ポートフォリオとしては過大なリスクを抱える中、毎年のパフォーマンスは振れが大きくなっており、累積損失額が再び大きく膨らむリスクを内包している。このようなリスクを抱える中、「Iの第1のIの4 林業退職金共済事業（3）加入促進対策の効果的実施 ③加入目標数」に記載したとおり、加入促進も非常に厳しい状況にあることから、改めて制度のあり方の検討が必要と考えられる。</p> <p>※令和3年度は、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加した。</p> <p>・中期目標に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度までに、平成29年度予算（中期計画（第四期）から削減対象外とした</p>	<p>を策定・公表した。令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画の累積剰余金目安額△762百万円を上回った。</p> <p>・経費節減目標を達成するため、平成29年度予算（今中期計画から削減対象外とした経費を除いた額）と比</p>	<p>公表した。令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画の累積剰余金目安額△723百万円を上回った。</p> <p>・経費節減目標を達成するため、平成29年度予算（今中期計画から削減対象外とした経費を除いた額）と比較し</p>
--	--	--	---	--	---	--	--

					<p>経費を除いた額)と比較して、一般管理費を15%以上減及び業務経費を5%以上減とした中期計画予算を作成し、当該予算に基づき適切な管理を行った。</p> <p>*削減対象外経費(水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など)</p>	<p>較して、一般管理費15%減及び業務経費5%減とした中期計画予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。</p>	<p>て、一般管理費15%減及び業務経費5%減とした中期計画予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。</p>
--	--	--	--	--	--	---	---

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	1 内部統制の強化 2 情報セキュリティ対策の推進等 (1) 情報セキュリティ対策の推進 (2) 災害時等における事業継続性の強化 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 4 資産運用における社会的に優良な企業への投資 5 人事に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。	同左		15回	14回	4回	24回	25回	
同上【達成度】			【100.0%】	【93.9%】	【26.7%】	【160.0%】	【166.7%】	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
第6 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、資産	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下の体制で取り組んだ。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有した。 (1) 資産運用委員会 主に以下の項目について「資産運用委員会」の審議の結果を反映させた。	<自己評価> 評価：A 機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されている公的機関であること、また金融を業とする独立行政法人であることを踏まえ、統制環境整備のため、職員に高い職業倫理が必要とされることを理事長が発信し、理事会で徹底した。また、統制活動として、文書決裁ルールを徹底し、責任の明確化を図っ	評価 A <評価に至った理由> 内部統制について、統制環境整備のため職員に高い職業倫理が必要とされることを理事長が発信し、理事会で徹底した。資産運用委員会、情報セキュリティ有識者委員会、リスク管理・コンプライアンス委員会など、専門性の高い外部有識	評価 A <評価に至った理由> 内部統制について、統制環境整備のため職員に高い職業倫理が必要とされることを理事長が発信し、理事会で徹底した。資産運用委員会、情報セキュリティ有識者委員会、リスク管理・コンプライアンス委員会など、専門性の高い外部有識者委員が参画する委員会開催や、監事監査等を通じて内部統制		

<p>理局長通知) に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。</p>	<p>運用委員会や運営委員会をはじめとする各種会議や監事監査等を通じて、内部統制システムを適切に運用するとともに、内部の仕組みが有効に機能しているか継続的に点検・検証し改善することにより、内部統制のさらなる強化を図る。</p> <p>また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知) に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。</p>	<p>【平成30年度】運用受託機関の評価方法等 【平成30年度】【令和元年度】【令和2年度】運用受託機関及び管理受託機関の募集・選定 【令和元年度】自家運用対象債券の拡充 【令和2年度】【令和3年度】【令和4年度】基本方針の改正 【令和2年度】日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明 【令和3年度】基本ポートフォリオの見直し 【令和3年度】 資産運用に携わる役職員の使命及び規範を明確にするため、「資産運用業務に携わる独立行政法人勤労者退職金共済機構役職員の行動規範」を策定し、内部統制の強化に努めた。</p> <p>(2) 情報セキュリティ委員会 情報セキュリティ委員会を開催し、審議を行った。 (開催実績) 【平成30年度】 5回 【令和元年度】 1回 【令和2年度】 2回 【令和3年度】 1回 【令和4年度】 2回</p> <p>[主な審議事項] 【平成30年度】 ・昨年度に行ったNISCのペネトレーションテストへの対応策及び中退共システム再構築等における取扱い。 ・平成30年度厚生労働省所管法人等における情報セキュリティ対策連絡会議について報告。 ・標的型メール訓練の実施結果と内部監査(情報セキュリティ対策関係・上期)に係る状況の報告及び今後の課題の審議。 ・政府統一基準の改定に伴う、独立行政法人勤労者退職金共済機構における情報セキュリティのための対策基準の改定。 ・今年度の実績報告と来年度の対策推進計画。</p> <p>【令和元年度】 ・WEB診断および自己点検の実施結果と内部監査(情報セキュリティ対策関係)に係る状況の報告及び今後の課題の審議。 ・今年度の実績報告と来年度の対策推進計画に係る審議。</p> <p>【令和2年度】 新たに策定する、会議や研修等のWEB上での開催・実施のための「WEB会議等の利用に係る手順書」に係る審議。 ・システム管理部による、各部署独自調達端末等の一元管理を目的とした「システム管理部による一括調達以外の各課端末機器に係る保有状況管理要領」に係る審議。 ・標的型メール訓練及び自己点検の実施結果。 ・内部監査(情報セキュリティ対策関係)に係る状況の報告及び今後の課題。 ・今年度の実績報告と来年度の対策推進計画。</p> <p>【令和3年度】 ・サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)及び政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群改正を踏まえ、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の改定。 ・標的型メール訓練及び自己点検の実施結果。 ・内部監査(情報セキュリティ対策関係)に係る状況の報告及び今後の課題。 ・今年度の実績報告と来年度の対策推進計画。</p> <p>【令和4年度】 ・情報取扱手順書の改定及びCD・DVD等管理・使用に係る今後の取扱い。</p>	<p>た。さらに、機構のガバナンス体制強化のために設置した各委員会の委員による助言等、専門性の高い外部有識者委員に参画いただき、委員会の実効性のある運営を行うことで、内部統制のさらなる強化を図った。</p> <p>情報セキュリティ対策については、第3期中期計画期間の途中で策定した新規施策に基づき第3期・第4期を通じて継続的に取組を行ってきた。第4期においては、コロナ禍の下で利用が急増したWEB会議に関する規程の整備、インシデントの予防/迅速な事後対応に不可欠な情報端末・記録媒体の正確な把握を行うため、取扱要領の整備や管理体制の確立、サイバー攻撃に備える標的型メール訓練やLANケーブル抜線訓練等各種訓練の実施、全役職員必修の研修等の施策を行い、情報セキュリティ有識者委員会(外部有識者3名)では委員から、手厚い取組みと評価された。標的型メール訓練における開封者比率やLANケーブル抜線訓練での対応所要時間は、何れも顕著に改善しており、継続的な訓練実施の成果が見られた。実際にWEBサーバ等へのサイバー攻撃を受けた際にも、迅速な対応により、ホームページ停止を短期間に止めるなど被害の最小化に繋がっている。</p> <p>また、BCP関連では、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備え、データバックアップ等を行った。さらに令和2年度には、WEB・メールシステムの更改に併せ、DNS機能の一部をクラウドへ移行し、機構内に設置されて</p>	<p>者委員が参画する委員会開催や、監事監査等を通じて内部統制の強化に取り組んだ。</p> <p>資産運用における社会的優良な企業への投資について、公的機関の資産運用におけるESG要素に関するエンゲージメントを実施した。</p> <p>定量的な指標以外の部分で、法人が自主的に次期につながる枠組み作りなどに取組み、目標策定時に想定した以上の成果をあげたことを考慮し、「A」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>	<p>の強化に取り組んだ。</p> <p>資産運用における社会的優良な企業への投資について、公的機関の資産運用におけるESG要素に関するエンゲージメントを実施した。</p> <p>定量的な指標以外の部分で、法人が自主的に次期につながる枠組み作りなどに取組み、目標策定時に想定した以上の成果をあげたことを考慮し、「A」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>
---	--	---	---	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・WEB会議に係る情報セキュリティ対策状況の報告。 ・標的型メール訓練並びに自己点検の実施結果。 ・内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況の報告及び今後の課題。 ・今年度の実績報告と来年度の対策推進計画。 <p>(3) 情報セキュリティ有識者委員会 情報セキュリティ有識者委員会を開催し審議を行うとともに、有識者から助言を受けた。 (開催実績)</p> <p>【平成30年度】 1回 【令和元年度】 1回 【令和2年度】 1回 【令和3年度】 1回 【令和4年度】 1回</p> <p>[主な審議事項] 【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CIO補佐官活動年次活動報告 ・情報セキュリティ対策における状況報告 ・情報セキュリティに係る対策推進計画（案）の策定 ・中退共電算システムの再構築 ・建退共における掛金納付方法についての電子申請方式 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度大型連休対応に関する報告 ・端末等電子機器の台数整備 ・サイバーセキュリティ協議会への参加 ・システム業務に従事する職員の採用 ・中退共電算システムの再構築 ・建退共における掛金納付方法についての電子申請方式の導入 ・CIO補佐官年次活動報告については、新型コロナウイルス拡大防止の観点から次年度へ延期となった。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CIO補佐官活動年次活動報告 ・情報セキュリティ対策における状況報告 ・情報セキュリティに係る対策推進計画（案）の策定 ・中退共電算システムの再構築 ・建退共における掛金納付方法についての電子申請方式の導入 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CIO補佐官活動年次活動報告 ・情報セキュリティ対策における状況報告 ・情報セキュリティに係る対策推進計画（案）の策定 ・機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準（案）の改定 ・中退共電算システムの再構築 ・建退共における掛金納付方法についての電子申請方式 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CIO補佐官活動年次活動報告 ・情報セキュリティに係る対策推進計画（案）の策定 ・中退共電算システムの再構築 ・情報セキュリティ対策における状況報告 ・WEB会議に係る情報セキュリティ対策状況の報告 	<p>いるWEBサーバの死活を監視させ、通信が途絶えた際には、自動的にSorryページを表示する機能を実装した。また、本更改により、WEBサーバを東京のデータセンタから大阪のデータセンタへ移行し、首都直下型地震等により機構内のシステムが停止した際は、データセンタにてSorryページを表示させることで、災害時等における事業継続性の強化を図った。</p> <p>資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントの形で実施する方針としている。</p> <p>機構は、公的機関のアセットオーナーとして、実務レベルのスチュワードシップ活動報告会と運用受託機関親会社トップマネジメントとの面談（トップ面談）でのエンゲージメントにおいて、ESG各要素について機構の立場から見た重要性を情報発信している。トップ面談は、開始から5年を経て、面談先からも評価され、定着した。取組当初から一貫して、適切なスチュワードシップ活動、特にエンゲージメントを実施するためには、業界全体として人材養成が必要、との問題提起を行い、広く主要運用機関トップの共感を得た。</p> <p>また、社会（S）要素において、大企業だけでなく中小企業や非正規労働者も含めた労働環境の改善や多様性への取組が重要であるとの問題意識も一貫して発信している。</p> <p>この他、日本版スチュワードシップコード再改訂</p>	
--	--	--	---	--

		<p><評価の視点></p> <p>・内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有したか。</p>	<p>（４）システム化委員会 第4期中期計画期間中の各事業本部等のシステム案件について精査するとともに審議を行った。また、令和4年度第2回システム化委員会においては、第5期中期計画期間におけるシステム関係予算に係る案件の精査を行うとともに、情報システムの整備及び管理に係る体制整備（P MO設置等）の検討を行った（1/10）。</p> <p>【平成30年度】 4回（4/26、7/31、9/26、12/26） 【令和元年度】 3回（6/5、10/31、1/9） 【令和2年度】 2回（7/31 書面開催、1/7 書面開催） 【令和3年度】 2回（7/30 書面開催、1/7） 【令和4年度】 2回（8/31、1/10）</p> <p>（５）リスク管理・コンプライアンス体制 リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、リスク項目、リスク度合い、対応等の検討、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行った。</p> <p>（開催実績） 【平成30年度】 2回 【令和元年度】 1回 【令和2年度】 2回 【令和3年度】 1回 【令和4年度】 1回</p> <p>[主な審議事項] 【平成30年度】 ・リスクの鳥瞰図（リスク・マップ）の更新 ・ハラスメント及び倫理規程について ・適正な通勤手当の支給に向けた取組について</p> <p>【令和元年度】 ・リスクの鳥瞰図（リスク・マップ）の更新</p> <p>【令和2年度】 ・中小企業退職金共済制度に係る不正事案の追加調査について ・新型コロナウイルス感染対策等に係る管理項目が新たに追加されたリスク・マップについて</p> <p>【令和3年度】 ・中小企業退職金共済制度に係る不正事案の再追加調査について ・中退共システム再構築等に係る管理項目が新たに追加されたリスク・マップについて</p> <p>【令和4年度】 ・リスクの鳥瞰図（リスク・マップ）の更新</p> <p>（６）モニタリング体制 財務報告等の信頼性を確保するため、毎年度、監事による監査を受けた（6月）。また、毎年度、監査法人による前事業年度の期末監査を、4月から6月にわたって受け、監査報告書を受領した（6月）。</p> <p>業務執行状況について、毎年度、監事による業務監査を受けた（2月）。</p> <p>・業務運営・推進会議を開催し、機構内各部署に係る前事業年度の実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「事業年度業務実績等報告書（案）」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した（6/30）。また、毎年度11月には、事業年度計画の上半期進捗報告及び下半期計画に基づき審議を行い、事業年度計画の進捗状況の把握に努めた。</p> <p>さらに、過年度の実績を踏まえ、新たな事業年度計画を策定した。</p> <p>（開催実績）</p>	<p>への対応（令和2年度）や議決権行使のあり方（令和3年度）、カーボンニュートラルに向けたトランジションのあり方（令和4年度）など、折々の重要トピックスについて意見交換を行っている。資産運用委員会からは、内容面でも、発展・深化していると高く評価された。</p> <p>これらを踏まえ、A評価とする。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・業務の適正を確保するため、各種会議や委員会において規程を適時適切に見直し、研修等を通じて役職員へ周知を行うことにより認識を共有した。</p>	<p>・厚生労働大臣任命の資産運用委員会において、資産運用の基本方針の変更など重要事項について、本委員会での議を経て決定した。また、資産運用に携わる役職員の使命及び規範を明確にするため、「資産運用業務に携わる独立行政法人勤労者退職金共済機構役職員の行動規範」を令和3年度に策定し、内部統制の強化に努めた。</p> <p>情報セキュリティ委員会において、政府統一基準の改定に伴う、機構情報セキュリティのための対策基準の改定、「WEB会議等の利用に係る手順書」の策定及び各部署独自調達端末等の一元管理を目的とした「システム管理部による一括調達以外の各課端末機器に係る保有状況管理要領」の策定について審議を行い、情報セキュリティ対策の改善に努めた。</p> <p>システム化委員会において審議を行い、情報セキュリティ対策の改善に努めた。</p> <p>システム化委員会において、各事業本部等のシステム案件</p>	<p>・厚生労働大臣任命の資産運用委員会において、資産運用の基本方針の変更など重要事項について、本委員会での議を経て決定した。また、資産運用に携わる役職員の使命及び規範を明確にするため、「資産運用業務に携わる独立行政法人勤労者退職金共済機構役職員の行動規範」を令和3年度に策定し、内部統制の強化に努めた。</p> <p>情報セキュリティ委員会において、政府統一基準の改定に伴う、機構情報セキュリティのための対策基準の改定、「WEB会議等の利用に係る手順書」の策定及び各部署独自調達端末等の一元管理を目的とした「システム管理部による一括調達以外の各課端末機器に係る保有状況管理要領」の策定について審議を行い、情報セキュリティ対策の改善に努めた。</p> <p>システム化委員会において、各事業本部等のシステム案件について精査を行った。</p> <p>リスク管理・コンプライアンス委員会において、リスク・マップの更</p>
--	--	---	--	--	---	---

		<p>・内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行ったか。</p>	<p>【平成30年度】 5回 【令和元年度】 3回 【令和2年度】 2回 【令和3年度】 3回 【令和4年度】 3回</p> <p>・監事より業務及びシステム監査を受け、業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況について、問題・課題の指摘と、是正、改善に向けた提言がなされた。</p> <p>【平成30年度】 建退共山梨県支部 6/19 建退共宮城県支部 11/22 建退共岐阜県支部 12/7 建退共山口県支部 1/22～23</p> <p>【令和元年度】 建退共和歌山県支部 7/19 建退共島根県支部 7/25 建退共岩手県支部 8/2 建退共富山県支部 11/27 建退共埼玉県支部 12/16</p> <p>【令和2年度】 複数の建退共支部に対する業務監査及びシステムの実地監査が予定されていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。 なお、本部の業務委託先監査における個人情報の管理状況について書面監査を受けた（2/18）。</p> <p>【令和3年度】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面及び電話ヒアリングにて監査を受けた。 建退共佐賀県支部、建退共長崎県支部、建退共長野県支部（8/24） 建退共神奈川県支部、建退共千葉県支部（8/27）</p> <p>【令和4年度】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面及び電話ヒアリングにて監査を受けた。 建退共福井県支部、建退共奈良県支部、建退共香川県支部（8/23） 建退共福島県支部、建退共群馬県支部（8/24）</p> <p>・内部監査計画書に基づき、内部統制（規程遵守、個人情報の適切な取扱い等）及び情報セキュリティ対策等を重点として、内部監査を実施し、改善要請を行うとともに、前回監査で指摘した事項等の改善状況を確認した。</p> <p>[主な監査事項] 【平成30年度】 ・勤労者財産形成融資及び雇用促進融資の業務状況等に係る監査（2/20） ・P C、U S B及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査（7/26～8/1、1/25～2/5） ・内部統制及び情報セキュリティ対策に関する監査（12/25） ・前年度監査フォローアップ（11/16、1/31） ・大阪相談コーナーの情報セキュリティ対策実施状況等に係る監査（3/1） ・保有特定個人情報の取扱い状況に係る監査（3/6～25） ・特退共支部の情報セキュリティ対策実施状況等に係る監査（建退共支部：山梨（6/19）、宮城（11/22）、岐阜（12/7）、山口（1/22）、林退共支部：広島（10/2））</p> <p>【令和元年度】 ・P C、U S B及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査（4/11～4/19、12/10～</p>	<p>・内部監査を実施し、内部統制（規程遵守、個人情報の適切な取扱い等）、情報セキュリティ対策等を重点として、改善要請を行うとともに、前回監査で指摘した事項等の改善状況を確認した。</p>	<p>について精査を行った。 リスク管理・コンプライアンス委員会において、リスク・マップの更新等を行うとともに、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行った。</p> <p>各種施策・計画の進捗状況等を、監事による監査、業務運営・推進会議、内部監査などによりモニタリングを行い、P D C Aサイクルを適切に機能させた。</p>	<p>新等を行うとともに、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行った。</p> <p>各種施策・計画の進捗状況等を、監事による監査、業務運営・推進会議、内部監査などによりモニタリングを行い、P D C Aサイクルを適切に機能させた。</p>
--	--	---	--	--	--	--

<p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>サイバー攻撃の脅威が急速に</p>	<p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>サイバー攻撃の脅威が急速に</p>	<p><定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p>12/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> 出張旅費の取扱いに係る監査 (8/2) 保有特定個人情報等の取扱い及び情報システムの状況等に係る監査 (10/17～10/21、3/2～3/5) 特退共支部の情報対策実施状況等に係る監査 (建退共支部：和歌山 (7/19)、島根 (7/25)、岩手 (8/2)、高知 (10/11)、鹿児島 (10/16)、鳥取 (10/18)、兵庫 (10/24)、静岡 (10/31)、富山 (11/27)、埼玉 (12/16)、林退共支部：北海道 (10/8)) 勤労者財産形成業務等に係る監査 (2/19) 外部委託によるペネトレーションテスト (3/2～3/4) 前年度監査フォローアップ (6/20～順次実施) <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> PC、USB及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査 (4/21～4/22) 出張旅費の取扱いに係る監査 (1/27) 保有特定個人情報等の取扱いに係る監査 (3/11) 中退共相談コーナーに対する個人情報等の取扱い及び情報セキュリティ対策の実施状況等に係る監査 (3/1～3/2) 前年度実施の保有特定個人情報等の取扱いに係る監査フォローアップ (7/15) 及び情報セキュリティ対策に係る監査フォローアップ (7/20、3/11) 中小企業退職金共済事業に係る業務状況の監査 (7/14、7/21、8/26) 及び清酒製造業・林業退職金共済事業に係る業務状況の監査 (12/18) 勤労者財産形成事業等に係る監査 (3/12) <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> PC、USB及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査 (4/14～4/23、12/21～1/12・監査フォローアップ含む。) 保有特定個人情報等の取扱いに係る監査 (2/24～3/10) 前年度実施の情報セキュリティ対策に係る監査フォローアップ (6/25) 中小企業退職金共済事業に係る業務状況の監査 (8/26、12/1) 及び建設業退職金共済事業に係る業務状況の監査 (8/3、8/4、8/6、3/4) <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> PC、USB及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査 (4/27～6/17、12/12～2/28、監査フォローアップ含む。) 保有特定個人情報等の取扱いに係る監査 (3/7～3/31) 前年度監査フォローアップ (7/11、8/17、10/13) 特退共支部 (建退共九州8支部、清退共・林退共静岡県支部・九州8支部) の個人情報・情報セキュリティ対策等に係る監査 (10/18、書面及び電話ヒアリングにより実施：2/10～3/31) 業務執行状況に係る監査 <ul style="list-style-type: none"> → 資産運用部 (8/25、9/1) 勤労者財産形成部 (9/8、9/9) 総務部会計第一課・会計第二課 (3/1、3/3) 勤労者財産形成部管理課 (3/7) <p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>【平成30年度】</p> <p>【組織運営面】</p> <ul style="list-style-type: none"> NISCのマネジメント監査において、情報セキュリティに関わる調達案件の際には外部委託先が情報セキュリティに関する要求事項を確実に実施していることを確認するよう助言があった 			
---	---	--	---	--	--	--

<p>高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、同法等に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ること。</p> <p>システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p>	<p>高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、各種規程の整備やインシデント手順書等を見直し、整備するとともに、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施する。</p> <p>実施状況については、監事・監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。</p> <p>また、インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するため</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、同法等に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ったか。 ・システムの運用委託先において、機構のイン 	<p>ため、外部委託における情報セキュリティ対策実施手順書を作成するとともに、適正な情報取扱の確保のため、外部委託に関する様式をとりまとめ、役職員へ周知した（11/27）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策基準に紐づく手順書を作成した。 <p>○人事異動等の際に行うべき情報セキュリティ対策実施手順書 他12件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守受託事業者と定期的に情報・意見交換を行い、ハード、ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手に努めた。 <p>【設備面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NISCのペネトレーションテストでの指摘に基づき、脆弱性を指摘されたシステム（文書管理システム）へIPアドレスによる制御を実施した（6/5～6）。 ・サーバ室内に監視カメラ4台を設置した（5/26）。 <p>【運用面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週定期的に、更新プログラムのインストール及び完全スキャンを実施した。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。 ・3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。 ・30年度情報セキュリティに係る対策推進計画に基づき、以下の取組を行った。 <p>○インシデントに備えた抜線訓練（5/28）。</p> <p>○新規採用者を対象にしたセキュリティ研修（10/1）。</p> <p>○全役職員を対象とした標的型メール訓練（10/9）。</p> <p>○全役職員を対象とした個人情報及び情報セキュリティ研修（10/10～16）。</p> <p>○WEBアプリケーションのセキュリティ診断（12/17～21）。</p> <p>○全役職員を対象とした自己点検（2/5～15）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NISCの研修に参加した。 ・政府統一基準群の改定について（9/4、10、4名）。 ・統一基準群に基づく情報セキュリティ監査について（11/15、4名）。 ・10大脅威とその対策等について（12/21、3名）。 ・マネジメント監査、ペネトレーションテストの結果と課題（3/11～12、5名）。 ・CSIRT研修へ参加した（7/25、10/3、10/26、12/19）。 ・厚生労働省によるCSIRT訓練を実施した（12/4）。 ・NISCマネジメント監査のためのフォローアップが実施された（12/11～）。 ・IT人材育成・確保のための講習会に参加した。 ・政府方針関連（10/29、6名）。 ・IT調達における見積手法（1/22、2/5、5名）。 <p>【令和元年度】</p> <p>【組織運営面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査計画書に基づき、情報セキュリティ対策関係に係る監査（4/11～4/19、12/10～12/19）、保有特定個人情報に係るシステム関係監査（10/17～10/21）、外部委託によるペネトレーションテスト（3/2～3/4）及び監査フォローアップとして、前年度監査フォローアップ（6/20～順次実施）を行った。 <p>【設備面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型連休時においてWEBサーバを閉鎖し、一時的にクラウドサーバへの退避を実施した。 <p>【運用面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週定期的に、更新プログラムのインストール及び完全スキャンを実施した。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。 ・3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。 ・令和元年度情報セキュリティに係る対策推進計画に基づき、以下の取組を行った。 <p>○新規採用者を対象としたセキュリティ研修（4/1、10/1）。</p> <p>○インシデントに備えた抜線訓練（4/23、12/19）。</p>	<p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インシデントの連携訓練やインシデント時におけるLANケーブルの抜線訓練及び標的型攻撃メール訓練を実施し、職員のセキュリティ意識の向上を図った。 <p>全役職員について、情報セキュリティ研修を行った結果、情報セキュリティに対する遵守率が向上したことを毎年度実施している情報セキュリティに係る自己点検の結果より確認した。</p> <p>CSIRT研修、NISC研修、情報セキュリティ対策推進連絡会議、所管法人CSIRT担当者会議等への参加により、サイバーセキュリティ分野における様々な情報収集を行い、関係者に周知した。</p> <p>大型連休時において、機構のWEBサーバを閉鎖し、ホームページの一時閲覧停止の旨を退避用クラウドサーバにて掲示することで、セキュリティ・インシデントのリスクを回避した。</p> <p>・委託事業者から定期的に保守報告を受け、情報共有、意見交換を行った。</p>	<p>・情報セキュリティ対策についてWEB会議に関する規程整備、インシデントの予防／迅速な事後対応に不可欠な情報端末の正確な把握・管理体制の確立、サイバー攻撃に備える標的型メール訓練やLANケーブル抜線訓練等各種訓練や全役職員必修の研修等の施策を行い、情報セキュリティ有識者委員会(外部有識者3名)では委員から、手厚い取り組み振りと評価された。標的型メール訓練における開封者比率やLANケーブル抜線訓練での対応所要時間は、何れも顕著に改善しており、継続的な訓練実施の成果が見られた。</p> <p>実際にWEBサーバ等へのサイバー攻撃を受けた際にも、迅速な対応により、ホームページ停止を短期間に止めるなど被害の最小化に繋がっている。</p> <p>CSIRT研修、NISC研修、情報セキュリティ対策推進連絡会議等、各種会議等への参加により、サイバーセキュリティ分野における様々な情報収集を行い、関係者に周知した。</p>	<p>・情報セキュリティ対策に関する規程整備、インシデントの予防／迅速な事後対応に不可欠な情報端末の正確な把握・管理体制の確立、サイバー攻撃に備える標的型メール訓練やLANケーブル抜線訓練等各種訓練や全役職員必修の研修等の施策を行い、情報セキュリティ有識者委員会(外部有識者3名)では委員から、手厚い取り組み振りと評価された。標的型メール訓練における開封者比率やLANケーブル抜線訓練での対応所要時間は、何れも顕著に改善しており、継続的な訓練実施の成果が見られた。</p> <p>実際にWEBサーバ等へのサイバー攻撃を受けた際にも、迅速な対応により、ホームページ停止を短期間に止めるなど被害の最小化に繋がっている。</p> <p>CSIRT研修、NISC研修、情報セキュリティ対策推進連絡会議等、各種会議等への参加により、サイバーセキュリティ分野における様々な情報収集を行い、関係者に周知した。</p>
--	--	---	--	--	--	---

	<p>の訓練や研修等を行う。</p>	<p>シデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ったか。</p> <p>・セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ったか。</p>	<p>○全役職員を対象とした標的型メール訓練を実施し（11/13）、結果を集計・分析し、理事会（1/9）にて報告。</p> <p>○全役職員を対象とした情報セキュリティ対策の自己点検を実施（2/5～2/20）し、結果を情報セキュリティ委員会（3/30）にて報告。</p> <p>○情報セキュリティ監査（WEBアプリケーションのセキュリティ診断）を実施（3/2～3/5）し、結果を情報セキュリティ委員会（3/30）にて報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二G SOC報告会へ参加した（5/16、12/19）。 ・NISCの研修に参加した（6/13、9/25、12/13）。 ・JPCERT情報共有会へ出席した（7/8、12/20）。 ・CSIRT研修に参加した（7/26、8/23、11/28、2/21）。 ・サイバーセキュリティ協議会への参加申込みをした（9/27）。 ・IT人材育成確保のための研修に出席した（10/21・25、1/27・31、2/26・28）。 ・独法等CSIRT会合に出席した（11/22）。 ・インシデント発生時を想定した厚生労働省によるCSIRT訓練を実施（12/3）。 ・実践的サイバー防御演習（CYDER）に参加した（1/20）。 <p>【令和2年度】 【組織運営面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査計画書に基づき、情報セキュリティ対策関係に係る監査（4/21～4/22）、保有特定個人情報に係るシステム関係監査（3/11）及び監査フォローアップとして、前年度監査フォローアップ（7/20、3/11）を実施した。 ・個人情報保護委員会による「特定個人情報管理に関する検査（6/19～9/16）」において指摘された「委託先における特定個人情報の取扱状況の把握」について、清酒製造業及び林業退職金共済事業業務委託の契約先である各都道府県支部に対して、業務委託契約書に盛り込んだ内容の順守状況を明記した「特定個人情報管理状況報告書」の提出を行うよう依頼し、同報告書を受理・確認することで、委託先における特定個人情報の取扱状況を的確に把握した（11月）。 ・NISCによる「ペネトレーションテスト（12/14～12/16）」及び「マネジメント監査（1/14～1/20）」を受検した。 <p>【設備面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型連休時においてWEBサーバを閉鎖し、一時的にクラウドサーバへの退避を実施した。 <p>【運用面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正なUSBメモリ管理のため、「USBメモリの管理・使用に係る取扱要領」を策定した（4月）。 ・WEB会議等を行う際のセキュリティ要領等を含めた「WEB会議等の利用に係る手順書」を策定した（10月）。 ・システム管理部による、各部署独自調達端末等の一元管理を目的とした「システム管理部による一括調達以外の各課端末機器に係る保有状況管理要領」を策定した（10月）。 ・毎週定期的に、更新プログラムのインストール及び完全スキャンを実施した。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。 ・3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。 ・令和元事業年度内部監査の結果、指摘された以下のセキュリティ上の問題に対し、改善を行った。 <p>○反射型クロスサイトスクリプティングへの対策（5/15）。</p> <p>○httpを使用することによる重要情報漏洩リスクへの対策（8/31）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度情報セキュリティに係る対策推進計画・教育実施計画に基づき、以下の取組を行った。 <p>○新規採用者を対象とした情報セキュリティ研修（4/1）。</p> <p>○NISC研修（9/17、11/30 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ）。</p> <p>○CSIRT研修（9/17 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ）。</p> <p>○情報セキュリティ・インシデント連携訓練（10/14 厚生労働省主催）。</p> <p>○情報セキュリティ対策推進連絡会議（12/16 厚生労働省主催）。</p>	<p>また、ハードウェア・ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手に努めた。</p> <p>・情報セキュリティ委員会を開催し、標的型メール訓練及び自己点検の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況の報告及び今後の課題、各年度の対策推進計画について審議を行った。また、政府統一基準の改定に伴う、機構情報セキュリティのための対策基準の改定など、各種規程や取扱要領の策定及び改定についても審議を行い、情報セキュリティ対策の改善に努めた。</p>		
--	--------------------	--	--	--	--	--

			<p>○全役職員を対象としたインシデント抜線訓練 (12/18)。 ○全役職員を対象とした標的型メール訓練 (1/12)。 ○全役職員を対象とした情報セキュリティに係る自己点検 (1/12～1/22)。 ○全役職員を対象とした文書管理、個人情報及び情報セキュリティ研修 (2/1～2/24)。 ○所管法人CSIRT担当者会議 (2/24 厚生労働省主催)。</p> <p>【令和3年度】 【組織運営面】 ・内部監査計画書に基づき、情報セキュリティ対策関係に係る監査 (4/14～4/23、12/21～1/12)、保有特定個人情報に係るシステム関係監査 (2/24～3/10) 及び監査フォローアップとして、前年度監査フォローアップ (6/25) を実施した。 ・NISCによるマネジメント監査において指摘された事項に対する改善策等について、統括情報セキュリティ責任者 (総務部長) 事務連絡を发出し、機構内での周知徹底を図った。 ・NISCによる「フォローアップ監査 (2/9)」を受検した。</p> <p>【設備面】 ・大型連休時においてWEBサーバを閉鎖し、一時的にクラウドサーバへの退避を実施した。 ・WEB・メールサーバを更改し、より強固なアクセス制御を可能とするため、メールシステムにプロキシサーバを導入、同サーバをDMZへ配置し、メールサーバ本体の配置場所をDMZから安全度の高い内部ネットワークへ変更した。 ・外部に公開しているWEBサイトについて、情報の盗聴及び改竄防止のため、外部通信の暗号化及び電子証明書による認証の対策を講じ、すべてのサイトにhttpsを実装した。</p> <p>【運用面】 ・サイバーセキュリティ基本法 (平成26年法律第104号) 及び政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群改正を踏まえ、「機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準」を改定した (3月)。 ・毎週定期的に、更新プログラムのインストール及び完全スキャンを実施した。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。 ・3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。 ・令和3年度情報セキュリティに係る対策推進計画・教育実施計画に基づき、以下の取組を行った。 ○新規採用者を対象とした情報セキュリティ研修 (4/1)。 ○NISC業務説明会及び勉強会 (5/28、9/9 オンライン開催)。 ○JP CERT情報共有会 (6/7、10/11、2/24 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ)。 ○情報セキュリティ対策推進連絡会議 (6/30 厚生労働省主催、オンライン開催)。 ○CYDER演習説明会 (8/3 オンライン開催)。 ○全役職員を対象としたインシデント抜線訓練 (9/14)。 ○情報セキュリティ・インシデント連携訓練 (10/21 厚生労働省主催)。 ○第二GSOC報告会 (11/17 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ)。 ○全役職員を対象とした文書管理、個人情報及び情報セキュリティ研修 (12/1～12/28)。 ○全役職員を対象とした標的型メール訓練 (1/6)。 ○全役職員を対象とした情報セキュリティに係る自己点検 (1/17～2/2)。 ○CSIRT研修 (1/19、2/21、3/17 オンライン開催)。 ○CYDER演習 (2/24 オンライン開催)。 ○所管法人CSIRT担当者会議 (2/28 厚生労働省主催、オンライン開催)。</p> <p>【令和4年度】 【組織運営面】 ・内部監査計画書に基づき、情報セキュリティ対策関係に係る監査 (PC、USB及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査 (4/27～6/17、12/12～2/28) 監査フォローアップ含む。)を行った。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

<p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備な</p>	<p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備な</p>	<p>・災害時における事業継続性強化のための対策を講じているか。</p>	<p>【設備面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型連休時においてWEBサーバを閉鎖し、一時的にクラウドサーバへの退避を実施した。 <p>【運用面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報を含むCD、DVD等の記録媒体を適正に管理するため、新たに「CD・DVD等の管理・使用に係る取扱要領」を策定した(3月)。 ・3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。 ・毎週定期的に、更新プログラムのインストール及び完全スキャンを実施した。当日は毎週全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。 ・令和4年度情報セキュリティに係る対策推進計画・教育実施計画に基づき、以下の取組を行った。 ○NISC勉強会(4/21、4/22、7/29、9/26 オンライン開催)。 ○全役職員を対象としたインシデント抜線訓練(5/16)。 ○サイバーセキュリティ協議会説明会(5/16、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ)。 ○情報セキュリティ対策推進連絡会議(6/23 厚生労働省主催、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ)。 ○CSIRT向け訓練(6/27、9/30 厚生労働省主催、オンライン開催)。 ○JPCERT情報共有会(7/29、12/27 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ)。 ○第二GSOC報告会(8/10、2/27 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ)。 ○CSIRT会合(9/15 NISC主催、オンライン開催)。 ○CSIRT研修(10/5、12/23、1/30 NISC主催、オンライン開催)。 ○所管法人CSIRT担当者会議(2/10 厚生労働省主催、オンライン開催)。 ○インシデント発生時を想定した厚生労働省との連携訓練の実施(10/13 実施済、厚生労働省主催)。 ○全役職員を対象とした標的型メール訓練(1/18)。 ○全役職員を対象とした情報セキュリティに係る自己点検(1/18～31)。 ○全役職員を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修(1/30～2/22)。 ○WEBアプリケーションのセキュリティ診断(3/9～17)。 <ul style="list-style-type: none"> ・CIO補佐官も出席のもと、情報セキュリティ委員会を開催し、以下について審議を行った。 ○情報取扱手順書の改定及びCD・DVD等管理・使用に係る今後の取り扱い ○WEB会議に係る情報セキュリティ及び標的型メール訓練並びに自己点検の実施結果と内部監査(情報セキュリティ対策関係)に係る状況報告、また、今後の課題の審議及び今年度の実績報告と来年度の対策推進計画 <p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等の安否状況を迅速かつ容易に確認するために導入した安否確認サービスの訓練を行った(6/15)。 ・機構が保有する各情報システムにおける事業継続計画(IT-BCP)を作成した。 ・中退共電算システムについては、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、給付関連データの遠隔地へのデータ転送によるバックアップを継続。また、非常時の転送データ利用訓練を定期的に(概ね3か月に1回)実施した。 ・システムバックアップ及び各業務のデータバックアップとその外部保管(毎日)を行った。 ・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直 	<p>・新型コロナウイルスの感染又は感染の疑いが判明したことを想定し、関係機関への連携確認や事業継続性を考慮した対応を検討し、マニュアル案の作成を行った。また、自然災害(風水害・地震)に伴う交通機関の計画運休への対応等について、職員の安全の確保及び事業継続性の観点から整理し、職員へ周知した。</p>	<p>・システムの機能停止やデータ破損に備えた遠隔地へのデータ転送実施、事業継続計画策定等、災害時における事業継続性強化のための対策を講じている。</p>	<p>・システムの機能停止やデータ破損に備えた遠隔地へのデータ転送実施、事業継続計画策定等、災害時における事業継続性強化のための対策を講じている。</p>
---	---	--------------------------------------	---	--	---	---

<p>ど事業継続性を強化するための対策を講じること。</p>	<p>ど事業継続性を強化するための対策を講じる。</p>		<p>しに関する検討を開始した。</p> <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害（風水害・地震）が発生した際の交通機関の計画運休への対応等について、職員の安全の確保及び事業継続性の観点から整理し、職員へ周知した。 また、新型コロナウイルスの深刻な感染拡大に伴い、職員が感染若しくは感染の疑いが判明したことを想定し、関係機関への連携の確認や事業継続性を考慮した対応を検討し、マニュアル案の作成を行った。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送と、非常時の転送データ利用訓練を実施した。 ・システムバックアップとその外部保管（毎日）を行った。 ・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直しに関する検討を行った。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、従来の対面による会議の開催や研修の受講が困難となったことにより、大人数が一堂に会することなく会議の実施や研修の受講ができるWEB会議システムの導入、及び、WEB会議システムの利用上の注意事項や管理要領を「WEB会議等の利用に係る手順書」として策定に向けた業務を行うことで、事業継続性の強化を図った。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じた。 ・WEB・メールシステムの更改に併せ、DNS機能の一部をクラウドへ移行し、機構サーバ室に設置されているWEBサーバの死活を監視させ、通信が途絶えた際に、自動的にSorryページを表示するDNSフェールオーバー機能を実装した。また、東京のデータセンタに設置していたSorryページを表示するWEBサーバ設置を、本更改により大阪のデータセンタへ移行し、首都直下型地震等により機構内のシステムが停止した際には、データセンタにてSorryページを表示させ、事業継続性の強化を図った。 ・機構における職員の新型コロナウイルス感染による業務継続リスクを低減させるため、感染者発生時の対応マニュアルを策定するとともに、昨年度中に発生していた機構における感染拡大防止の対応に係る事務連絡について、地域の感染状況や感染防止の知見等の変化に応じて改正を行った。 さらに、これらに応じた対応（来客応接場所の衝立等の設置）を一部行った。 なお、当該事務連絡に記載した事項のうち、機構内で勤務する派遣会社、業務委託会社（以下「派遣会社等」という。）の労働者にも遵守してもらう必要があることについて、それぞれの派遣会社等及びそれぞれの労働者にも文書による協力要請を行い、了承を得た。 ・派遣会社等の契約更新にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応等について、総合評価落札方式の審査項目に追加し、これらに対する措置を講じている会社と契約する方針とすることで、機構における新型コロナウイルス感染拡大防止につなげた。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を行った。非常時の転送データ利用訓練については新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 ・システムバックアップとその外部保管（毎日）を行った。 ・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直しに関する検討を行い、新たなバックアップ対象の有無を確認したが対象は無かった。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革の推進を目的として、会議や研修等のWEB上での開催・実施を推進するとともに、主な会議室にWi-Fi回線を敷設し、WEB会議等を安定的に実施可能な通信環境を構築することで、事業継続性の強化を図った。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じた。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を行った。また、災害時に備え機構本部からの指示により大阪コーナーでの業務継続（BCP）のテスト作業を3回実施した（令和3年9月7日、令和3年12月3日、令和4年1月7 	<ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地（西日本地域）へのデータ転送を実施し、災害時に備え機構本部からの指示により大阪コーナーでの業務継続（BCP）のテスト作業を実施した（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）。 ・システムバックアップ及び各業務のデータバックアップとその外部保管を毎日行った。 ・自然災害（風水害・地震）に対する備えとして以下の項目に分けた事業継続計画（BCP）を策定している。 <p>○BCP発動フェーズ：対策本部の設置や基本方針の決定、情報の収集と共有</p> <p>○業務再開復旧フェーズ：人的・物的資源の確保、代替オフィス確保の要否、復旧のための作業及び確認・検討</p> <p>○全面復旧フェーズ：全面復旧の実施及びBCPの解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム運用継続計画（IT-BCP）に基づき、各システムの復旧優先度や内在するリスクを整理し、復旧時間の目標や代替措置による対応目標を設定している。 		
--------------------------------	------------------------------	--	--	--	--	--

<p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。</p> <p>特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。</p> <p>【指標】 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。</p>	<p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用する。</p> <p>特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業の未加入事業主に対する説明会等の機会をとらえて毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図っているか。 	<p>日)。そのうち2回については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため出張を中止し、WEB会議機能で大阪コーナー職員に指示し一部（データセンタからのデータ取得）実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムバックアップとその外部保管（毎日）を行った。 ・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直しに関する検討を行った。 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構職員の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、休憩時間の混雑緩和を目的として、休憩時間の変更等を可能とする総務部長事務連絡を发出（8/25付）し、事業継続性の強化を図った。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じた。 ・中退共電算システムについては、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送と、非常時の転送データ利用の訓練を実施した。 <p>大阪コーナーでの業務継続（BCP）のテスト作業を4回実施した（令和4年6月3日、令和4年8月26日、令和4年11月25日、令和5年3月3日）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムバックアップとその外部保管（毎日）を継続した。 ・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直しに関する検討を行った。新たなバックアップ対象の有無を確認したが、令和4年度については新たにバックアップが必要となった対象は無かった。 <p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用した。</p> <p>特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行った。</p> <p>① 中退共事業本部にて開催された説明会において、財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った。</p> <p>【平成30年度】 15回 600社（達成率 100.0%）</p> <p>【令和元年度】 14回 457社（達成率 93.3%）</p> <p>【令和2年度】 4回 58社（達成率 26.7%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業本部にて開催された説明会において、財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った。 <p>【平成30年度】 15回 600社（達成率 100.0%）</p> <p>【令和元年度】 14回 457社（達成率 93.3%）</p> <p>【令和2年度】 4回 58社（達成率 26.7%）</p> <p>【令和3年度】 24回 369社（達成率 160.0%）</p> <p>【令和4年度】 25回 320社（達成率 166.7%）</p> <p>なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での対面型制度説明会ができなかったため、年度途中よりオンラインによる説明会を準備し、開催した。令和3年度以降については、従前の対面型から全てオンラインによる制度説明会に切り替えた。これにより、機動性、効率性が改善した他、遠隔地から</p>	
--	---	--	---	---	--

<p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 2015（平成27）年度実績15回、2016（平成28）年度実績15回</p>	<p>進を図る。</p> <p>② 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して制度の周知やアンケート調査等を実施するなど効率的な広報活動を行う。</p> <p>③ 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000</p>	<p>・中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付しているか。</p> <p><その他の指標>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して効率的な広報活動を行ったか。</p>	<p>【令和3年度】 24回 369社（達成率 160.0%） 【令和4年度】 25回 320社（達成率 166.7%）</p> <p>なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での対面型制度説明会ができなかったため、年度途中よりオンラインによる説明会に変更し、開催した。令和3年度以降については、従前の対面型から全てオンラインによる制度説明会に切り替えた。これにより、機動性、効率性が改善した他、遠隔地からの参加が可能になり、参加者の裾野拡大に繋がった。</p> <p>② 退職金共済事業と財産形成促進事業で連携し、以下のとおり、広報媒体の相互活用など効率的な広報活動を行った。</p> <p>・各事業年度において、財形制度の周知広報用ポスターに中退共事業の名称や問い合わせ先を盛り込んだ。 ・各事業年度4月発行の「中退共だより」に財産形成促進事業の広告を掲載し、加入事業所及び関係機関等へ配布するとともに、ホームページに掲載した。 ・各事業年度2月に、財形福祉協会発行の「福祉情報」に財産形成促進事業と共同で中退共制度の広告を掲載した。 ・各事業年度5月に、建退共各都道府県支部に財形制度のリーフレットを送付した。 ・各事業年度2月に、建退共事業本部が広告掲載を行っている管工事業業界誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告を掲載した。</p> <p>【平成30年度】 ・中退共制度の案内を盛り込んだ財形制度のポスターを作成し、全国301駅及び関係団体への掲示を行った（12月）。</p> <p>【令和2年度】 ・47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、財産形成促進事業の広報資料と共に中退共パンフレット（ダイジェスト版）を送付した（7/1、7/2・5,000部）。</p> <p>【令和3年度】 ・47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、財産形成促進事業のパンフレットと共に中退共パンフレット（ダイジェスト版）を送付した（5/31・4,700部）。 ・財産形成促進事業のホームページにて公開されている日本FP協会会員向けのオンラインセミナーで、中退共制度の説明動画を掲載した（9/2）。 ・東京働き方改革推進支援センター主催オンラインセミナー「労働生産性向上のための国の福利厚生制度について」にて、中退共事業と財産形成促進事業の共同で説明を実施した（2回）。</p> <p>【令和4年度】 ・47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、財産形成促進事業のパンフレットと共に中退共パンフレット（ダイジェスト版）を送付した（6/1・2,350部）。 ・働き方改革推進支援センター「従業員が安心して働ける環境づくり」にて、中退共事業と財産形成促進事業の共同で説明を実施した（8回、東京・神奈川・埼玉・千葉 各2回）。 ・令和3年度から中退共事業本部及び厚生労働省、労働金庫連合会と財産形成促進事業の共同で、財産形成促進事業のホームページに中退共制度の説明動画を掲載した。</p>	<p>③ 中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主に対して財形制度の資料送付を行った。</p> <p>【平成30年度】 4,441社（達成率 148.0%） 【令和元年度】 4,801社（達成率 160.0%） 【令和2年度】 4,648社（達成率 154.9%） 【令和3年度】 4,905社（達成率 163.5%） 【令和4年度】 5,516社（達成率 183.9%）</p>	<p>の参加が可能になり、参加者の裾野拡大に繋がった。</p> <p>・中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主に対して財形制度の資料送付を行った。 【平成30年度】 4,441社（達成率 148.0%） 【令和元年度】 4,801社（達成率 160.0%） 【令和2年度】 4,648社（達成率 154.9%） 【令和3年度】 4,905社（達成率 163.5%） 【令和4年度】 5,516社（達成率 183.9%）</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・退職金共済事業と財産形成促進事業で連携し、以下のとおり、広報媒体の相互活用など効率的な広報活動を行った。 各事業年度において、財形制度の周知広報用ポスターに中退共事業の名称や問い合わせ先を盛り込んだ。 各事業年度4月発行の「中退共だより」に財産形成促進事業の広告を掲載し、加入事業所及び関係機関等へ配布するとともに、ホームページに掲載した。 各事業年度2月に、財形福祉協会発行の「福祉情報」に財産形成促進事業と共同で中退共制度の広告を掲載した。 各事業年度5月に、建退共各都道府県支部に財形制度のリーフレットを送付した。 各事業年度2月に、建退共事業本部が広告掲載を行っている管工事業業界誌「全管連ジャーナル」に財形制度の案内を盛り</p>	<p>・退職金共済事業と財産形成促進事業との連携については、令和2年度は開催回数が減少した。要因は、目標策定時には想定しなかった新型コロナウイルス感染症拡大に伴うものであり、令和3年度は当初からオンライン方式を実施することにより、目標を達成した。 各年度において、双方のポスターに問い合わせ先や公告を掲載することや、外部セミナーで共同で説明を実施するなど、退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用し、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して効率的な広報活動を行った。</p>	<p>・退職金共済事業と財産形成促進事業との連携については、令和2年度は開催回数が減少した。要因は、目標策定時には想定しなかった新型コロナウイルス感染症拡大に伴うものであり、令和3年度は当初からオンライン方式を実施することにより、目標を達成した。 各年度において、双方のポスターに問い合わせ先や公告を掲載することや、外部セミナーで共同で説明を実施するなど、退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用し、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して効率的な広報活動を行った。</p>
---	---	--	---	---	---	---	---

	<p>件以上送付する。ただし、送付先と部数については、毎年度、効果の検証を行い、その結果を踏まえて見直すこととする。</p>	<p>・各退職金共済事業の資産運用</p>	<p>4 資産運用における社会的に優良な企業への投資</p>	<p>り込んだ財形制度のポスターを作成し、全国 301 駅及び関係団体への掲示を行った（12月）。 【令和2年度】 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、財産形成促進事業の広報資料と共に中退共パンフレット（ダイジェスト版）を送付した（7/1、7/2・5,000部）。 【令和3年度】 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し財産形成促進事業のパンフレットと共に中退共パンフレット（ダイジェスト版）を送付した（5/31・4,700部）。 財産形成促進事業のホームページにて公開されている日本FP協会会員向けのオンラインセミナーで、中退共制度の説明動画を掲載した（9/2）。 東京働き方改革推進支援センター主催オンラインセミナー「労働生産性向上のための国の福利厚生制度について」にて、中退共事業と財産形成促進事業の共同で説明を実施した（2回）。 【令和4年度】 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し財産形成促進事業のパンフレットと共に中退共パンフレット（ダイジェスト版）を送付した（6/1・2,350部）。 働き方改革推進支援センター「従業員が安心して働ける環境づくり」にて、中退共事業と財産形成促進事業の共同で説明を実施した（8回、東京・神奈川・埼玉・千葉 各2回）。</p>	<p>・資産運用における社会的に優良な企業</p>	<p>・資産運用における社会的に優良な企業への投資</p>
<p>4 資産運用における社会的に</p>	<p>4 資産運用における社会的に</p>	<p>・各退職金共済事業の資産運用</p>	<p>4 資産運用における社会的に優良な企業への投資</p>	<p>・資産運用における社会的に優良な企業への投資に</p>	<p>・資産運用における社会的に優良な企業</p>	<p>・資産運用における社会的に優良な企業への投資</p>

<p>優良な企業への投資</p> <p>各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。</p>	<p>優良な企業への投資</p> <p>各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。</p>	<p>において、一定の範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、どのように実施できるかを検討し、平成30年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施しているか。</p>	<p>【平成30年度】 各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるか勉強会の開催や外部セミナーへの参加など情報収集に努めた。</p> <p>資産運用委員会において、当機構の特性を踏まえたESG投資のあり方について審議を行い、投資方法については、ESG投資の収益性に関する調査・研究がまだ発展途上にあり、特に社会的要素については事例も限られている実情を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントや議決権行使の活用形で“社会的に優良な企業への投資”を実施していくことが適当との結論に至った。</p> <p>具体的な活動としては、国内株式及び外国株式運用委託先からスチュワードシップ活動に関する報告を受ける際に、ESG投資に関するエンゲージメント（建設的な意見交換）を実施するとともに、役員が運用機関トップとのエンゲージメントを実施し、本邦企業の経営に於いては“社会的な要素”が重要、との認識を発信した。</p> <p>【令和元年度】 ・平成30年度に引き続き、理事長が主要運用機関のトップマネジメントとの面談（以下、トップ面談という。）を行ったほか、令和元年度においては、新たに運用業務を委託した海外運用機関についても、本国のスチュワードシップ活動担当ラインのトップとの面談を開始した。実務レベルでは、国内株式及び外国株式の運用受託機関について、スチュワードシップ活動をテーマとした年度活動報告会を開催した。同報告会では、改訂版コードを踏まえ、議決権行使やエンゲージメントに関する実績報告にとどまらず、各運用受託機関のスチュワードシップ活動に係るガバナンス（基本方針や資源配分の決定体制等）の確認を行ったほか、ESG投資についての意見交換等を行った。</p> <p>【令和2年度】 ・各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについては、その重要性を運用機関とのエンゲージメントを通じて発信するべく、平成30年度、令和元年度に引き続き、トップ面談を行った。</p> <p>また、日本版スチュワードシップ・コードの再改訂版の受入れ表明に関しては、今回の再改訂で新たに導入された「最終受益者の視点を意識する」という規範について、金融庁や他の公的機関との意見交換や弁護士見解なども踏まえて、委員会にて審議を重ね、9月に受入れ表明を行った。具体的には、受入れ表明文において、スチュワードシップ・コードのソフト・ローとしての性格に鑑み、「Comply or Explain」の説明責任を果たすため、「最終受益者の視点を意識する」という新たな規範について、「退職金を将来にわたり確実に給付するため、制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目指すことが最終受益者（被共済者、共済契約者双方）の利益に合致する」、との解釈を前提とした条件付きの受入れであることを明示した。</p> <p>【令和3年度】 ・令和3年度においても、エンゲージメント実施部署から実務レベルの報告を受けるスチュワードシップ活動報告会と、トップ面談という重層的な活動が実施された。スチュワードシップ活動報告会では、エンゲージメントの内容や議決権行使における考え方等について説明を受け、意見交換が行われた。理事長による主要運用機関トップマネジメントとの面談では、運用受託機関と親会社とのファイヤーウォールに反しないよう配慮しつつ、グループにおける資産運用分野を巡る長期的戦略や同分野への資源投入等について、意見交換が行われたところである。</p> <p>【令和4年度】 ・令和4年度においても、エンゲージメント実施部署から実務レベルの報告を受けるスチュワードシップ活動報告会と、トップ面談という重層的なスチュワードシップ活動を実施した。スチュ</p>	<p>については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントの形で実施する方針としている。</p> <p>公的機関のアセットオーナーとして、平成30年からスチュワードシップ活動への一段と強い取組を開始した。中退共では、実務レベルで運用受託機関から活動内容の説明を受ける年度報告会に加え、トップ面談を実施し、重層的な活動を展開している。トップ面談を行うのは、本邦資産運用機関によるスチュワードシップ活動の実効性を海外並みに引き上げていくためには、資産運用分野における長期的戦略と資源投入に関する権限と最終責任を有している親会社のトップマネジメントとの建設的対話が不可欠であるとの判断による。本邦金融市場や資産運用業界全体に関する広い見地からの意見交換により、双方に重要な気付きをもたらす貴重な機会になっている。</p> <p>トップとの面談は、開始から5年を経て、面談先からも評価されて定着、アセットオーナーによるスチュワードシップ活動の新しいモデルを作ったものとして資産運用委員会からも高く評価されている。</p> <p>取組当初から一貫して、適切なスチュワードシップ活動、特にエンゲージメントを実施するためには、業界全体として人材養成が必要、との問題提起を行い、広く主要運用機関トップの共感を得た。</p> <p>また、社会（S）要素において、大企業だけでなく中小企業や非正規労働者も含めた労働環境の改善</p>	<p>への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントの形で実施する方針としている。</p> <p>公的機関のアセットオーナーとして、平成30年からスチュワードシップ活動への一段と強い取組を開始した。中退共では、実務レベルで運用受託機関から活動内容の説明を受ける年度報告会に加え、トップ面談を実施し、重層的な活動を展開している。トップ面談は、開始から4年を経て、面談先からも評価され、定着、アセットオーナーによるスチュワードシップ活動の新しいモデルを作ったものとして資産運用委員会からも高く評価されている。</p> <p><その他事項> （有識者からの意見） ・第4期は、（理事長の強いリーダーシップもあって）人材のスキルやコミットメントも非常に高くなっている。（しかし、監視がなくなったときに、組織が組織として独自に回るようなスキルとコミットメントは達成されているか。法人において努力が継続されることを期待する。）</p>	<p>資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントの形で実施する方針としている。</p> <p>公的機関のアセットオーナーとして、平成30年からスチュワードシップ活動への一段と強い取組を開始した。中退共では、実務レベルで運用受託機関から活動内容の説明を受ける年度報告会に加え、トップ面談を実施し、重層的な活動を展開している。トップ面談は、開始から5年を経て、面談先からも評価され、定着、アセットオーナーによるスチュワードシップ活動の新しいモデルを作ったものとして資産運用委員会からも高く評価されている。</p>
---	---	---	---	--	--	--

			<p>ワードシップ活動報告会では、エンゲージメントの内容や議決権行使における考え方等について説明を受け、意見交換を行った。理事長による主要運用機関トップマネジメントとの面談では、運用受託機関と親会社とのファイヤーウォールに反しないよう配慮しつつ、資産運用のグローバル化が進む中での本邦運用機関の経営戦略及び人材育成戦略のほか、アセットオーナーとしてのESG課題への取組について意見交換を行った。</p> <p>こうした活動の概要については、資産運用委員会に報告後、ホームページで公表している。</p>	<p>や多様性への取組が重要であるとの問題意識も一貫して発信している。</p> <p>この他、日本版スチュワードシップコード再改訂への対応や（令和2年度）、議決権行使のあり方（令和3年度）、カーボンニュートラルに向けたトランジションのあり方（令和4年度）など、折々の重要トピックスについて意見交換を行っている。資産運用委員会からは、内容面でも、発展・深化していると高く評価された。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-1	第5 予算、収支計画及び資金計画		
	第6 短期借入金の限度額		
	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
	第8 剰余金の使途		
	第9 職員の人事に関する計画		
	第10 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括別紙-1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-5のとおり ⑥ 財形勘定	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	第5 予算、収支計画及び資金計画 省略	<自己評価> 評価： B 短期借入金については、財形融資事業における資金繰り上、発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。 職員の人事については、機構が求める人材の確保を図るべく、筆記試験及び個別面接並びに最終個別面接を実施し、平成30年度12名、令和元年度6名、令和2年度6名、令和3年度4名、令和4年度9名を採用した。さらに、特に高い専門性が求められる資産運用やシステム部門の体制強化のため、資産運用部にサステナビリティ統括役を1名（令和5年7月採用の内定）、運用	評価 B <評価に至った理由> 所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。	評価 B <評価に至った理由> 所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。	

	<p>別紙－6のとおり</p> <p>⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7のとおり</p> <p>2 収支計画</p> <p>① 機構総括 別紙－8のとおり</p> <p>② 中退共事業等勘定 別紙－9のとおり</p> <p>③ 建退共事業等勘定 別紙－10のとおり</p> <p>④ 清退共事業等勘定 別紙－11のとおり</p> <p>⑤ 林退共事業等勘定 別紙－12のとおり</p> <p>⑥ 財形勘定 別紙－13のとおり</p> <p>⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－14のとおり</p> <p>3 資金計画</p> <p>① 機構総括 別紙－15のとおり</p> <p>② 中退共事業等勘定 別紙－16のとおり</p> <p>③ 建退共事業等勘定 別紙－17のとおり</p> <p>④ 清退共事業等勘定 別紙－18のとおり</p> <p>⑤ 林退共事業等勘定 別紙－19のとおり</p> <p>⑥ 財形勘定 別紙－20のとおり</p> <p>⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－21のとおり</p> <p>第6 短期借入</p>	<p><評価の視点></p> <p>・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。</p> <p>・短期借入金</p>	<p>第6 短期借入金の限度額</p>	<p>調査役を3名、システム管理部に調査役及びシステム専門職を各1名、それぞれ公募により当該業務に精通した職員を採用した。</p> <p>多様なポストを経験させるべく、平成30年度48.2%、令和元年度42.1%、令和2年度42.3%、令和3年度39.7%、令和4年度15.0%の職員について幅広い人事異動を行った。</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金について、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、各勘定における業務に充てた。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・平成30年度決算から令和4年度決算においては、全て予算の範囲内で執行した。</p> <p>・短期借入金については、財形</p>	<p>・各年度の決算においては、全て予算の範囲内で執行した。</p> <p>・短期借入金につい</p>	<p>・各年度の決算においては、全て予算の範囲内で執行した。</p> <p>・短期借入金について</p>
--	--	---	----------------------------	--	---	--

	<p>金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>① 中退共事業においては20億円</p> <p>② 建退共事業においては20億円</p> <p>③ 清退共事業においては1億円</p> <p>④ 林退共事業においては3億円</p> <p>⑤ 財形融資事業においては391億円</p> <p>⑥ 雇用促進融資事業においては0.1億円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。</p> <p>② 財産形成促進事業において資金繰り上、発生する資金不足への対応のため。</p> <p>③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>④ 予定外の役員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。</p> <p>第7 重要な財</p>	<p>の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。</p>	<p>1 限度額</p> <p>① 中退共事業、② 建退共事業、③ 清退共事業、④ 林退共事業における借入実績はなかった。</p> <p>⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>38億円（平成30年6月26日～6月29日）</p> <p>65億円（平成30年6月26日～7月6日）</p> <p>94億円（平成30年9月26日～9月28日）</p> <p>41億円（平成30年12月25日～12月27日）</p> <p>【令和元年度】</p> <p>30億円（令和元年6月25日～7月1日）</p> <p>160億円（令和元年9月25日～9月27日）</p> <p>109億円（令和元年12月25日～12月26日）</p> <p>162億円（令和2年3月24日～3月27日）</p> <p>【令和2年度】</p> <p>148億円（令和2年6月25日～7月1日）</p> <p>140億円（令和2年9月23日～9月25日）</p> <p>207億円（令和3年3月24日～3月25日）</p> <p>【令和3年度】</p> <p>69億円（令和3年6月22日～7月1日）</p> <p>47億円（令和3年9月21日～9月30日）</p> <p>111億円（令和4年3月24日～3月28日）</p> <p>【令和4年度】</p> <p>73億円（令和4年6月22日～6月30日）</p> <p>30億円（令和4年9月22日～9月29日）</p> <p>148億円（令和5年3月24日～3月29日）</p> <p>⑥ 雇用促進融資事業における借入実績はなかった。</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>	<p>融資事業における資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。</p>	<p>ては、財形融資事業における資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。</p>	<p>は、財形融資事業における資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。</p>
--	---	---	---	--	---	--

<p>第6 その他業務運営に関する重要事項 5 人事に関する事項</p> <p>各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上の観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定すること。</p>	<p>産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。</p> <p>第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努める。</p> <p>1 方針 ① 職員の採用にあたっては、意欲や能力の高い人材</p>	<p>・財形勘定における決算において剰余金が発生した際には、適切に執行しているか。</p> <p>・人材の確保・育成に係る方針を策定し、職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。</p>	<p>第8 剰余金の使途 実績なし。</p> <p>第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施する上で必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営を行った。</p> <p>① 職員の採用にあたっては、機構ホームページへ募集案内の掲載の他、「キャリアタスUC（企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するサービス）」を利用した各大学等への求人情報の提供、また就職情報サイト「リクナビ」への掲載等幅広く行った。 また、選考にあたっては、機構が求める人材(高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事</p>	<p>・実績なし。</p> <p>・各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施する上で必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、その上で以下の取組を行った。 新規職員採用については幅広い募集を行った結果、多数の応募者があり、筆記試験、集団討論、個別面接、最終個別面接により、平成30年度12名、令和元年度6名、令和2年度6名、令和3年度4名、令和4年度9名を採用した。特に高い専門性が求められる資産運用やシステム部門の体制強化のため、資産運用部にサステナビリティ統括役を1名（令和5年7月採用の内定）、運用調査役を3名、システム管理部に調査役及びシステム専門職を各1名、それぞれ公募により当該業務に精通した職員を採用した。 研修については、各年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」</p>	<p>・特に高い専門性が求められる資産運用やシステム部門に、公募により当該業務に精通した職員を採用した。 各年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 多様なポストを経験させ職員の働く意欲と職場の活力を高めるべく、幅広い人事異動を行った。 これらの取組により、職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施した。</p>	<p>・特に高い専門性が求められる資産運用やシステム部門に、公募により当該業務に精通した職員を採用した。 各年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 多様なポストを経験させ職員の働く意欲と職場の活力を高めるべく、幅広い人事異動を行った。 これらの取組により、職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施した。</p>
---	---	--	--	--	---	---

<p>をより広く求める。</p> <p>② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。</p> <p>③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。</p> <p>第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。</p> <p>①退職金共済契約又は特定業種退職金共済</p>	<p><定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てたか。</p>	<p>を分析し、解決策を導き出すことができる人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材)の確保を図るべく、筆記試験、集団討論による面接、職員との初期面接及び最終個別面接を実施した。</p> <p>【平成30年度】応募者390名 採用者12名 【令和元年度】応募者172名 採用者6名 【令和2年度】応募者222名 採用者6名 【令和3年度】応募者244名 採用者4名 【令和4年度】応募者123名 採用者9名</p> <p>さらに、特に高い専門性が求められる資産運用やシステム部門の体制強化のため、資産運用部にサステナビリティ統括役を1名(令和5年7月採用の内定)、運用調査役を3名、システム管理部に調査役及びシステム専門職を各1名、それぞれ公募により当該業務に精通した職員を採用した。</p> <p>② 前年度における研修実施結果等を踏まえ、毎年度、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。</p> <p>【平成30年度】研修実績 91回 1,214名 【令和元年度】研修実績 104回 1,034名 【令和2年度】研修実績 48回 756名 【令和3年度】研修実績 56回 1,177名 【令和4年度】研修実績 68回 1,505名</p> <p>③ 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行い、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、機構内の人事異動を幅広く行った。 機構職員の人事異動規模 【平成30年度】48.2% 【令和元年度】42.1% 【令和2年度】42.3% 【令和3年度】39.7% 【令和4年度】15.0%</p> <p>第10 積立金の処分に関する事項 平成30年度においては前期中期目標期間繰越積立金の繰越額について厚生労働大臣の承認を受けるとともに、残余の積立金及び財形勘定における平成30年度給与削減分については国庫へ納付した。</p> <p>・前期中期目標期間繰越積立金の繰越額について、以下のとおり厚生労働大臣の承認を受けた(平成30年6月29日)。</p> <table border="1" data-bbox="845 1486 1516 1753"> <tr> <td>中退共事業等勘定</td> <td>給付経理</td> <td>433,491,345,052円</td> </tr> <tr> <td>建退共事業等勘定</td> <td>給付経理</td> <td>93,682,910,734円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別給付経理</td> <td>14,707,043,196円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務経理</td> <td>33,401,936円</td> </tr> <tr> <td>清退共事業等勘定</td> <td>給付経理</td> <td>2,478,095,360円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別給付経理</td> <td>177,038,107円</td> </tr> <tr> <td>財形勘定</td> <td></td> <td>12,255,325,820円</td> </tr> <tr> <td>雇用促進融資勘定</td> <td></td> <td>1,019,441,686円</td> </tr> </table> <p>・前期中期目標期間繰越積立金から上記の当該繰越額を差し引いた額を、以下のとおり国庫に納付した(平成30年7月10日)。</p> <table border="1" data-bbox="845 1822 1516 1885"> <tr> <td>財形勘定</td> <td>11,849,272円</td> </tr> <tr> <td>雇用促進融資勘定</td> <td>843,143,626円</td> </tr> </table>	中退共事業等勘定	給付経理	433,491,345,052円	建退共事業等勘定	給付経理	93,682,910,734円		特別給付経理	14,707,043,196円		業務経理	33,401,936円	清退共事業等勘定	給付経理	2,478,095,360円		特別給付経理	177,038,107円	財形勘定		12,255,325,820円	雇用促進融資勘定		1,019,441,686円	財形勘定	11,849,272円	雇用促進融資勘定	843,143,626円	<p>に基づいた研修を実施した(実施回数及び参加人数:平成30年度91回1,214名、令和元年度104回1,034名、令和2年度48回756名、令和3年度56回1,177名、令和4年度68回1,505名)</p> <p>人事異動については、多様なポストを経験させ職員の働く意欲と職場の活力を高めるべく、平成30年度48.2%、令和元年度42.1%、令和2年度42.3%、令和3年度39.7%、令和4年度15.0%の職員について幅広い人事異動を行った。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・前期中期目標期間繰越積立金について、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、各勘定における業務に充てた。</p> <p>・前期中期目標期間繰越積立金について、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、各勘定における業務に充てた。</p> <p>・前期中期目標期間繰越積立金について、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、各勘定における業務に充てた。</p>
中退共事業等勘定	給付経理	433,491,345,052円																													
建退共事業等勘定	給付経理	93,682,910,734円																													
	特別給付経理	14,707,043,196円																													
	業務経理	33,401,936円																													
清退共事業等勘定	給付経理	2,478,095,360円																													
	特別給付経理	177,038,107円																													
財形勘定		12,255,325,820円																													
雇用促進融資勘定		1,019,441,686円																													
財形勘定	11,849,272円																														
雇用促進融資勘定	843,143,626円																														

	<p>契約に係る中小企業退職金共済事業</p> <p>②前記①の業務に附帯する業務</p> <p>③ 財産形成促進事業</p> <p>④雇用促進融資事業</p>	<p>財務諸表等について主務大臣の承認を受けたことから、前中期目標期間繰越積立金のある各勘定の経理において、当期損失金を計上した経理の取り崩し及び今中期目標期間中に積立金がある各勘定の経理のうち、当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり①～④の業務へ充てた。</p> <p>①退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業</p> <p>②前記①の業務に付帯する業務</p> <p>③財産形成促進事業</p> <p>④雇用促進融資事業</p> <p>【前】前中期目標期間繰越積立金、【積】積立金 (平成30年度)</p> <table border="0"> <tr> <td>①中退共事業給付経理</td> <td>3,457,670,849円</td> <td>【前】</td> </tr> <tr> <td>建退共事業給付経理</td> <td>9,325,046,629円</td> <td>【前】</td> </tr> <tr> <td>②建退共事業特別給付経理</td> <td>464,407,784円</td> <td>【前】</td> </tr> <tr> <td>④雇用促進融資勘定</td> <td>39,403,452円</td> <td>【前】</td> </tr> </table> <p>(令和元年度)</p> <table border="0"> <tr> <td>①中退共事業給付経理</td> <td>55,833,057,514円</td> <td>【前】</td> </tr> <tr> <td>建退共事業給付経理</td> <td>21,391,092,036円</td> <td>【前】</td> </tr> <tr> <td>②建退共事業特別給付経理</td> <td>845,660,472円</td> <td>【前】</td> </tr> </table> <p>(令和2年度)</p> <table border="0"> <tr> <td>①清退共事業給付経理</td> <td>92,913,771円</td> <td>【積】</td> </tr> <tr> <td>②建退共事業特別業務経理</td> <td>1,118,733円</td> <td>【積】</td> </tr> <tr> <td>建退共事業特別業務経理</td> <td>4,609,654円</td> <td>【前】</td> </tr> <tr> <td>清退共事業特別給付経理</td> <td>1,456,611円</td> <td>【積】</td> </tr> </table> <p>(令和3年度)</p> <table border="0"> <tr> <td>②建退共事業特別業務経理</td> <td>312,686円</td> <td>【積】</td> </tr> <tr> <td>建退共事業特別業務経理</td> <td>30,838,567円</td> <td>【前】</td> </tr> <tr> <td>清退共事業特別給付経理</td> <td>1,103,082円</td> <td>【積】</td> </tr> </table> <p>(令和4年度)</p> <table border="0"> <tr> <td>①中退共事業給付経理</td> <td>4,483,625,236円</td> <td>【積】</td> </tr> <tr> <td>建退共事業給付経理</td> <td>8,535,644,062円</td> <td>【積】</td> </tr> <tr> <td>建退共事業給付経理</td> <td>2,956,682,912円</td> <td>【前】</td> </tr> <tr> <td>建退共事業業務経理</td> <td>122,606,415円</td> <td>【積】</td> </tr> <tr> <td>清退共事業給付経理</td> <td>56,682,007円</td> <td>【積】</td> </tr> <tr> <td>清退共事業給付経理</td> <td>67,320,979円</td> <td>【前】</td> </tr> <tr> <td>②建退共事業特別給付経理</td> <td>478,403,778円</td> <td>【積】</td> </tr> <tr> <td>建退共事業特別給付経理</td> <td>317,710,436円</td> <td>【前】</td> </tr> <tr> <td>建退共事業特別業務経理</td> <td>10,487,416円</td> <td>【前】</td> </tr> <tr> <td>清退共事業特別給付経理</td> <td>1,492,404円</td> <td>【積】</td> </tr> </table> <p>積立金は一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次のとおり、厚生労働省の承認を受けるとともに、雇用促進融資勘定における残余の積立金を国庫に納付する。</p> <p>積立金の繰越額について、以下のとおり厚生労働大臣の承認を受けた（令和5年6月29日）。</p> <table border="0"> <tr> <td>中退共事業等勘定</td> <td>給付経理</td> <td>447,505,311,826円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務経理</td> <td>1,056,902,302円</td> </tr> <tr> <td>建退共事業等勘定</td> <td>給付経理</td> <td>60,010,089,157円</td> </tr> </table>	①中退共事業給付経理	3,457,670,849円	【前】	建退共事業給付経理	9,325,046,629円	【前】	②建退共事業特別給付経理	464,407,784円	【前】	④雇用促進融資勘定	39,403,452円	【前】	①中退共事業給付経理	55,833,057,514円	【前】	建退共事業給付経理	21,391,092,036円	【前】	②建退共事業特別給付経理	845,660,472円	【前】	①清退共事業給付経理	92,913,771円	【積】	②建退共事業特別業務経理	1,118,733円	【積】	建退共事業特別業務経理	4,609,654円	【前】	清退共事業特別給付経理	1,456,611円	【積】	②建退共事業特別業務経理	312,686円	【積】	建退共事業特別業務経理	30,838,567円	【前】	清退共事業特別給付経理	1,103,082円	【積】	①中退共事業給付経理	4,483,625,236円	【積】	建退共事業給付経理	8,535,644,062円	【積】	建退共事業給付経理	2,956,682,912円	【前】	建退共事業業務経理	122,606,415円	【積】	清退共事業給付経理	56,682,007円	【積】	清退共事業給付経理	67,320,979円	【前】	②建退共事業特別給付経理	478,403,778円	【積】	建退共事業特別給付経理	317,710,436円	【前】	建退共事業特別業務経理	10,487,416円	【前】	清退共事業特別給付経理	1,492,404円	【積】	中退共事業等勘定	給付経理	447,505,311,826円		業務経理	1,056,902,302円	建退共事業等勘定	給付経理	60,010,089,157円			
①中退共事業給付経理	3,457,670,849円	【前】																																																																																				
建退共事業給付経理	9,325,046,629円	【前】																																																																																				
②建退共事業特別給付経理	464,407,784円	【前】																																																																																				
④雇用促進融資勘定	39,403,452円	【前】																																																																																				
①中退共事業給付経理	55,833,057,514円	【前】																																																																																				
建退共事業給付経理	21,391,092,036円	【前】																																																																																				
②建退共事業特別給付経理	845,660,472円	【前】																																																																																				
①清退共事業給付経理	92,913,771円	【積】																																																																																				
②建退共事業特別業務経理	1,118,733円	【積】																																																																																				
建退共事業特別業務経理	4,609,654円	【前】																																																																																				
清退共事業特別給付経理	1,456,611円	【積】																																																																																				
②建退共事業特別業務経理	312,686円	【積】																																																																																				
建退共事業特別業務経理	30,838,567円	【前】																																																																																				
清退共事業特別給付経理	1,103,082円	【積】																																																																																				
①中退共事業給付経理	4,483,625,236円	【積】																																																																																				
建退共事業給付経理	8,535,644,062円	【積】																																																																																				
建退共事業給付経理	2,956,682,912円	【前】																																																																																				
建退共事業業務経理	122,606,415円	【積】																																																																																				
清退共事業給付経理	56,682,007円	【積】																																																																																				
清退共事業給付経理	67,320,979円	【前】																																																																																				
②建退共事業特別給付経理	478,403,778円	【積】																																																																																				
建退共事業特別給付経理	317,710,436円	【前】																																																																																				
建退共事業特別業務経理	10,487,416円	【前】																																																																																				
清退共事業特別給付経理	1,492,404円	【積】																																																																																				
中退共事業等勘定	給付経理	447,505,311,826円																																																																																				
	業務経理	1,056,902,302円																																																																																				
建退共事業等勘定	給付経理	60,010,089,157円																																																																																				

				特別給付経理 13,033,328,867 円 業務経理 1,009,514,661 円 清退共事業等勘定 給付経理 2,410,774,381 円 特別給付経理 206,514,625 円 財形勘定 14,245,932,138 円 雇用促進融資勘定 187,112,574 円 積立金から上記の当該繰越額を差し引いた額を以下のとおり国庫に納付予定（令和5年7月10日）。 雇用促進融資勘定 1,070,922,894 円			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

○目的積立金等の状況

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	430,034	374,201	374,201	374,201	374,201
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	157,512	153,811
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	—

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	2,655	2,655	2,655	2,655	2,588
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	185	90	96	39
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	—

財形勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	12,255	12,255	12,255	12,255	12,255
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	705	1,277	1,629	1,816
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	—

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	98,634	76,397	76,393	76,362	73,077
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	10	395	20,215	11,078
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	—

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	—	—	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	—

雇用促進融資勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	980	980	980	980	980
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	49	141	206
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	0	0	0	0	0
当期の運営費交付金交付額(a)	31	31	30	30	29
うち年度末残高(b)	0	0	0	0	0
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%